

令和2年6月9日（火）

（第1日目）

## 令和2年第5回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

令和2年第5回荅北町議会定例会は、令和2年6月9日荅北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	錦戸 雅志
教育課長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会計課長	松村 保則

## 8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から令和2年第5回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

ここで、令和2年5月29日開催の荅北町議会運営委員会に諮問されました議案第46号、荅北町レタス価格安定基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、本会議に上程しない旨の申し出が令和2年6月4日付け、町長からあっております。なお、このことに伴い、諮問された議案第47号が議案第46号に、議案番号を1つ繰り上げる扱いとなります。

以上、報告をさせていただきました。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、石田みどり君、7番、浜口雅英君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月11日までの3日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

4月28日、天草広域連合本部で開催されました島原・天草・長島架橋建設促進期成会総会に出席しました。

5月15日、天草広域連合本部で開催されました天草広域連合議会運営委員会に、熊本市自治会館別館で開催されました県町村議会議長会第1回理事会に出席しました。

5月22日、荅北町監査委員から随時監査を実施した旨の報告がありました。会議3日目に代表監査委員からご報告いただくこととなります。

6月3日、天草市民センターで開催されました、令和2年度天草空港利用促進協議会総会に出席しました。

6月5日、富岡海水浴場で開催されました、富岡海水浴場等安全祈願祭に出席しました。

苓北町監査委員から令和元年度2月分・3月分・4月分、令和2年度4月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧頂きたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をいたします。

まず、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大のため、緊急事態宣言の発令や外出自粛、休業要請等によりほとんどの行事等が中止となっております。

そのような中ではありましたが、令和2年度の町内小中学校の入学式は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、新入学の児童・生徒とその保護者及び教職員のみとして4月9日にそれぞれ開催されました。今年度の入学者数は、小学校が坂瀬川小学校6名、志岐小学校25名、富岡小学校19名、都呂々小学校5名の計55名。苓北中学校の入学者数は61名でありました。

小中学校においては、3月から5月末までの休業の予定でしたが、5月25日から一部再開となり、給食の提供も始められており、6月1日から感染症対策を取った上で、再開されております。

なお、1学期の終業式は7月31日、夏休みが8月1日から8月23日まで、2学期の始業式を8月24日とする予定となっております。

次に、諸行事でございますが、4月の長崎苓北会、苓北町戦没者追悼式、5月の天草西海岸春の窯元めぐり、6月の福祉スポーツ大会が中止となっております。

今後の諸行事につきましても、中止が決定されているものは6月21日に予定されておりました関西ふるさと苓北会総会、7月18日から19日に予定されていた苓北じゃっと祭が中止となっており、また、例年、クリーン作戦と同日に開催しておりました苓北町避難訓練は、密集・密接の場面を避けることができないため、中止することといたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症は世界中で発生していることから、今年度の苓北町青少年国際交流研修生派遣事業につきましても中止することと致しました。

次に、開催行事でございますが、令和2年度茶北さわやかクリーン作戦につきましては、7月12日、日曜日、午前7時から8時までの1時間以内として、時間を短縮して実施をお願いすることとしております。なお、当日悪天候の場合は、中止といたします。中止の場合は、防災行政無線並びに各家庭に配備しているIP告知端末にてお知らせいたします。また、本年度は、家庭用粗大ゴミの回収は行いません。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

## 日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、松本良人君。

○5番（松本良人君） おはようございます。通告1番、5番議員の松本良人でございます。通告に基づき、ご質問をいたします。

1番、教育機関における地域格差、差別に対する考え方についてお尋ねをします。

人権啓発用語として近年差別という言葉が使われ、その対応が文科省、法務省をもとに重要視されてきている。

本町においては、行政的な差別はないものと信じていますが、子どもたちの指導、地域内社会教育においてどのような教育体系を取られているのか、お尋ねをいたします。

平成27年4月に中学校は統合され、新たな茶北中学校として発足されました。これに伴い、旧坂瀬川中学校、旧都呂々中学校は廃止され、同校区の生徒たちは通学バスにより通学することになりました。この通学バス利用による通学方法に地域でまちまちであり、地域間に格差が生じているように思われますが、現状、利用規程等はどうなっているのか、お尋ねをします。

次に、各公民館、館長を主として、公民館の活動が志岐、富岡、坂瀬川、都呂々地区ごとに実施され、過疎化、高齢化社会に対応すべく活動が行われているものと思われま

す。しかしながら、社会教育をはじめ、様々な活動が行われている反面、各館その活動や方法、内容、事業量に格差が生じ、地域間で歯車がかみ合わないことがあります。このことにより町民に不安を与えているように感じます。この人口7,000人強の茶北町で、実に情けないものでありますが、委員会として把握されているか、お尋ねをします。

また、このことは、地域住民は館長手腕、やる気次第で公民館活動の恩典、言い換えれば町民サービスが大となるか、小となるかではありますが、このことから社会教育をはじめ様々な活動に格差が生じ、ややもすると行政サービス自体、格差が生じかねませ

ん。

学校教育においては、教育に格差を出さない。それにより差別しないように、郡・市・町を越えての教職員の異動が行われ、町においても年次ごとに、職員の異動がある。公民館においても、各地域間で館長の異動を行い、公民館活動、社会教育、住民サービス等に格差が生じないよう、また差別がないように対応できないか、お尋ねをします。

2 番目です。国道 3 8 9 号の安全対策について、お尋ねをします。

これまでに国道 3 8 9 号の安全対策について幾度となく一般質問、もろもろの委員会等において災害のない安全な道路の保全をお願いしてきました。天草市においてはこの国道 3 8 9 号唯一の未改修であった下田南地区の改良工事も、取り付け道路や本体橋桁も完成しトンネル工事の段階に入りつつあり、完成間近である。

一方、都呂々地区の下田浜平から年柄までの区間は、大雨による通行止めは常習化しています。特に、豪雨の場合、国道、県道、町道、林道が決壊、崩壊し、都呂々地区は孤立します。これまでに、萱の木、竹の迫は幾度となく山肌が崩壊し、国道が通行不能となりましたが、車や歩行者に被害が及んでいないのは不幸中の幸いであったと思っております。

先の議会一般質問において竹の迫地区の国道は、九州電力の石炭灰を活用し、思い切ったかさ上げを提案しましたが、取り合ってもらえない状態でした。そういう現状下の中で、再度、国道 3 8 9 号の安全対策、県道・町道の迂回路の整備等、今後の計画をお尋ねします。

令和 2 年 5 月 1 6 日、時間的には 1 0 時ごろから 1 3 時 3 0 分ごろでございましたけれども、集中豪雨により交通止めが行われました。今回の防災無線による交通止めの広報に一部都呂々在住の方から、病院の夜勤になっているが、どうしたらよいかとなど、複数の問い合わせがありました。狸川内線、最悪の場合は濁淵線を紹介しましたがけれども、準夜、これは 1 2 時ぐらいまでの勤務だと思います、夜中の通行に戸惑いは隠しきれない状況でございました。孤立した場合の交通手段等は、町としてどのような対策を持っておられるか、お尋ねをします。

3 番目でございます。新型コロナウイルスへの対応についてお尋ねをします。このことにつきましては、5 月 1 4 日、全員協議会において、執行部からこれまでの対応・対策について説明もありましたが、質問等に制限があり、不明な点がありましたので、改めて質問させていただきます。なお、他の議員さんからも新型コロナウイルス関連質問がっております。質問内容が重複しないよう範囲内で質問させていただきます。

昨年末に中国で発生した新型コロナウイルスは瞬く間に全世界に広まり、日本においても、感染者は 1 万 7, 1 4 1 人、死亡者 9 1 6 名、これは 6 月 7 日 0 時現在でございます。

ますけれども、に達しており、現在に至っております。厚生労働省はこれまで3密を掲げ、この3つの条件が揃う場所が集団発生の高リスクの低いことを国民に周知し、マスクの着用、外出を控え、手洗い等の呼びかけが行われてきました。並々ならぬ国民の協力があり、緊急事態宣言が4月7日発令され、5月25日解除されましたが、本町においてもこれまでもろもろの対策が行われ、感染者が出なかったことに敬意を表するところであり、町民皆様の協力によるものであります。これまでの対応・行動に反省点がなかったか、また、この後、2波、3波も警戒が必要と思われませんが、今後の対応について、お尋ねをします。

国道389号隣接、旧炭坑ぼた捨て跡地の活用状況についてお尋ねをします。国道389号隣接の旧炭坑ぼた捨て跡地の活用については、これまで複数回、一般質問、委員会等において尋ねてきました。この地は国有地であり、無番地であると思われませんが、町が国から借用し、補助金により駐車場として整備され現在に至っているということです。確かに、ここは九州電力の入り口であり、大型の車両の運行が多く、国道脇に駐車場がないために、大型トレーラーは町道入り口の歩道や都呂々竹の迫地内の駐車場、また、現在歩道として利用されている旧国道の橋等の上に駐車しています。

こういった現状ですが、この土地には、現在トラロープが張られ、お粗末な鉄筋の頭に赤色灯がつけられ、年に数回草払いが行われていますが、現在は雑草が生い茂っており、駐車場としての利用はほとんどなく、公用地としての、面影はありません。これまで、幾度となく質問や意見を申しましたが、納得のいく答弁がないまま、うやむやの中で現在に至っています。この旧炭坑ぼた山の跡地を町が国から借り入れ、補助金により駐車場として整備をすることになった経緯についてお尋ねします。

併せて、補助金により整備された駐車場にもかかわらず、利用ができない理由についてお尋ねをします。

5番目、町管理関係施設の危険箇所の対応について、お尋ねします。

町管理関係施設の危険箇所の対応については、これまで私のほかにも多数の議員からも指摘を受け、その都度対応がなされてきたと思われ。これまでに、庁舎、公園、駐車場、富岡城、道路、河川等かなりの箇所がありましたが、未施工の場合は、危険箇所の表示、バリケードの設定が必要です。その処理はどのように行われているか、お尋ねをします。

施設内での、物損、人身事故が発生した場合の責任は常に管理者にあり、危険表示等、無表示、無指示の事故については、管理者に多額の賠償が課せられることになる場合が多くあります。これから雨期に入り、台風シーズンにもなってまいります。小さい地震も度々発生している状況の中で、地盤のゆるみと豪雨が災害を引き起こす要因となりますが、町管理の町道、林道においては、危険箇所の事故防止対策の対応や把握はさ



れているのか、お尋ねをします。

以上、ご質問いたしますが、回答次第では自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、私から答弁をさせていただきますして、その後、教育長から答弁をさせていただきます。

まず、国道389号の安全対策についてのご質問でございます。国道389号の安全対策、県道、町道の迂回路の整備等、今後の計画についてありますが、国道389号につきましては、県の事業によりまして、平成30年度から法面防災工事が計画的に進んでおります。

県道につきましては、都呂々宮路岳線の第1涼松橋付近の拡幅計画が進められているところであります。

町道につきましては、田ノ平線局部改良工事、年柄1号線落石防護柵設置工事を実施してまいりました。今年度は、狸川内線の拡幅工事を計画しているところであります。

今後、関係事業の早期完成のために国及び県に対しまして、予算確保の要望を続けてまいります。

次に、道路が決壊・崩壊し、孤立した場合の交通手段等の対策についてであります。まずは孤立の要因である道路の被災状況がどういった状況なのか、復旧にどのくらいの時間を要するか等の把握を行い、町内建設業者への取り除きを依頼することになります。大規模で期間を要するようであれば、自衛隊への災害派遣要請をすることになります。

また、孤立時の交通手段につきましては、短時間であれば復旧までお待ちいただくこととなりますが、救急の患者等が発生した場合、気象状況にもよりますが、海上輸送や防災ヘリ、ドクターヘリ等、関係機関等の協力を得ながら早急に、適切な判断と対応を図ってまいります。

荅北町といたしましては、孤立することがないように、道路の整備については国道及び県道の危険箇所等の整備を熊本県に要望してきておりますし、国道につきましては法面の調査が行われ、危険度判定、優先順位付けのもと、法面の整備工事が行われております。県道につきましても、計画的に整備をいただいているところであります。町道においても、危険箇所の整備等を継続的に実施し、孤立することがないように努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスへの対応につきまして、これまでの対応、これからの対応、また、これまでの行動について反省点がなかったかのご質問であります。ご質問の

中にもございましたように、昨年末に中国で発生し、非常に強い感染力を持ったウイルスが全世界に広がりました。国内におきましては、5月末現在で感染者数1万6,912人、死者数897人となっております。

国・県の指導のもとに、この新型コロナウイルス感染症の予防対策といたしまして、町におきましては、2月からマスクの着用、うがい・手洗いの励行と人混みを極力避け、接触機会を減らすように告知端末等で町民の皆様呼びかけを行ってまいりました。また、園児、児童・生徒及び高齢者など感染した場合に重症化しやすい方々には、町に寄付していただいたマスクや町の備蓄マスクを配布しまして、感染予防に努めてまいりました。

これまでの対応により、幸いにして、町内におきましては、発症者は出ておりません。これも、町民皆様方のご協力のたまものだと感謝をしているところであります。

しかしながら、緊急事態宣言が解除され、徐々に人の動きが戻ることによって、コロナウイルスへの危機意識が薄れることが想定され、今後、第2波、第3波の流行も懸念されますので、町といたしましては、引き続き町民皆様へ予防活動の取り組み啓発を行ってまいります。

最後に、今回の事案では、2月5日に町の災害対策会議を実施いたしましてから、状況の予測が難しい中で、その都度、国・県の動向、指導を注視しながら対策会議で協議を重ね、対策を行ってまいりました。その中で反省ということであれば、今回の新型コロナウイルスにつきましては、全く未知のことでわからないことばかりでございましたので、国・県と連携を綿密に行い、その指導のもとに対策を行ってまいりました。できうればこのことを反省点にしまして、今後の第2派、第3派の流行に対して備えをしっかりとしていきたいと考えているところであります。

次に、国道389号の旧炭坑ぼた捨て跡地の活用状況についてのご質問でございました。

まず、駐車場として整備するに至った経緯ではありますが、当時、苓北火力発電所内にあるサッカー場や緑地で開催される町のイベントのときには駐車場不足となり、参加者が国道敷きや個人所有地等に駐車し問題が発生していたため、国道389号に隣接する海浜地をイベント等開催時の町管理駐車場として整備することができないか検討してまいったところであります。平成24年4月に、海浜地の占用、駐車場整備等について、当時の天草地域振興局土木部維持管理課に要望をし、内諾を得ました。同年6月に、県の産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金の交付申請を行い、交付決定を受けたところであります。平成25年1月に県から当該海浜地の占用等に係る協議の回答を受け、同年3月に整備工事が完了いたしました。

次に、補助金により整備された駐車場にもかかわらず、利用ができない理由について

のお尋ねであります。先ほど説明いたしました駐車場整備に係る県との協議で、当該海浜地につきましては、利用目的をイベント開催時の駐車場として県に占用と開発許可をいただき整備した経緯がございます。また、駐車場への出入りについては、都呂々方面からは見通しが悪く交通安全上の問題もありました。松本議員からは、議会予算特別委員会や決算特別委員会等で、この件につきましては多々貴重なご提案をいただいております。

今後、この駐車場につきましては、もう少し自由度の高い利用ができないか、県と協議するとともに、町といたしましても交通安全上の問題等、諸問題の解決に向けて努力して、その結果が出るように頑張りたいと思っております。

次に、町管理関係施設の危険箇所の対応についてであります。ご質問の中にもありましたように、その都度、早急にできるものについて対策を行ってきておりますが、道路等で期間や多額の予算を要する箇所につきましては、危険箇所へのバリケードの設置やトラロープ等による危険表示を行っており、予算の確保後に対策を講ずることにしております。町管理の町道・林道におきましての危険箇所の把握につきましては、それぞれ町道・林道においても把握をしているところであります。

以上、松本議員の質問に答えさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、子どもたちの指導、地域内社会教育における教育体系はどのように行われているかについてのご質問ですが、本町における人権啓発に関する取り組みとしましては、「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び平成22年10月に策定いたしました「苓北町人権教育・啓発基本計画」のもとに、「苓北町人権教育の努力目標」を「町民一人一人に人権尊重の精神が根つき、すべての人々の基本的人権が保障され、差別のない明るい社会の実現を目指す」と掲げ、取り組んでいるところでございます。指導・啓発の場としては、学校教育と社会教育に分かれますが、学校教育では、道徳や学級活動の時間、諸行事を通して、社会教育の場としては、人権啓発講演会の開催や天草人権教育研究大会への参加を通して人権意識の高揚を図っております。

次に、スクールバスの利用規程等についてのご質問ですが、現在、38名の生徒がスクールバスを利用しております。利用規程につきましては、中学校統合準備委員会で保護者等の意見を取り入れながら運行基準等を平成27年に策定しております。運行基準の内容といたしましては、旧苓北中学校校区である志岐・富岡地区は運行を行わないこととしており、生徒の乗車時間の短縮を図るため、バス停は最小限にとどめることの中で、坂瀬川地区は鶴公民館前と小路漁港前、都呂々地区は木場集会所前と旧都呂々中学校前として、現在まで運行しております。

次に、公民館の活動方法、内容、事業量についてご質問ですが、公民館長の職務内容につきましては、公民館事業の企画・運営、管理的事務の統括や地域住民、諸団体との連絡調整、公民館の維持管理等が主な職務内容となっております。公民館事業の計画並びに進捗状況につきましては、毎月、公民館長会議を開催し、年間計画や活動状況等の情報交換を行っております。

最後に、公民館長の異動についてのご質問ですが、現在、各公民館長は、本年度、お住まいの地区の方をその地域の公民館長に任命しております。地域のことをよくわかっていらっしゃる方に公民館長をお願い、公民館活動を実施していただいておりますので、今のところ異動は、考えておりません。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 1番の問題について、教育長にお尋ねをします。町民一人一人に人権尊重の精神が根つき、すべての人々の基本的人権が保障され、差別のない明るい社会の実現を目指すということで申し上げられましたが、これは本当にそうされていますか、差別のないまちづくりに。伺います。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今のご質問でございますが、形はなかなか見えないものでございます。お互いの人権尊重でございますので、お互いの言葉遣い、心配り、その中でやっていければというふうに思っておりますけれども、私たちにとりましては、子どもたち、それから大人、一人一人の発達段階、学習、生活実態、自発的学習意識に応じた人権教育を行うとともに、人権に関する学習環境の整備・充実を図ってまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、差別のない明るい社会の実現を目指すために、これは本当ですかと聞いたわけですよ。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） そのような方向で努力をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 本当だということでございますので、スクールバスについてお尋ねをします。現在の運行計画は、委員会として冒頭申し上げた通学差別に問題はありませんか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） スクールバスの差別についてのご質問ですが、先ほど教育

長が答弁いたしましたとおり、スクールバスの運行計画につきましては、平成27年の中学校の統合の折に保護者等の意見を十分取り入れた中で運行しておりますので、差別はないと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 保護者等の中でということですが、私は地域の荅北町の中で差別はないかと申し上げているわけですよ。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 同じ答弁になりますが、差別はないと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 旧荅北中学校区は運行しないということは、差別のない状況で運行するということだろうと思いますけれども、旧都呂々中学校、旧坂瀬川中学校は、そういうことであれば近隣の中学校の近くで1カ所待合所が、できれば中学校がいいと思いますけれども、起点として送迎することが差別のない送迎方法と思われま。これは、小学校の場合も同じです。旧小学校まで運行するというのが差別のないものと、今までどおりということと思いますが、そこら辺、どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 当時、その分を検討いたしました結果、坂瀬川地区は、距離の関係もございましたけれども、鶴の公民館前、都呂々は木場集会所前ということで、出発点を定めさせていただきました。松本議員さんが言われるのもごもつともなんですけれども、学校の始業時間、バスの台数等々を考慮いたしました結果、坂瀬川地区を2つの停留所、都呂々地区を2つの停留所で現在まで運行しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、町内をそういうことで通学時間とか、授業の開始時間を考慮されますと、志岐地区、富岡地区にもそういった場所が多々あると思います。都呂々地区あたりも、萱の木地区とか、遠いところはいっぱいありますけれども、そこら辺どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今回は、統合によりますスクールバスの運行でしたが、今までの志岐地区、富岡地区に関しましては、今までどおり、荅北中学校に登校していただいておりますので、その範囲内で通行していただいておりますので、富岡地区、志岐地区に関してはスクールバスの運行をしておりません。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） まさにそこら辺が差別じゃなかろうかと思えますよ。知っとならば、まだ悪か差別なんです。どうお考えですか。教育長。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 申し訳ありませんけれども、国連による定義によりますと、差別というのはいろんな形態が存在するけれども、何らかの除外行為や拒否行動である。つまり人権が侵害された場合にこれが生まれてくる、すべてのそういうものを差別と見ると。今回のスクールバスに関しましては、統合に伴って導入された制度でございます。統合時点で、不利益を被らないように苓北中学校に集まる。坂瀬川、都呂々、それぞれの中学校がなくなる。そうすれば、苓北中学校に行くまでのその交通機関としての導入でございますので、志岐、富岡地区につきましては、それまでの苓北中学校への通学と何ら変わるところはございません。それを納得された上での当時のスクールバスの導入であったというふうに考えております。ですから、差別という言葉は、この場合あり得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、児童生徒の通学体系については、差別があると認識しますよ。そうでしょう。町民の方や一般の保護者の方からも、生徒のためにもあまりよくないのではないかというご批判もあります。小中学校間の社会差別があってはいけない。対応を求めます。

続いて、公民館長の職務についてでございますが、館長の職務についてはご説明をいただきました。このことについては質問いたしておりませんでしたので、せっかくでございます。お尋ねをします。このような職務について、誰が厳粛に評価し、チェックをなさるのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 公民館長の業務のチェックに関しましては、先ほど答弁もありましたけれども、年間行事計画を策定しております。毎月の公民館長会議により、業務の精査・指導等を行っております。また、公民館長にも人事評価制度がありますので、評価も今後行ってまいります。教育委員会といたしましては、公民館長に地域活性につながるような指導・助言を今後行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） その毎月の館長会議には、委員会からも教育長とか、あるいは課長、出席されますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 教育委員会の担当の公民館の主事が毎月出席をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そういうことならば、素晴らしい公民館活動があっていると思います。しかしながら、もしそうじゃなかったら4つの公民館がばらばらだったとする。地域間の格差はますます広がるんじゃないかなろうかと。現実には、ばらばらです。どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 各公民館、地域の実情もございます。バラバラという意味も私はあまりわからないんですけども、公民館長さん、それぞれの地域に合った業務内容を遂行されていると思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 実は、教育行政については、子どもから大人まで偏った教育があってはならない。地域間の社会教育においてもそうだと思いますけれども、そのために県教育委員会関係とか、あるいは指導主事、学校長、教頭、異動整理があっているんじゃないかなろうかと思えます。公民館長は、地域においては最高の指導者です。その館長の性格や能力によって、その内容に格差が生じてはいけません。先ほど、今年初めて採用したから云々と申されましたけれども、古い方ばかりです。取り消していただきたい。私は、地域間の館長異動も考慮に入れた体制づくりを望んでいますが、これは地域間の格差をなくすためですよ。再度お尋ねします。今後は、異動は考えられないということですか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、人事評価制度がありますので、今年度の評価をいたしまして、今のところは、もし不適切な分がありましたら指導を行います、異動ということは考えておりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 学校関係の人権や差別、行政の差別あたりは、教育委員会が基になって指導しておられるわけですよ。その指導の一番頭に立たれる、俗に言えば、学校で言えば校長ですよ。校長の異動がないということなんですよ。校長の経験があらわれる教育長、そこら辺、学校に校長が異動なくしてそのまま滞在して、特色ある学校づくりをしようとしたならば、どういった形になると思いますか。それ、良いと思いますか、悪いと思いますか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 長い校長は7年勤めている校長もおりますし、中には1年で代わっていく校長も、それぞれの事情、地域に応じた動きをやっていく中で、そういう年限の違いがあるんだらうと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 言い訳ばかりのような感じがいたします。学校関係とか何かは異動とかあって、なるべく差別を付けない。ここの行政も一緒ですよ、異動はあります。教育委員会自体が、足下をどうでもいいと、我々が都合よければいい、地域の方はどうでもいいという考え方のようでございますので、今後は再度もう一回、入れ直していただきたい。だめなら、また次回に質問いたします。

それでは、国道389号の安全対策でございますが、質問の回答の中で、海上輸送、防災ヘリ、ドクター等の関係の協力を得ながら対応するということですが、大雨、台風、海上の時化、それから地域が広範囲の場合、苅北だけに対応できるか。ヘリあたり、夜間なんか飛ぶのかどうか。そこをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、おっしゃるように気象状況、そこら辺の変化、それと日中なのか、夜間なのかというのはいろいろあると思います。そういった状況を踏まえた中で、関係機関であります警察、消防、医療機関、そういった関係機関と打ち合わせを行いまして、どういった対応をするのが一番いいのかというご意見等を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） いつものことです。ご意見等を伺いながら対応すると、実働の対応は全くなっておらないようですが、そこら辺はいいと思います。悪いですが、しよんなかと、そういう答弁で了解をせろということでございますが、私は了解しませんが、特に今回、大雨ごとに土石流による大災害が発生する竹の迫地区内の安全対策についての回答がありません。安全の対策。再度、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 国道389号の竹の迫地区については、町長答弁でも申し上げましたとおり、法面の整備工事を実施しておりますし、この前の大雨が異常に続いた場合は県が通行止めということをしてはしましたが、それが安全対策ということだと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今まで豪雨のときは、必ず交通止めがなされております。そし



て、本来、降ったときには必ず土砂崩れが発生しております。それでも安全対策はできあがっておるといふことでしょうか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 安全対策、今、進行中でございますので、それまでは雨が続いた場合は県としましては通行止めをして、車両等が巻き込まれないように通行止めにするということでございますので、今、実施中でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 何もされないということでしょうか、ぜひ対策を取っていただきたい。例えば、もう止めますよと、交通止めします、止まってください。竹の迫がもう危ない。それを私は聞いたんですが。そして、狸川内線も危ないときは狸川内線も通行止めをすると、そこら辺が必要じゃなかろうかと思えますよ。この前、5月16日の集中豪雨によって交通止めがなされましたけれども、このときの町の対応はどうだったのか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問ですけれども、5月16日の交通止めの件ですが、実際、警報も出ておりましたので、総務課のほうで待機もしておりました。時間雨量も結構降っておりましたので、関係事業課のほうも課長等が出てきて待機をしている状況でございました。そのような中で、天草広域本部のほうから国道389号については交通止めを行いますという連絡がありましたけれども、その内容がわかりませんでしたので、実際に崖崩れが起こっているのか、どういう状況なのかということをお尋ねいたしました。その中で、国道389号につきましては、連続雨量が200ミリを超えた場合には通行止めを行うということによって基準が策定をされているようでございます。また、当日はそういったことで、連続雨量が200ミリを超過したということでの通行止めでありまして、実際に現場では斜面の崩壊等はあっていない状況でございます。

また、併せて解除についてもご報告しておきますが、解除につきましては1時間当たりの雨量が3ミリ以下のものが3時間続いて、その後に現場の状況を確認した上で解除はいたしますということによって報告をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 長々ありがとうございました。私はそういうことは聞いておりません。私は、県が交通止めをした場合、町は、そこに、現場に行って、できれば町民の誘導ぐらいはしてください。私はずっと向こうの都呂々のほうに行っとつとですよ。濁淵線に行ってくれろとか、狸川内線に回れますよとか、ずっと私はおりましたよ。町からも県からも来んとですよ。全部県はガードマンですよ。そこら辺の全く対応がなっ

とらんとですよ。そこら辺をよろしくお願いします。

それから、狸川内線と濁淵線の関係ですけれども、狸川内線は今年からやりますということですが、今まで用地交渉が行われた、あったにも関わらず、工事が何年もストップしとつとですよ。どういう理由か、お尋ねをします。その間には、災害復旧工事が多分2回ぐらいあつとつとですよ。それも災害復旧費の国費で賄われとつとですよ。国費は、我々の税金なんですよ。どう思われるか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 狸川内線の改良につきましては、平成24年に当該箇所は用地買収を行っております。同年度に改良工事を実施しております。当時の設計をちょっと見てみますと、現在の未改良部分については、当初から計画に入っていないということで、その経緯は不明でございますけれども、用地については将来的に改良ができるように見込んで買収したものとされております。平成24年度に改良をしまして、平成26年災で2カ所災害は実施しておりますけれども、未改良については用地をまた買い増しせんば、去年の設計でわかったんですけれども、当該未改良部分については、また用地を買い増しせんばとできなかったという経緯もあったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） なぜできなかったか。用地を買ったときは、計画があつたはずですよ。なぜそうなつたかの理由を聞いたんですよ。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） なぜストップしたかといいますと、先ほど言いましたけれども、当初からその未改良部分については計画に入らなかったと。ただ、将来的に見込んで用地は先行取得のような形でそこまで1筆買収したということだと思われま

す。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 全然事務所の方は、連携した事務所じゃなかつたですよ。そして、用地だけ買うとつとん、その当時は、まだ田んぼなんかつくつてあつて、貴重な耕作地ですよ。それを無理して買うとつとですよ。それがでけんて。何ででけんたろうかと、地主さんが。そして、私が言うてから、ここを把握しとつとですよ、用地は買うてあつとに何でせんとかて。そこら辺、どうですかね。これ、言うても今新しい課長ですの

のでわかりませんが、町長さんは多分長く町長をしておられるのでわかると思ひま

の迂回路はあそこしかなかつです。本当は都呂々と年柄の一番重要路線なんですよ。よろしくお願いします。

それが、例の濁淵線です。濁淵線は、手を掛けなくても一番健全な道路なんですよ。いつも通られるのが、あそこ1本ですよ。そこら辺が、改良もしてない、舗装もしてなかつですよ。これは私、ずっと言ってきたんですが、できない理由を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） できない理由と申しますと、今まで計画に上がってなかつたということが一番の理由だと思います。私もここは事前に、前、建設課におつたときには舗装をずっとしてきた経緯がございまして、今回も事前に現地を見ましたけれども、未舗装部分のうち傾斜がきつい部分については、今後、舗装等の計画を検討させていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 早う言えば、都呂々は孤立してもどがんでもよかじゃなかかという、町全体の考え方じゃなかろうかなど。一番重要路線は、一番最初に計画せにやいかんのじゃなかですか。そこら辺はどう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 濁淵線につきましては、なるほど、議員おっしゃるとおり、災害とか、今まで私は聞いた覚えがないぐらい比較的災害に強いと申しますか、そういうふうな路線でありますので、そのの通行につきましては、今後整備をしなければならぬとは思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この濁淵線については、ここにおらず議員さん方も多分知っておられる方がおると思います。このときはちょうど議会があつて、狸川内線が通られん、国道が通られん、濁淵線だけ生きとつた。濁淵線からダムの上に行ったら、ダムが上から土砂が流れてきて、ダムのところが通られんだつた。その土砂をはねてここに来たという経緯がございまして、そこら辺は、町長あたりももうご存じだと思つですよ。それから何年もなりますので、ぜひ力を入れてください。よろしくお願いします。

それから、新型コロナウイルスの対応でございましてけれども、庁舎内には相当気を遣つてありますが、申請カウンターで筆記用具は定期的に消毒を行うということでございまして、これは定期的でよかつですかね。普通はもうテレビなんか見ますと、1本、1本交代交代でしよるようでございまして。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 只今の消毒の件でございますが、窓口業務におきましては、午前8時過ぎと午後1時ごろに、毎日1日2回消毒のほうを実施しております。併せまして、来客があった場合には、その都度安心感を持っていただけるように消毒のほうを行っております。また、筆記具につきましても、その都度消毒をするように努めております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 1人使ったら、消毒しよるということですね。この前の説明じゃ、そうじゃなかったように感じたので。

それから、これはすべてのグラウンドの利用が禁止されておりましたね。一部ですが、案内板に理解しがたい内容があったんですよ。1人のご利用は良いという言葉。これは、どういう意味だったんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 社会教育施設のグラウンド等のことと思いますが、個人利用のみなので、団体利用不可という意味で表示はしていたんですけれども、1人のご利用ということの表示をしておりました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ぜひ、わかりやすい説明をしていただきたいなと思います。

それから、4月22日、県知事の要請により温泉プール利用休止が決定したということでございますが、決定までの温泉プールの詳しい利用経過について、ご説明をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 温泉プールにいたしましては、町内でのインフルエンザ等対策会議の中で決定した件でございますが、当時は水泳場ということで許可をしておりましたが、対策会議の中でやっぱり更衣室等が密になるということもありましたので、4月下旬から休館をしている経緯でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今後は、わかりやすい案内をしていただきたい。自分だけわかってっただっちゃ何もならん。よろしくお願いします。温泉プールだったですね、すみません。今のは取り消します。

県内の感染者の中で浴場がかなり多かったと。県内でも初期には15人に4人ぐらいが感染している。温泉センターは営業されておりました。町内施設でも最も危険と私たちは思っておりましたけれども、営業に至った経緯をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 県の緊急事態で、休業要請の開始が4月22日から出ております。温泉センターにつきましては、銭湯、公衆浴場という位置づけで必要最低限の生活を維持するために不可欠なサービスを提供する施設につきましては、県の休業要請は出ておりませんので、とにかく適切な感染防止対策を行って営業をするということになっております。温泉センターにつきましては、4月20日から4月30日までは町内の人及び会員権購入者、また回数券購入者に利用を限定して利用をいただいております。また、5月1日から6日までは休館、それと5月7日から5月31日までは、同じく町内の人及び会員権の購入者、回数券購入者に利用を限定して利用をいただいているところです。この間は、4月17日から休憩室のほうは閉鎖をいたしまして、密にならないようにこの間は閉鎖をして安全対策を取って利用をいただいているというところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 他の都道府県の類を見ますと、ステージ1、2、3とかいうふうに組み込んでありますけれども、スーパーサウナとか、スーパー銭湯、あるいは浴場関係は、プールより危険度が高いんですよ。ランクは上にあつとですよ。県知事の要請で温泉プールの利用が決定した時点で、温泉センターの論議はされませんでしたか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 県に確認を行いました。その折に、とにかく公衆浴場につきましては、必要最低限の生活を維持するために不可欠なサービスを提供する施設ということで、休業要請の対象にはなっておりません。スーパー銭湯、それと銭湯につきましては、同じでございます。先ほどもお話をしたとおり、休憩室につきましては、とにかく4月17日からは閉鎖をいたしまして安全対策を図ったというところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 国内の状況を見ると、国から、県からの指示で潰れている施設なんかがいっぱいあるんですよ。今、それでは温泉センターがどういう状況で、絶対感染しないような対応をどういった形で取っておられましたか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 安全対策ということで、管内には感染予防の啓発チラシを掲示をしまして、とにかく密にならないように3密を防ぐということで、ロビーに

つきましても席のほうの間隔を取りまして利用をさせていただいておるような状況でございました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 国内で、国の機関でもサウナ、スーパー銭湯は危ないという認識をしとつとですよ。熊本県でもそういったことは取りながら、初期の段階で3分の1以上は銭湯から出とつとですよ。そういったことはご存じだったですかね。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 何度も同じようなことを繰り返すようではけれども、とにかく県のほうに確認をいたしまして、県の指導のもとに実施をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） それでは、県のほうに確認されたということでございますので、県に確認された何かメモとか何かあれば、いただきたいと思います。

会員のみという理由はどういうことだったんでしょうか。お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 緊急事態ということで、とにかく町内の人及び会員権の購入者、それと回数券の購入者の方に限定して利用をさせていただいておったというところでございます。利用者がどこの誰かわかるようにということで、それぞれ個別に名前等の記入をいただいて利用をさせていただいたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） それは、現在、どこの施設もやつとつとでしょう。今も、公民館を使うのにも、グラウンドを使うのにも、違う行動は何かありましたか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） この名前を書いていたという経緯につきましては、とにかく感染予防を図るということで、いざ感染者が出た場合は、どこの誰かというか、特定を図っていくということの中から、それぞれ行ったところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） すみません、一つも私の言った回答になっておりませんので、少し時間を長くください。2回も3回も同じことを言ってもらっては困ります。私は、会員のみというようなことをこの前のところで聞いたような気がするんですが、当時の入館者のリストをください、数を、数でいいですので、わかるとるなら、ここで説明をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 今年の4月と5月の1日の平均の利用者なんですけれども、回数券の利用者の方が1日86人、それとその他の方々が26人というような状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 当然、温泉センターにすれば、少ない人数でも、多い人数でも、運転経費はあまり変わらないと思いますけれども、そこら辺、そういう負担を掛けていると思われませんが、その対策はどう思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 減収分につきましては、補正で対応するようなことを計画していきたいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 一部の人に、一部の考え方によって補正で対応するというのは、私たちは反対しますよ。町民全体に均等に使うようなことをやれるならばいいんですけども、当初、私、教育委員会の質問の中で言ったように差別じゃなかですか。会員権を持っておられるとか、何かとですね。これは終わりますけれども、大体3密があるうちに1つもOKというのは、温泉センターはなかったっじゃなかろうかと私は思いますよ。

ただ、こういった中で、違う質問にまいりますけれども、外出自粛や家に閉じこもり、ストレス、運動不足、いろいろあります。そういった中で、認知症のリスクなどが相当高まると、寝たきりが増えるということもありますけれども、温泉センターはこういう中でOKですよという中で、今、港、あるいは防波堤あたりで釣りが禁止をされております。これは、温泉センターよりも危険度とが高かったのですか、そうでなかったのですか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 温泉センターよりもと比較されますと、当然野外ですので比較はあれですけれども、一応自粛ですね、当初、ゴールデンウィーク期間中は釣りは自粛してくださいということで看板を掲げて自粛をしていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 釣りに行かれた方あたりに、掲示板を置いて注意書きなんか、2メートル以上を間隔を取ってください、マスクの着用をしてください、町外の方はご遠慮くださいとかいうのを書いてでも利用させるわけにはいかんだったですかね。いかんだったけんだったでしょうが、今後は、ぜひそこら辺、検討していただきたいなと思っております。

それから、いろんな面で規制がかかっている中で、例えば公衆トイレにしても常に閉

鎖されたり、夜だけ開けたり、苓北町はまちまちなんですよね。それから、交通止めの標識、案内自体もまちまちです。統制はできませんでしたか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、釣りの件でございます。これは、釣りだけの人ならそう危険はないわけですが、子ども連れが多かったんです。子ども連れが多くて、お父さんは釣りに夢中、お母さんは車の中でゆたっとしとらす。子どもは小さい子どもがうろうろしている。そこに海がなければ危険はないですよ。だから、そこは責任上、立入禁止にせざるを得ない、というところが多々あったと認識をしているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そこは、個人的な感覚で来られる方のモラルで、釣りだけをする人はどうぞというような感覚で案内あたり書いて、できれば職員さんあたりが行って指導していただければ、温泉センターよりもいいと思いますよ。温泉センターの開館よりも、グラウンドでいくらか、何人か、10名ぐらいでしても、あるいは釣りをしたり、海で歩いても、私はいいと思いますよ。コロナの感染はしない、私はそう思いますので、今後2波、3波が来た場合は、ぜひ注意していただきたい。

それから、ちょっと時間がまいりましたけれども、今の時間のロスでカバーしていただきたいと思いますが、国道389号のぼた捨ての関係、これは産業廃棄物処理周辺整備事業補助金交付申請書、これはどういったことで、この法律があるから使われなかったんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 駐車場の規制と、その補助金をもらってのというのは関係はございません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 時間が来ましたので、これで松本良人君の一般質問を終わります。

通告2番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） おはようございます。通告2番、3番議員、廣田でございます。災害対応についてということで、主に私は避難所の件についてお尋ねをしたいと思います。

熊本地震から4年が経ちました。被災者の安否確認、被害状況、避難施設や救援物資に関して、災害時の情報伝達の重要性が再認識されたのではないかと考えます。現在、感染症、いわゆるコロナ禍となっていますが、日本各地で地震も発生しています。これから、雨期、梅雨のことですね、台風襲来時期となり、自然災害も視野に入れなければなりません。あつてはならぬことですが、災害避難についても考えておかなければなり



ません。また、指定避難所は換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話が發生する密接場面、3つの密となりがちではないでしょうか。できることなら親戚や友人の家への避難を誘導する、指定避難所の空調設備、間仕切り、段ボールベッド、敷マットなどをあらかじめ完備しておく。発熱があるなど体調が悪くなられた方のために別の指定避難所を準備しておくなどの対応が必要になってくるのではないのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。報道によれば、熊本県益城町では、梅雨入りを控え、避難所の感染防護を確認する避難所運営訓練が実施されたようです。苓北町においても、感染防護柵や避難所受け入れの手順などを確認、対応を実務的に検証するような機会が必要であると思われます。町長の考えをお聞かせください。

私は、坂瀬川地区の和田区に住んでいます。指定避難所として坂瀬川集会所、坂瀬川公民館、坂瀬川小学校体育館、坂瀬川体育館が指定してあるわけですが、早め早めの避難をと認識はしていますが、自然災害、集中豪雨、台風、地震などは、瞬時にその状況が変わることもあります。そういった中、あの松原川をまたぐ移動には難があると思われます。例えば、自主防災組織が結成されている地区においては、地区で管理・運営する地区公民館、私たちの地区では和田公民館のことでございます、を利用。町職員と連携し、その緊急的避難場所として運営することも必要ではないかと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

さて、災害等で電話が混み合うと、一般固定電話や携帯電話は通信規制がかけられ、実際、東日本大震災では、固定電話で最大90%、携帯電話で最大95%の通信規制が実施されたようです。その中で、災害時でも、通信制限や停電の影響を受けない災害時優先電話、特設公衆電話、公衆電話という言葉をよく耳にしました。

そこで以下3点の事項についても、お伺いします。

項目1、災害時優先電話、特設公衆電話、公衆電話の違いは何なのでしょう。そのことを踏まえて、苓北町には災害時優先電話の指定を受ける電話回線がいくつあるのでしょうか。公衆電話が近くにない指定避難所には、あらかじめその施設に回線を引いておいて、災害時には電話機を接続して通話できるようになる特設公衆電話の設置を検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

また、既に、仮設、設置されるようになっているのであれば、日ごろからの定期的、例えば毎月10日の防災の日など通話の可否の点検、確認が必要ではないのでしょうか。

項目2、公衆電話は、町内に何台設置されているのでしょうか。その設置者は、故障していないかなど、見回り点検されていると思われますが、町としても定期的、毎月10日の防災の日、通話可否の点検、確認が必要ではないのでしょうか。

項目3、令和2年4月に発行された苓北町洪水等ハザードマップには特設公衆電話、公衆電話の設置場所も記載してありました。また、町のホームページにも掲示されてい

ます。非常に有効なことだと思います。しかし、今の小中学生は、公衆電話の使用方法を知らないのではないかとも思います。防災教育の観点からも、公衆電話の設置箇所、使用方法等を各小中学校で履修していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

議員の質問にもございましたように、現在、新型コロナウイルス感染症が収束していない中であり、これから梅雨期となり、その後には台風襲来時期となります。重ねて、南海トラフ地震の可能性も非常に高いという報道もございます。各災害時における感染症を考慮した避難対策が必要ではないかというご指摘は、全くそのとおりであります。苓北町といたしましては、苓北町防災計画や避難所運営マニュアルについて、感染症予防対策などを踏まえた内容に見直し、修正を図っているところでございます。感染防護柵としましては、国の補正予算における地方創生臨時交付金実施計画において、避難所における間仕切りと敷マットを要望しており、今議会の補正予算において間仕切り64張と敷マット250枚の購入に係る経費を計上させていただいております。間仕切りは、1張が2.1メートル×2.1メートル、高さが1.8メートルの4区画であり、64張×4名で256名の対応となります。補正予算が承認された後に速やかに配備できるよう準備してまいります。また配備ができましたら、実務的な避難所設営訓練を行うよう検討しております。

次に、災害時におきまして、瞬時にその状況は変わることもあり、指定避難場所への移動には困難な場合があるため、地区の公民館を利用・運営することも必要ではないかとのご指摘であります。防災計画では避難所につきましては必要に応じて各地区公民館等を臨時に指定するとしております。令和2年4月1日現在、51行政区のうち42行政区で38の自主防災会が設立されております。これまでも各区において、区長さんや自主防災会により自主的に公民館等を避難所として開設していただいたところもございます。今後、より多くの方が安全に避難できますように、各区のご協力をいただきながら、それぞれの区において避難所開設運営をしていただけるような体制を準備してまいります。また、町民の方へは、6月5日発行のお知らせ版において、災害時の避難と感染症対策として、避難所を開設した場合は、避難前の健康状態のチェックをしていただくことや体調が良い方と不安な方を分ける措置を図ること、感染リスクを考えて避難所にいけない方は、親戚や知人宅などに避難する縁故避難、水害時等に外に出るのが危険であるときは、自宅内での水平避難や2階への垂直避難等の対応と、非常用持ち出し品において、マスク、アルコール消毒液、体温計、せっけん、ペーパータオル等を追加して準備されるよう周知を図りました。

次に、災害時優先電話、特設公衆電話、公衆電話についてですが、災害時優先電話については、電気通信事業者が法律（電気通信事業法）に基づき、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため輻輳時（物が1カ所に集中し混雑すること）の優先取り扱い発信を防災関係等の各種機関等に対して提供しているサービスで、苓北町では役場、小・中学校、浄水場等で19カ所21回線がございます。

特設公衆電話につきましては、大規模災害の被災者や帰宅困難者が無料で使用することができるものを、地方公共団体または帰宅困難者対策協議会が要請して、NTT東日本・NTT西日本が収容人数100人当たり1台設置する公衆電話サービスであり、災害救助法の発動または、それに準ずる事態の発生で使用開始するものです。災害時優先電話と同様の輻輳時発信優先扱いとなっております。苓北町におきましては、平成26年4月にNTT西日本と特設電話の設置・利用に関する協定書を結び、同年度において役場、小・中学校体育館、総合センター、各地区公民館等で9カ所整備しております。各設置箇所は、災害時等の避難場所であり、使用できる条件時に一般の卓上電話機を接続して使用するものとなっております。

公衆電話は、不特定多数の人の利用に供するため、街頭、店頭等の公衆が利用しやすい場所に設けられた電話であり、町内では、施設内の設置以外では、苓北医師会病院前と総合センター敷地内、苓北郵便局前、物産館施設敷地内の4カ所がございます。それぞれの管理については、設置者が管理することとなっておりますので、NTTで管理をされています。なお、特設公衆電話については、年に1回を目安として町に連絡の上、接続試験を実施されております。

次に、防災教育の観点から公衆電話の設置場所、使用方法等を小・中学校で履修できないかとのご質問ですが、小中学校を調査したところ、公衆電話の設置場所を知っていると回答した児童・生徒は全体の約58%、使用方法を知っていると回答した児童は約53%という結果でございました。特に、小学校児童が設置場所、使用方法がわからない状況でありますので、今後、各小・中学校で実施予定の地震・津波避難訓練、風水害訓練時に公衆電話の設置場所、使用方法等について指導してまいりたいと考えております。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 再質問させていただきます。

地区の公民館を一時避難所として利用する分には構わないという答弁をいただきました。しかし、町長もご存じのように、私たちの和田区の公民館につきましては、もう地区何十年といいますが、非常に古い建物でございまして、あそこの地区民が集まりすぎると、また二次災害等、いろいろ出てくると思います。

そこで、私が提案するに、苓北町漁協の坂瀬川支所、今閉鎖をしまして、やめてから5年近くになるんですけども、あそこは個人には貸すことはできないということがあったそうです。漁協としても、やっぱりあの建物をそのまま継続していくのも経費がかかりますし大変ですので、もう町ですべて光熱費でも負担していただいて、いざというときの一時避難場所として利用できないかということをちょっとお尋ねしたいんですけども、農林水産課長、ちょっとそこを詳しく教えてもらえませんか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、今回のコロナの関係で申しますと、今までよりも倍、一人のスペースが要るようになりましたので、和田の公民館でもそんなにたくさんは入れなくなるのではないかと。一時的には避難していただいても構わないと思うんですけども、後々それが少し整理をさせていただくようになるんじゃないかと思えますし、元坂瀬川漁協があったところの場所の中身がどの程度の人が入れるか、ちょっと私が数年前に入って見た感じでは、そんなにたくさんは入れないんじゃないか。10人入れるかなという感じじゃないかなと思えますので、これも含めて担当がよく精査をしまして、区長さん、そして役員の方とも相談して、避難所として耐えられるのかどうか、研究をしてみたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） よろしく検討のほう、お願いいたします。坂瀬川地区に限って、私もちょっと今回発言をさせていただきますけれども、松原地区、松原川ですけれども、一番松原川が氾濫するときに被害が大きいのではないかと思いますけれども、あそこの公民館はもう海拔が完全に低いと。坂瀬川集会所を中心に避難所を指定してありますけれども、現在、悲しいことにJA苓北の坂瀬川支所も閉まりました。ここも建物がしっかりしているようでございますので、何とか利用ができないものかなと思うところですけども、あそこは土地が個人の方の土地だということで非常に難しいかなと思えますけれども、そういうところの検討もよろしくお願ひしたいと思います。

今回は、坂瀬川地区に限ってちょっと質問させていただきましたけれども、これからまたほかの地区の避難場所等を調べて質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 廣田議員のご意見としましては、今後のことも考えて、他の地区で管理されている集会所であったり、分館といったものも検討すべきではないかというご意見だと捉えております。おっしゃるように、今年の感染症によって、避難所の使用人員は約半分となってきております。このような中で避難していただく、その中には健康な方、それと一部健康に不安のある方等もいらっしゃいますので、そういった方たちがどの程度になるかわかりませんが、1人でも多くの方に避難していただける体制は

必要だと思しますので、ご指摘のように分館、地区の集会所等を利用できないか、区長さん、自主防災会長さんあたりに今後の打ち合わせを行わせていただいて、ご協力をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。そのように頑張っていたきたいと思  
います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

ここで、11時20分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

通告3番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） お世話になります。通告3番、2番議員の野田謙二でございま  
す。今回は、濱崎教育長に質問させていただきます。

さて、私は、前回の1期目の議員時代の印象で、教育問題には人一倍関心が高いとの  
印象を受けているようなイメージがあるようです。ところが、私の実際の小中学生時代  
は、学校が大嫌いで、中学を卒業したら働きたいと考えるほどの学校嫌いでした。それ  
がたまたま中学3年時の担任教諭と、母親の強い勧めで高校に進学したところ、遊ぶの  
が楽しくて、結果として大学まで進学することになりました。その結果として、たまた  
ま大学で本来の教育とは自由で平等で、だれもが望むだけのレベルで受けられるのが教  
育だという理念を知ってしまっただけです。決して教育に関心が高いのではなく、自分  
の受けた学校での経験に理念との矛盾を多く感じただけです。また、地域の自治体にこ  
そ、自由に教育に関する決定権があることを知っているだけでしかありません。それこ  
そ、本来なら、自由に無限の予算と人材さえあれば、全国どこの地域にも負けない教育  
システムの樹立が可能なはずです。

しかし、単純に、理念と違い、現実の教育には、それでも制限があります。予算の問題  
だけではなく、法的制限や上級官庁からの制約もございますのは、良く存じ上げてお  
ります。

それでも、今回の新型コロナウイルスの影響で、3月に、総理大臣からの学校休業の  
ご要望があり、あくまで地域での判断としての休業となりました。石川県の金沢市で

は、学校の休校はしないと判断され、あくまで結果論ですが、石川県も特定警戒地域に指定される事態になっています。4月には緊急事態宣言も出され、再び学校が休校となる事態となりました。

私は、学校の休業は、政治的には正しかったと思っています。感染防止のためとは言っていますが、それだけではなく、全国民に新型コロナウイルスの脅威を、いち早く認知させる効果があったと思っています。保育園や障害者向けの介護施設は休業させないで、なんで学校だけなんだとの批判もございましたが、感染拡大防止はあくまで名目上の理由で、感染拡大防止の象徴として学校を休業させることで、結果として全国民にウイルスの恐ろしさを共有させることができたと思っています。

さて、ここで肝心なのが、結果として開校できる日数が少なくなった学校をどのように運営していくかが、各地域の政治的手腕ではないかと思っています。そこで地域の学校運営に携わる教育長に、今後の学校運営について伺いたいと思います。

前回の臨時議会後の全員協議会の際に、簡単に今後の学校運営について、夏休みの短縮等のお話がありました。今回は、さらに細かく、修学旅行、体育祭や文化祭等の児童、生徒の学校生活において、通常の日常から変わる行事についても教えてください。特に、修学旅行は県外への行動が制限され、また集団での密の行動が懸念されます。運動会などは、佐賀県佐賀市の三瀬では小中一貫校（生徒数113人）で、5月24日の午前中限定で開催されたと読売新聞が伝えています。もちろん感染防止対策として、観戦の保護者には全員にマスクの着用を課し、全校ダンスを中止し、リレーの前には参加選手全員が手を消毒したそうです。

また、部活動は全国大会が中止され、県内の各大会はどうなるのかも心配なところです。

これらの学校行事は、入学式や卒業式と並んで、結果として学生時代の思い出として残るものだと思います。教育は、あくまで人格の形成が最大の目標です。残る記憶や経験等が人格形成に大きく左右すると私は思っています。それらの学校行事が縮小されるとの話は、新聞やネットなどのメディアで知るのがほとんどです。苓北町の小中学校でも、今年度の行事まで含めて、現在予定されている教育の内容をお聞かせください。

また、特に大きな話題として言われているのが9月入学への変更です。今年度の学校の休業で、本来なら今年度実施されるはずだった教育内容をそのまま大幅にずらし、来年度から9月入学へ切り替えようという話です。これは大阪や東京の知事が前向きに議論を始めており、現在、文科省においても議論がなされています。6月2日の読売新聞では、次年度の9月入学は見送りの見込みとの報道がなされています。加えて、翌日には首相談話として、来年度の9月入学への変更は難しいとの見解が出されました。ま

だ、正式に決定はされてはいませんが、熊本県の教育委員会の意見や教育長の考え方を、話せる範囲で結構ですので、お聞かせくだされば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、今後の学校運営における授業の予定についてでございます。小中学校の授業日数及び標準時数については、学習指導要領総則において、小中学校ともに年間35週以上の授業日と小学校1年生は年間810時間、2年生は910時間、3年生は980時間、4年生以上は年間1,015時間と定められ、各教科ごとに実施すべき時数が割り振られております。各学校では通常、このことに基づき週時程表を作成して授業を進めることとなりますが、今回の小中学校における臨時休業の実施と延長、再延長は学校保健安全法第20条、学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができるに基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために措置されたものであります。その結果、本町におきましては、4月に11日、5月に13日、計24日の実働の授業日数減になっております。このことへの対応としましては、5月22日までの登校日で5日、中学校3年生にあつては7日間の登校日となっております。1学期の終業式を7月31日、2学期の始業式を8月24日とすることで13日の回復、8月2日から8月7日までの小学校6年生、中学校3年生を対象とした補充学習登校で5日を設定し、補ってまいります。また、登校日や家庭学習の指導等の実質的な指導の時間を確保することに努め、子どもたちの学びを保障していきます。

次に、小中学校の行事の予定についてお答えいたします。修学旅行につきましては9月から12月に、小学校は長崎、中学校は関西方面に向けて実施予定でございます。

運動会・体育大会につきましては、都呂々小学校は現在のところ町民体育祭都呂々大会と合同で9月27日実施予定、坂瀬川小学校と志岐小学校は10月以降に授業参観として平日に開催、富岡小学校は実施はいたしますが、期日・方法等については未定でございます。また、苓北中学校は9月20日の午前中に実施する予定であると報告を受けております。

最後に9月入学の実施についてお答えいたします。9月入学については、様々な意見が出されているようですが、現時点で、私の立場からは教育面に絞って2点、お答えさせていただきます。

1点目に、9月入学に今秋から移行すると仮定しますと、現在の学年が来年9月まで1年半続くことになり、来年9月の新一年生は現在の年長児全員と年中児の約半数と予想されます。年齢構成は6歳から7歳5カ月となり、集団構成や知的な発育、体力面か

ら残暑の入学では、かなり無理をする児童が生まれるのではないかと心配されます。

2点目に現在の約1.5倍と予想される児童数への対応は施設・設備の拡充、指導者の確保等多くの解決すべき課題があるように思います。

このようなことから、今回の授業時数の不足を補う方策の一つとして9月入学に向かうことは、かなり無理のあることだというふうを考えております。

なお、熊本県教育委員会においては、協議はしていないというふうな返事をいただきました。

以上、野田議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） いろいろまだ実際に、今後、第2波が来たとき、また学校が休業になる可能性もあるので、まだ未定の部分というのは多いんだろうと思います。その中でも運動会や、あと修学旅行を実施するという前向きな意見がございましたのを喜ばしく思っております。現実には、実際にそのほかにも、例えば苓北町の音楽会とか、私、これというのはすごく印象深く、小学校のとき参加した記憶があるんですけども、これというのは、例えば苓北町の音楽会をやって、そこで優秀なところがまた本渡で改めて天草郡市の音楽会に参加する。この大会というのは、現在予定はされていないんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） それでは、お答えいたします。

また、全国規模になるとNHKの音楽会コンクール、RKK合奏コンクール、すべて中止になっています。苓北町におきましても、密な状態をできるだけ防ぐという状況で、現在の段階ではできないと。関連しますけれども、部活動関係ですので、その他、部活動関係も全国大会、県大会は中止でございます。中体連に関しましては、現在代替の、代わりになるような大会を中学3年生を中心として開いてやろうという、種目ごと、その協議会のほうで進められておりますけれども、現在、7月1日から対外試合はよかろうという中体連からの許可が下りているわけではございますけれども、これも状況次第ではどう変わっていくかわからない。ただ、本当に何らかの形で中3、それから小学6年生の思い出はつくっていききたいなど、密をどこまで避けられるかというのが、今の問題点でございます。そのような状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 小学校、中学校の、まず密を避ける。とりあえず、恐らくあと半年はそれを避けるという行動が、それこそ、ウイルスを防ぐ薬であったりとかが開発されない限りはそれが続くのかなと現在も思っております。学校の密を避けるというのは、もうこれはあくまでもしょうがない。結果として、例えば体育であったり、家庭



科、あと中学校の技術家庭、そういったものが中止される、制限されるという、これもしょうがないなどは思っております。ところが、来年の3月入学ではなく、9月入学へ変更される、只今の教育長のご意見伺いましたけれども、例えば荅北町においては、入学者数が1.5倍になり、その入学予定者の成熟度が違うのが出ますので、それで不自由するだろうというのは、例えば荅北町の少ない人数の中では、それでも対応できる範囲なのではないかと思えます。確かに大都市部は難しいです。実際、そこで地域差が出やすいということが学校として全国的な規模で考えなきゃいけないという難しさはあるだろうとは思っています。そういった意見が、例えば熊本県教育委員会はまだ議論はされていないし、そういう意見が出たこともないというふうなお話を伺いましたけれども、実際、我々が新聞報道がするのは、あくまで全国レベルの文科省での判断です。ところが、そこが要は地方に住んでいると、その現実感というのが伝わりにくいですよ。実際に、政府のほうも来年度は厳しいという意見でありましたけれども、実際、9月入学への変化を望む勢力もありますし、望まないほうの意見もあると思えます。細かいことというのは、我々には伝わらないんですよ。その細かいところ、例えば9月入学賛成側の意見、いや、3月の卒業、4月の入学というほうがいいという意見。教育長がわかっている範囲で結構ですので、どちらの意見、どのような賛成意見、どのような反対意見があるのかというのを細かく教えていただければ幸いです。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） それでは、失礼いたします。

私のほうも、そこら辺、小さいところまでわかりませんが、まず本町の場合でございませぬけれども、仮に1.5倍になったとしますと、施設・設備等に非常に無理をしております。志岐小学校の教室には入りません。とすれば、教室を分けてすれば約、今、支援員の方も入ってもらっていますけれども、1歳半の年齢差でございませぬから、少なくとも3人、4人の支援員の方が付いていなければ、7歳半の子どもさんと6歳になった子どもさんへの指導というのはできませんし、一斉の指導にはなかなか厳しい問題があつて付いていけない。先ほど出ました運動会なんかを考えてみましても、7歳半の子どもさんの足取りと6歳の子どもの足取りが非常に違うものがございます。ですから、まず子どもたちにとって非常に無理をするというふうに判断をしております。ただ9月入学の推進派という意見も聞きますが、教育関係でいきますと大学生の留学、諸外国が9月入学が多ございますので、日本から留学をしていく、外国から留学に来る、そうすれば9月入学にとっては学年のつなぎ目に応じて留学がしやすいと、そういうふうなことを聞いてはおります。多くの政治経済面が絡んでいると思えますけれども、私はそこら辺のことについては残念ながら詳しくは知りませぬので、教育面だけに絞らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） ありがとうございます。実際、教育長でも教育面だけの判断しかできないというの、確かによくわかります。ところが、実際にその教育長の意見というのが、文科省に直接届けられるという機会というのがシステム上ないと思います、なかなか、運がよくなければ。熊本県の教育委員会というのは、その辺の議論、教育長が現時点でわからないと言っているということは、熊本県教育委員会がその意見というのを拾い上げていないということだろうと思うんです。ということは、熊本県の教育委員会から文科省にもこの意見というのは伝わらないというのが現状だろうと思います。実際に、例えば熊本県としては、9月入学には反対ですなり、賛成ですなり、仮に話し合いが行われて、その意見というのを文科省に上げることになるだろうと思うんですけれども、現実に今の教育界で、文科省からどう思っていますかと言われなければ、各地域の教育委員会から文科省にいきなり意見を出しに行くというのがなかなか少ないんじゃないだろうか。これ、報道を聞いてですね、東京とか大阪みたいに大きくて財政的にも力があるところというのはそれができやすいけれども、そうでない地域というのは、逆に文科省から言われるまで文科省に対しては何も言わないというのが多いんじゃないだろうかというイメージがあるんですね。現実のシステム上はどうなっているのかというのを、もしご存じでしたらお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 確かに私の意見というのは非常に小さいんですがございますけれども、私どもの組織としましては、熊本県では町村教育長会議がございます。町と村でございます。それから、今度は都市教育長会議、これは市でございます。これは、合同での市町村教育長会議というのがございまして、これは県教育長に直接面談をしながら意見を届ける場がございます。その上に全国町村教育長会議というのが年に1回開かれておりますし、また都市教育長会議も年に1回、全国組織の中で開かれていて、この席には文科省のほうからも出てきまして、私どもが事前に協議した結果をその場で文科省に要求を上げていくという、そういうふうな組織になっております。定期的な連絡は、県、それから文科省のほうとも取り合えるような関係には入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） だから、私が予想していた以上になかなか柔軟なシステムに現在はなっているんだろうと思います。現実に、実際の教育、これというのは実際に学校の教員をやらないと、それがどれだけ人格形成に効果があるかというのは確認できない

んです。私ども、知識が足りませんので。その辺の判断というのは、自分の経験感覚だけしかなんですよ。実際に学校で現在行われている教育の内容、どれだけ人格形成に影響を与えるか、良い、悪いは置いておいて。私が個人的なこと、経験ですけれども、私、小学1年生のときに、学校教師から、とある理由で怒られまして、それが大変なトラウマになって、そのときの記憶がなかったんですよ。これというのが、大学3年次だったかな、に何で俺、小学校1年生のときの学校の先生の名前、知らないだろうと、ひたすら3日ほど悩みまして、そしたら4日目ぐらいに突然ふっと思い出しまして、ああ、叱られていたんだと。それがトラウマで学校が嫌いになっているわけなんですね。実際に、2年次以降の先生たちは仲良くしていましたし、好きでしたし、何で学校が嫌いなんだろうというのがずっと悩みで、それというのが中学校までずっとそれを引きずっておりまして、ところがそれは誰にも質問ができないんですね。自分でわからないんです。何で学校が嫌いなのか。大学ときに思い出したので、ああ、小学校1年のときに怒られたからだ。しかもそれというのが、要は教師が悪いんですけれども、私は悪いこと何もしてないのに、私が逆に誤解されて怒られたと。それが腹立たしくて、嫌いになったという、くだらないことなんですけれども、でもそれが私を抑圧してしまって結果としてそれがストレスになって学校が嫌いになっているというのが現実だったんですね。だから、小中学校時代、勉強を一切しないしという。これというのは、結果として僕という人間の人格形成にすごく影響を与えているだろうと思うんですよ。そういうこと、恐らくそのときの教師も多分覚えてないはずなんですよ。もう当然のこととして僕を叱っているわけですからね。教育というのは、それだけ繊細なんだろう思うんです、特にちっちゃい子どもに対しては。逆にそれだけのことをわきまえた上で教育をするという覚悟が本当にあるんだろうかと心配になる教師で、個々人の教師にそれだけの覚悟があるんだろうかって、すごく実際に教師たちを見ていて心配することも多々ありました。教員の中では、それだけのことで知識を得た上で指導をしている先生たちもいたのも実際にありました。そういう先生にあたったこともあります、うちの子どもたち。それは、うちの子どもたちは小学校は福岡市で受けていて、福岡市の教員のときにすごく受けたこともあるし、逆に福岡市で、何でこれだけ考えが足りないんだいうのを逆に教師に文句言ったこともあるんですね。実際、天草に来てから、天草の教員に物足りなさをすごく感じているというのが現実なんです。それというのは、熊本県と福岡市で教育委員会が違まして、指導方針とかにも違いがあるというのはわかります。その細かな違いが結果として大きく影響を与えている可能性もすごく感じるんですよ。実際にそこら辺を教育長には県の教育委員会に対しても、実は意見も言ってもらいたいなと期待もしております。なかなかその機会というのは少ないでしょうけれども、そういう機会、現実に年に何回あるか存じ上げませんが、そういうときにそういう意見が

言える機会というのはあるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 直接、県の教育長にお目にかかるのは年に3回から4回ございます。そういうお話ができるというのは、なかなか昼の機会では難しゅうございますので、その後の会のほうでお届けするということはできると思いますし、ぜひそのようにしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） すみません。今回、専門的な質問になってしまい、なかなか大変だったと思いますけれども、今後とも教育行政に関しては、苓北町独特の教育というのできるというのを大変期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告4番、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 通告4番、倉田です。通告の3件について質問させていただきます。

今回は、新型コロナウイルス関係が多く質問されておりますが、私からも質問させていただきます。

最初に、町長に地域が輝く行政区活動補助金交付についてでございますが、1点目に、令和2年4月から町税等の納付方法が、従来の行政区納税組合を通じた納付が廃止され、納税義務者による口座振替と納付書による現金納付となり、まだ2カ月ですべての課税徴収は6月から始まりますが、その納付形態割合と納付状況についてお尋ねをいたします。

2点目に、この補助金交付の令和2年度予算は、平成30年度交付金約2,273万円を基に、新たに町経費として振替手数料、納付書郵送料など、納付形態にもよりますが、概算で年500万円が見込まれ、これまで行政区負担の振替手数料は不要となります。そのため、手数料、郵送料の経費2分の1相当額の250万円を差し引いた額を均等割10.1%、人口割69.5%、広報数5.4%、激変緩和措置として15%として、また財源として特別会計の交付手数料は廃止し、一般会計で町税の1.3%以内と

し、約2,067万円組まれております。また、今後は特別会計に係る手数料交付金約850万円を令和2年度250万円、令和3年度から5年度に各200万円減額し、算定基準も令和5年度で緩和措置を終了し、令和6年度から町税の1%相当額を財源とし、同年度から全ての行政区が減少見込みの新算定基準とする方向で進められております。近年、町税収入も減少傾向にあり、新たな課税客体等が発生しないと収入増は期待できない。であるならば町税1%の総額は減少する可能性が高い。そのような中、町民の声として、行政区活動補助金はある程度交付してほしいとの要望もありますが、一方、町財政も厳しいので区費で賄い自立する必要があるのではとの意見などもあります。どちらの意見も理解でき、悩ましい案件ではありますが、現在、区費を徴収されている行政区はどの程度あられるのか、お尋ねをいたします。

3点目に、現在、我が国は人口減少で少子高齢化が進む中、本町の人口は令和2年4月末現在7,040人で、昨年同時期より172人減少しております。町当局をはじめ、我々町民もこれらの現状を改めて認識、共有し、今後のまちづくりを推進していかねばならないと思うものであります。地域が輝く行政区活動補助金については、令和5年度までに見直され、今後も行政区活動補助金は継続されることと思われませんが、額の配分方法については、行政区の高齢化率、区公民館設置の有無、区域のある程度の面積的・地域的環境等を考慮すべきではないかと考えますが、その見解についてお尋ねいたします。

4点目に、地域が輝く行政区活動補助金項目の中に、特色ある地域活動費があります。今年度予算は10万円が生まれ、区で特色ある事業に交付されるます。過去の事業例について、お尋ねいたします。また、地域が輝く行政区活動補助金の総額の中で、今後はこの事業に重点をおき地区活動を展開し、区の活性化につなげていくことが大事ではないかと考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

次に、2点目の新型コロナウイルスへの取り組みについてお尋ねをいたします。主に支援策等でございますが、1点目に、このところ新規感染者数が減少する中、4月7日発令された国の新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言が5月13日、熊本など39県、また21日には2府1県が、そして25日に東京、北海道他3県も解除され、全面解除となりました。熊本県においては、2月21日初めて感染者が確認されましたが、5月9日からは新たな感染者が確認されておらず徐々に自粛等も解除されつつあります。これまで町当局や関係機関、また町民皆様方には感染予防に対し、それぞれの立場で努力・ご協力をいただき、また町内外からマスクなどの支援物資に感謝いたしますとともに、早期の収束を願っているところでございます。この新型コロナウイルスにより4月7日、国の緊急事態宣言で、人、物流等の移動制限で国内外をはじめ、地域経済、また日常生活に様々な影響と支障が生じております。このため、現在、全国民を対象に

国の特別定額給付金10万円が支給開始され、また子育て世帯への臨時特別給付金として児童手当1人1万円の850万円の支給が準備されております。ご承知のとおり、これらは去る5月14日の町議会第4回臨時会の補正予算に伴うものであり、このほか事業の持続化給付金として、中小・小規模事業者、個人事業主等の事業収入が前年度と比較し、50%以上減少した場合、法人に最大200万円、個人に最大100万円が給付されることになっております。農林水産業費では農業振興費に105万7,000円、水産振興費に82万3,000円が生まれ、その中で事業継続支援金として、法人20万円には4件で、内訳として農業2件、漁業2件の80万円。個人10万円には6件で、内訳として農業3件、漁業3件の60万円が組み立てられておりますが、これらに該当しない農林水産業で、個人年間収入が減少した場合、減少程度にもよりますが支援策はないのか、お尋ねいたします。

2点目に、商工業振興費に事業継続支援金として1,500万円が組み立てられております。これは国の持続化給付金及び県事業継続支援金対象者で、この4月までに前年度同月比30%以上減少した場合、法人20万円には50件、個人10万円には50件の給付が組み立てられておりますが、その利用交付状況について、お尋ねいたします。

また、今回地域では感染拡大予防のため、規制等で観光客など人的交流の減少、イベント行事、会合等の中止や行動制限などで、地域経済も停滞気味であり、回復に向け早期に町独自の支援策が必要と思われれます。そのような中、政府は5月27日、本年度第2次補正予算案3兆9,000億円余りを閣議決定し、地方創生臨時交付金を先の1兆円に新たに2兆円追加し、6月17日の会期までに成立させる方針です。これらを踏まえ、苓北町も期間限定で町内1世帯当たり1万円の町内で使える商品券の配布。また、感染状況にもよりますが町内のホテル、旅館、民宿等の宿泊者1人に3,000円程度の割り引きなど、活性化に向けた取り組みの考えはないか、お尋ねをいたします。

3点目に、今回のコロナウイルスに関し、苓北町農協、苓北町商工会などにも相談が寄せられているとお聞きいたしますが、町当局には何件ほどの問い合わせ相談が寄せられ、またその主な内容についてお尋ねをいたします。

最後に、新型コロナウイルスに伴う小中高校の再開について、教育長にお尋ねいたします。

1点目に、3月2日から町内小中学校など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休校の中で、卒業式、入学式など、かつてない状況下で行われ、また今日まで町当局及び教育委員会をはじめ、児童生徒、保護者、先生方など関係各位には大変ご苦労があられたことと思います。この6月1日、県下全45市町村の学校で再開する方向で進んでおりますが、熊日新聞によりますと県内小中学生を対象に4月28日から5月10日に実施のアンケートで、回答の約1万人のうち7割が長引く休校で不安な気持ちにな

ったと答え、勉強の遅れや生活の乱れ、学校再開後の不登校などを心配する声が多く寄せられ、またスマホやタブレット端末をゲームやSNSのために使う時間が増えた小中学生は80%を超え、休校が子どもたちの生活に大きな影響や変化をもたらしているとの報道がありました。本町の小中学校は休校中、登校日や家庭訪問などでドリル学習や指導、また児童生徒との連絡等は図れていたと伺っておりますが、本校においては報道されている案件など、改めて町内小学校のその間の状況と、今後学習面の遅れ、精神的不安等の対応について、また取り組みについてお尋ねをいたします。

2点目に、ご承知のとおり、この新型コロナウイルスの影響で、政府は来年秋の9月入学の検討を始め、6月上旬に一定の方針を示す考えで、来年から9月入学を導入する場合は、今年の夏休み前に政治判断しなければ間に合わないとの見通しが示されております。また、文部科学省は2021年9月に移行する場合の一斉実施案と段階的实施案の2案を提示してあります。一斉実施案は、2021年に2014年4月2日から2015年9月1日生まれの17カ月間の子どもが新1年生で入学し、この学年の人数は通常の1.4倍になると言われております。一方の段階的实施案は、2021年9月入学を2014年4月2日から2015年5月1日生まれとし、2025年まで5年かけて移行するとされており、どちらの案も待機児童が発生し、現行制度であれば1学年下の子どもの一部が同学年になるなど、影響は大きいと言われております。いずれにいたしましても、国民的課題であり、慎重に対応すべきと思われまます。この9月入学に、最近政府は、来年度導入は厳しいとの見方もあるようでございますが、9月入学について、荅北町教育委員会の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の納税組合廃止に伴う口座振替と納付書による現金納付形態割合と納付状況についてお答えいたします。

まず、納付形態の割合でございますが、口座振替・自動払込利用の申込みが、令和元年度当初課税の納税義務者数5,976人のうち、令和2年3月末日時点で4,975人の申込みがあり、申込み率は83.25%でございました。

税目ごとの内訳は、軽自動車税84.73%、町県民税89.57%、固定資産税84%、国民健康保険税90.79%、水道使用料90.11%、下水道等使用料90.70%となっております。これらを平均しますと納付形態割合は、口座振替87.52%、納付書による現金納付12.48%であります。

次に納付状況でございますが、令和2年4月の軽自動車税につきましては、減免後の調定額2,701万7,700円に対して、5月末時点で口座振替による収納額が2,2

52万1,300円、納付書払いによる収納額が376万600円、合計2,628万1,900円で、収納率は97.28%となっております。なお、前年同期の5月末時点での収納率97.53%と比べまして0.25%減少しております。

次に水道・下水道等使用料の納付状況であります。令和2年4月請求分水道使用料につきましては、公共施設を除く調定額1,293万9,540円に対して、5月末時点での口座振替による収納額が1,072万5,990円、納付書による収納額が212万8,180円、合計1,285万4,170円で、水道使用料の収納率は99.34%となっております。

また、下水道等使用料につきましては、公共施設を除く調定額1,038万1,400円に対しまして、5月末時点での口座振替による収納額が839万1,260円、納付書による収納額が193万9,150円、合計1,033万410円で、下水道等使用料の収納率は99.51%となっております。水道・下水道等使用料を合わせた収納率は99.42%となっており、前年同期の5月末時点での収納率99.79%と比べ、0.37%減少しております。

次に、区費を徴収されている行政区はどの程度あるのかというご質問でありましたが、令和元年度に実施しました行政区に対する実態調査によりますと、区費を徴収されている行政区は51区中38行政区、徴収されていない区が13行政区でございます。徴収されている38行政区のうち、年間費としての徴収が23区で、金額は200円から1万2,000円、月会費としての徴収が14区で、金額は200円から1,000円、徴収はされているが金額の記載なしが1区ございました。

次に、地域が輝く行政区活動補助金につきましては、令和2年度からの収納方法の変更に伴い、昨年度に額の算定方法の見直しを行い、区長、議員の皆様にも説明させていただいたとおり、均等割、人口数、広報数での算定と水道料等の特別会計の徴収手数料廃止に伴う緩和措置を令和2年度から令和5年度までの4年間措置することとしております。令和6年度から緩和措置がなくなりますので、令和5年度に再度見直しを行うこととしており、緩和措置に代わるものとして、倉田議員のご意見にもありましたように、行政区の高齢化率など、地区状況を考慮した加算部分の検討及びそれぞれの全体の率配分を見直すこととしております。

次に、特色ある地域活動事業の過去の事業例と今後は総額の中で、この事業に重点を置き、地区活動の展開、活性化につなげていくことが大事ではないかとのことございました。特色ある地域活動事業を対象とした補助金につきましては、平成19年度に地域が輝く行政区活動補助金交付要綱を制定し、平成19年4月1日から適用しております。対象事業としては、行政区内の自治意識やコミュニティ意識の高揚、地域活性化の一環として、新規に行われる事業としての歴史・文化・伝統行事等の発掘、保存・継承



に係る事業、地域の環境美化等に係る事業、地域コミュニティ活動等に係る事業としております。各年度内におきましては、1行政区1事業とし、他の補助事業等の対象とならない事業に限るとしてしております。また、補助を受けた行政区は、以後5年間は対象とはならないこととなっております。事業例といたしましては、地区の虫追い祭りや放送設備の整備、屋外掲示板設置事業等がございました。倉田議員からは、今後は総額の中でこの事業に重点を置いたらどうかのご意見でございますが、先ほど申しあげましたように、令和6年度からの補助金算定については、均等割、人口数、広報数を基本とし、行政区の高齢化率など地区の状況を考慮した加算部分の検討及びそれぞれ全体の率配分を見直すこととしておりますので、均等割の中にその分を加算することも併せて検討してまいります。

次に、新型コロナウイルスへの取り組みについてのご質問でございました。

1点目は、苓北町事業継続支援金の対象とならない農林漁業者への支援策についてですが、議員ご承知のとおり、苓北町事業継続支援金は、国制定の持続化給付金または熊本県制定の事業継続支援金の支給対象者に対し支援金を上乗せ交付するもので、国の持続化給付金は前年同月比で50%以上減少している事業者を、県の事業継続支援金は前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者をそれぞれ対象としております。この前年同月比の考え方につきましては、農業所得用を用いた青色申告の場合及び白色申告の場合、比較の仕方が特殊であり、前年の事業収入の月平均と申請者が任意に選定する一月での比較が可能となっております。このことから、多くの事業者が支援の対象となり得るものと考えられますが、この前年同月比の考え方をご存知のない事業者も多くあり、現在、農協・漁協を通じて事業者個々への給付金制度の周知に努めているところでございます。周知のいかいもあり、国への給付金申請の手続きを済ませたとの声も多く伺っており、今回の補正予算に農業個人事業主分50件、漁業個人事業主分10件の事業継続支援金の増額を計上させていただきました。

なお、事業継続支援金の対象とならない事業者への支援策につきましては、引き続き給付金の制度周知を図ることで、支給対象者の増加に努めるとともに、国のコロナ対策補正予算の事業内容を的確に把握し、併せまして地方創生臨時交付金の活用も踏まえ、引き続き農協・漁協等関係機関との情報共有、連携を図る中で必要な支援策を検討してまいります。

商品券につきましては、今回の補正にも上げておりますように、7,000人全町民に1件ずつお配りを申し上げるといことと、併せまして宿泊者につきましては6,000円以上、お使いになられる方には2,000円の給付をするということ。それと、それ以下の方々には1,000円の給付をするということをお願いをしているところでございます。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の倉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの野田議員への答弁でもお答えいたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために措置された小・中学校の臨時休業により減じた授業日数は、計24日でございます。

このことへの対応としましては、登校日、夏季休業の短縮、小学校6年生と中学校3年生を対象とした自主登校学習日を設定すること等で授業日数減に対応してまいります。指導内容につきましては、休業期間中に実施しました先生方の学力向上対策委員会や各学年別担任研修会において、吟味した内容に従って指導してまいります。また、休業期間中の児童生徒の生活についてですが、病気や大きなけがもなく過ごし、5月25日には腹痛による欠席児童1名を除き、元気に登校したとの報告を受けております。

次に、9月入学についての教育委員会の見解でございますが、これまでのところ教育委員会議において議題として協議することはありませんでしたので、教育委員会としての見解とは言えませんが、私教育長としての考え方は先ほど申し上げましたように、現状の4月入学が適当だと考えております。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） いろんな職種によりまして、50%以上の減収、あるいは30%以上の減収で、それぞれ中小、あるいは個人的な事業者にいろんな支援とアメが施されておりますが、今回、そういった国の給付事業、あるいは県の支援事業に対し、やはり町独自の上積みをされたということは、非常に事業が厳しい中、大変ありがたい事業だと思っております。そして、なおまた先ほど質問いたしました、やはり小さな規模の農業、漁業等の方々、やはり個人所得が非常に例年になく落ち込んでいるということをお聞き及んでおりました。そういう中で、そういう分野の方に、いわゆる網の目支援等はないのかということをお尋ねいたしましたところ、やはり今度の補正予算に農業関係で50件、また漁業関係で10件の増額予算を計上したということでございますが、やはりこういったいろんな事業所、あるいは団体等に農林水産課をはじめ担当課が出向いていかれる、非常に私はそういった足を運ぶ、あるいはそういった団体等と協議する、非常に高く評価するところでございます。やはりそういった町の職員さん、あるいはトップの動き、町民は感心して見ているんですよ。非常に悩ましいいろんな支援策があるんですけども、何が何じゃろわからんということで、私もはっきり言ってわからない部分が多くあるんですけども、やはりそういう部分を少し解消してやるというのが行政の一つのあり方じゃないかと思っております。そういうことで、非常にそういった行

動に対しては敬意を表するとともに、評価をいたすところでございます。

そうした中で、先ほど町長のほうから地域活性化のために地域で使える商品券あるいは宿泊券等をされるということでございますが、その宿泊券あるいは商品券の発行の状況等、今後の計画・動きについてお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 地域振興券の交付事業につきましては、町民1人当たり、振興券の交付額につきましては、まず飲食店組合加盟店、ホテル、旅館、宿泊、民宿限定分が1,500円ということで、あと参加登録加盟店の全店舗で使用可能な部分が1,500円、合わせて3,000円の振興券を全町民にお配りをする計画にしております。今回の補正予算のほうに計上しているところです。また、宿泊費の助成事業につきましても、宿泊料金の支払いをされた部分で宿泊施設宿泊された方を対象にしまして、1人1泊6,000円以上の宿泊につきましては1人1泊2,000円の助成、それと1人1泊6,000円未満の宿泊につきましては1人1泊1,000円の助成を考えております。この部分で、予算規模で100万円の予算を計上しているところです。

地域振興券の交付につきましては、今月末までに予算が通りましたら発送をいたす計画にしております。7月6日から各戸で使えるようにしたいというふうに考えております。また、宿泊費の助成につきましては7月1日から利用をしていただければというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、答弁の中で課長は、いわゆる飲食店あるいはホテル宿泊等の施設については、もちろんこの予算が通過した後の話でございますけれども、7月6日からスタートして、いわゆる登録された商店の日用品等の購入は7月1日ですか、逆かな。要するに、7月1日と7月6日からの、ダブったというか、離れたスタートというのは、同一はできない理由とは、特に何かあるんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 宿泊費の助成につきましては7月1日から実施をしたいということで、地域の振興券につきましては7月6日の日から使えるように、どうしても地域振興券につきましては、印刷から、商工会の登録店舗の募集の関係で、どうしてもその日になってしまうような状況です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） わかるようで、わからないようなことで、私もちょっとあれなんですけれども、要するに商品券1,500円、ホテルにも宿泊できるんですよ、それを使って。1,500円を使ってホテルに泊まれるんでしょう。そうした場合は、

7月5日までは泊まれんじやなかです。じやなかつかな、そういう理屈にはつながらんとか。券は、まだ発行させんとだろ。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 宿泊費の助成につきましては7月1日からですね。旅館とかホテルに泊まれた方の料金から2,000円とか1,000円を引いてお支払いをしていただくということで、地域振興券につきましては7月6日にはそれぞれの町民の方々に交付をするということで、その日からそれぞれお使いいただけることになると思います。とにかく、飲食店と飲食店組合加盟店とホテル・旅館・民宿限定分が1,500円ということで、あと1,500円につきましては全店舗で使用可能ということで、合わせて3,000円を、お一人3,000円をお配りするということになります。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 要するに、先ほど町長が6,000円以上の宿泊には2,000円の補助があるということでしょう。その2,000円の補助と別に1,500円も使えるんでしょ。ばってん、7月1日からホテルに泊まっても1,500円の券のなかけん、利用でけん、5日間は、そういう理屈は成り立つのかな、違うのかな。私はそこを尋ねるだけで。そらいろんな物理的な順序、作業もあると思うんですけども、やはり、今、国でも言われておりますけれども、やっぱりスピード感をもって取り組んでいただきたい。うちの10万円の給付、苓北町は相当早かったと思います。今日の新聞では、まだ全国で2割ぐらいと総務省が発表しておりますけれども、やはりスピード感を持って、先ほど町長が言われたように、予算が通らんとそら動けんと思いますけれども、やはりある程度予算が通らなくても動ける範囲があると思うんですね。研究してください。そして、よかったら同時に発行がと思いますけれども。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 補足説明をさせていただきます。

まず、苓北町の地域振興券の交付事業のほうでございます。これにつきましては先ほど町長、それから商工観光課長がお答えしましたとおり、町民の方々に1人当たり3,000円分の地域振興券を発行するというところでございまして、中身といたしまして飲食店、飲食店組合の加盟店、それからホテル、旅館、民宿限定分で1,500円、そのほかの、それも含めて参加登録加盟店、小売業あたりも含めますけれども、その加盟店全店舗で使用可能分が1,500円ということで、合わせて3,000円分の地域振興券ということでございます。これは、分けいたしましたのは、これまでの商品券事業の中ではどうしても小売業、そういった部分に使われる分が偏る傾向にあるということで、商工会との協議の中で、特に今回は飲食店、あるいはホテル・旅館等の影響が大きいいということもございまして、半分についてはそういった形の限定分に使用させてもら

いたいということで計画をしたところでありまして、この分につきましては、今回、補正予算に計上しておりまして、補正予算の可決をいただきましたならば、できるだけ早く町民の方々に交付を行い、即効性のある経済対策にしたいということで準備を進めておりますけれども、参加登録の加盟店を募集するというようなことの中で、商工会ともお話しした中で、加盟店を募り、その分をこの店で使えますよというお知らせですね、これを町民全戸に配布をしなければならないという状況もございまして、そうした場合に一番早いのが7月6日の広報日に併せてこのお知らせを発行するとともに、その日から参加登録加盟店での使用ができるように準備を進めたいというようなことの中で、この地域振興券の交付事業につきましては、7月6日からの開始とさせていただきたいという計画でございます。

それから、もう1点のホテルの部分なんですけれども、これにつきましては、これも町長から先ほど説明いたしましたけれども、1人1泊6,000円以上の宿泊には1泊2,000円を助成すると。これは主に町外からの宿泊者を呼び込むという施策でございますので、対象としておりますのは、主には町外の方、旅行者の方を呼び込んで、この助成制度を使って町のほうに宿泊をしていただきたいということのために今回計画しております。これにつきましては、できる限り早く実施をしたいということで、7月1日からはできるであろうというふうなことで、一応7月1日からの予定にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 振興券の発行の意義とその分野分野の振り分けはわかりますけれども、平たく言えば5日間ぐらいは宿泊の券は使われんという意味ですよ。発行してないけん、使われん。町内の者も泊まってよかっでしょう、もちろん。町内のものは使われんじゃなかですか。そこば言いたかけん、なるだけ早めにいただければとお尋ねした、私の質問の仕方も悪かったかもしれませんが。

それで、前後しますけれども、農林水産課長に1点お尋ねしますが、やはり農協さん、漁協さんに出向いていろんな会合、協議されたと思うんですけども、やはりどうですか、実態として、私、現場に行って個人的には知っておりますけれども、全体の空気として、やはり事業の厳しさというのは、どういう環境であるのか。感想を。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、農業ですけれども、レタスがちょうどそのコロナの時期から若干前でございました。ただ国の対象となる50%以下の減少があったかといえば、レタス自体についてはそういった影響はなかったということでございました。果樹についても、そんなには影響はないというふうな話を聞きました。しかしなが

ら、このコロナについては、今後もまだ続く可能性がありますので、国の事業、また県の事業についても、引き続きその支援の対象にはなるというふうな考えでございます。

あと、漁業につきましては、岩カキ、養殖のほうは旬でございますけれども、これについてはかなり影響があつて、例年の1割とか2割というふうな状況でございます。その2業者につきましては、国の持続化の申請をされるご予約でございます。あと、夏場車エビ等の漁がございますけれども、これについても大変厳しいような状況であるというふうなことで伺っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） こういった交付事業については、引き続き各担当課でご努力いただければありがたいと思っております。よろしく願いしておきます。

それと、順番が入れ替わりましたけれども、地域が輝く活動補助金関係でございますけれども、一応5年度ごとに見直すということでございます。いろんな、先ほど、均等割の中で新たな発生部分は考慮して検討するような旨の内容でございましたが、ぜひいろんな形で検討して、少しでもお金が有効に使用されて展開されるように工夫方、いろんな意見を徴収いただければと思っております。

それで、教育関係で1点お尋ねいたしますが、非常に、先ほど野田議員からもご質問がありまして、大まかな流れはわかったわけでございますけれども、やはり24日間の減じた授業日数、これを1学期を延長し、2学期を早くから始めて消化するような内容の答弁だったと理解しておりますけれども、やはり今までこう経験してない先生方、また児童生徒の皆さんでございますが、幸いにも冷房関係はある程度完備させていただいておりますのでいいと思うんですけれども、何せ外に出たり、中に入ったり、身体のいわゆる管理、これは先生方も含めてですけれども、そういったことと併せて、やはり夏用のマスク等の検討はどういう状況であられるのか、その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今回、夏の子どもさんたちの対応なんですけれども、エアコンのほうは付ける方向で、窓を両側開けて、設定温度を下げて使うようにしております。マスクに関しましては、今週中に、このマスクの透明なマスクを600枚購入いたしまして、来週早々には全児童に試験的に配りたいと考えております。それが熱中症対策と、音楽か英語の授業の口元が見えないという授業の対応のために今後試験的に使いたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君）　そういうことで、いろんな角度から健康管理にはご配慮いただければと思っております。やはり児童生徒さんも初めての経験で、非常に戸惑いといましようか、精神的な不安もあられると思えますけれども、よくよくご指導方、また保護者のご協力を願うところでございます。

先ほど、いわゆるこの中学校3年生と小学6年生、はっきり聞き取れなかったんですけども、自主授業ですか、自主学习。この自主というのは、参加してもいい、参加せんでもいいという意味の自主ですか。その辺を若干説明を。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濱崎敏和君）　自主登校、これは授業実数の中には入ってはまいりません。その期間を設けまして、いろんなわからないところとか、それを、密にならないように時間設定を行います。何年生は何時から何時まで、その時間帯であったらばいつでもどうぞというような形で、まず個別の指導を、こちらから声をかけることもあると思えます。先ほどちょっと触れませんでしたけれども、もしもこの後、再度第2波が来たと、そのために現在、7時間授業の構想をしております。といいますのが、新聞でも出ておりましたけれども、中学校では50分も45分も授業時間として認められます。小学校は45分、40分。5分短縮して、中学校は45分、小学校は40分にいたしますと、いろんな休み時間等を確保しながらも、現在と同じ就業時間で7時間は入ると。最終的には、それぞれの学校長の授業の進度具合をみて採択するか、しないかを選ばせたいというふうに思っておりますけれども、そういう形で授業内容の確保、これに向かってはいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　倉田明君。

○10番（倉田 明君）　非常に現場の先生方、児童生徒の方、戸惑いもあられると思えますけれども、よくよくご指導方、お願いしておきます。

そして、また9月入学についても、先ほど野田議員の折にご答弁ありましたけれども、やはりデメリット、メリット、いろいろあると思えます。先ほどの話の中で、やはり留学生の問題の話も出ましたけれども、いろいろな報道等によりますと、やはり世界各国で1月から12月までといましようか、それぞればらばらになっているんですね。やはり9月が若干多ございました。しかし、日本でもご存じのように、明治時代は西洋をマネしてあった時代があったと聞いております。現在の方法もいい、悪いはあると思うんですけども、いずれにいたしましても問題は大きいですので、慎重に対応いただければと思っております。ちなみに、私は現在のままでいいと思っております。

1点申し遅れましたけれども、非常な新型コロナウイルスに対する相談等が町にどういったものが来たかということをちょっと聞きそびれましたけれども、後で尋ねさせていた

だきます。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時54分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告5番、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 通告5番、7番議員、浜口雅英。

質問の相手は町長、質問形式は一問一答です。質問事項、安全・安心なまちづくり。質問の要旨、苓北町地域防災計画の検証。1、新型コロナウイルス感染防止の取り組みと経過。突如、地球規模で人類に恐怖を与えた新型コロナウイルス感染症は、新聞報道によれば、2019年12月中国武漢で原因不明の肺炎患者が確認されたとのこと。その後、2020年1月16日には国内初の感染者が発生し、30日には世界保健機構が緊急事態宣言を発しました。

その後、世界では2020年5月27日現在、米国の感染者約168万人、死者数約9万9,000人を筆頭に、世界全体の感染者数は約560万人、死者数は約35万人に上っていることはご承知のことと存じます。

このような中で、正確な発生原因はおろか、発生地の確定もできずこれらの件は、憶測でしか情報がつかめない、決め手のない、非常に質の悪い感染症で、具体的な、決定的な予防策が見つからない今日、町民の感染拡大防止のため町当局も細心の施策を駆使しておられることと存じます。

国はこのことに対して、家計を助ける主な支援策としていくつかの制度をつくりました。この中で、町が窓口になっている特別定額給付金がありますが、これの支給総数、交付率の状況はどのようになっていますか。そして、これの支給申請方法には、郵便とオンラインの手段がありましたが、これらの申請手続き等に不具合はありませんでしたか。その比率はどうなっていますか。

また、オンラインの場合マイナンバーカードの提示が必須要件でしたが、このマイナンバーカードの普及状況はどうなっていますか。マイナンバーカードの普及は必要ないのではありませんか。

次が、大型感染症等発生 of 想定と対応。苓北町地域防災計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害対策基本法第42条の規定及び16条第6項の規定に



基づく条例第2条による苓北町防災会議によって作成された計画であり、町役場、関係機関、住民等が、相互に有機的な関連を持って苓北町に掛かる災害予防、災害応急対策、災害復旧等を総合的計画的に実施し、社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的としています。

計画は、第1章総則、計画の目的と方針の1ページから第5章災害復旧計画、そして資料編まで130ページにわたって詳細に策定されており、この計画の中では、行政の立場で熟知しておかなければならない案件ばかりで、町民の皆さんの生命財産を保護するという立場では当然のことでしょう。

計画の中からいくつか拾い上げてみますと、第3章災害時の応急活動と事前対策では、第5節で避難対策。この中では第1項避難場所、2項避難誘導対策が、同章第8節では飲料水、食料等の供給対策、第9節では防災知識の普及計画があり、職員、町民等の冷静な判断適切な行動が求められています。

さらに、第4章災害応急対策、第6節の避難計画は、避難の方法等が第8節では飲料水食料等の被災者への給水、供給等が記されており、計画全体では、当然のことですが防災、災害予防、応急活動に関する行動等々が広範囲にわたって細かく、具体的に記述してあります。

しかし、この計画の策定は令和元年6月修正のものです。このたびの令和2年に発生した新型コロナウイルス感染を災害として捉えた場合、現計画では不十分です。松本、倉田議員の質問に対してもろもろの対策を考えておられるようですが、新型コロナウイルス感染を十分検証し、このことも含んだもろもろの防災内容の検証、つまり計画の見直しをしなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、水害予防の具体的取り組み。計画書の10ページ、第3節、風水害予防計画では、第1項水害予防計画として、本町の河川は二級河川として松原川、上津深江川、志岐川、都呂々川の4水系があり、準用河川として小路川、三会川、沖の田川、小松川、普通河川として大迫川、年柄川などがあります。二級河川並びに砂防事業に関しては、県に改修事業の促進を要望するとともに、町で管理する河川等についても堆積土の掘削等整備の促進を図る。また、雨水の流出状況及び土砂の河川への流入状況を把握し、既設の護岸等は出水時に決壊することのない様維持管理の万全を図るものとする。さらに、下流の住宅等に被害が発生することが予想される河川、ため池等については、国・県及び関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようにハザードマップを作成し、住民等に提供するとともに、地域住民の早期避難のための警戒体制の構築に努めるものとするがあります。この下流の住宅等に被害が発生することが予想される河川、ため池等は、どのようなものがあるのでしょうか。

防災計画は災害対策基本法という法律に基づき策定されたものです。単に、想定され

る事柄を記述するだけのものではないはずで、町内で、これに該当する箇所を対象に立案された計画だと考えます。山間の小さな道が、あるいは水路が、一時的ではありますが、降雨によって大量の土砂とともに流れ、一時的に危険な河川に変貌するという状況があるのではないのでしょうか。町内にはこの様な箇所が複数存在すると思いますが、具体的にはどこなのでしょう。私がつかんでいるこのような箇所は、ハザードマップ11、ページで25ページと26ページに志岐ダムか平山上溜池、下溜池かよくわかりませんが決壊後3分から10分の浸水区域を示したハザードマップがあります。このページを参考にした場合、志岐城跡、海拔49メートルの南西側約200メートルの位置に8戸、さらにここから約150メートル下流の箇所に8戸の住家が存在しております。この2カ所、合わせて16所帯の住家の側に水路があります。普通はなかなか見つけにくい水路ですがひとたび雨が降れば、この小さな水路が川に変化します。また、この区域は、以前志岐平野への農業用水としてのため池がありこれを埋め立てて宅地になった箇所でもあります。ハザードマップでもはっきりと水色で示してあるということは、町もこの実態をつかんでおられるということでしょう。

そこで、このハザードマップでつかんでおられる現況と、防災計画に記述されている下流の住宅等に被害が発生することが予想される河川・ため池等については、国・県及び関係機関等の協力を得つつ、防災計画に基づき早急にこの状況を改善し、流域住民の安寧を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、特別定額給付金、つまり10万円という額の支給総数であります。交付率の状況につきましては、6月4日交付分までで支給総数2,916世帯、6,670人分で6億6700万円の支給が済んでおります。交付率の状況であります。対象世帯が3,150世帯でありますので、交付済み世帯が2,916世帯であります。世帯数のベースでは92.6%の交付率でございます。また、人数ベースにいたしますと、対象人数を予算額の7,051人といたしますと94.6%の交付率でございます。

次に、申請手続等の不具合でございますが、幸いにも不具合は発生しておりません。

また、申請方法の比率でございますが、支給件数2,916件のうち郵送等の申請は2,904件で、比率は99.6%、オンライン申請は12件で、比率は0.4%であります。

次に、マイナンバーカードの普及状況であります。本年5月24日現在、交付件数は1,007枚で、交付率は13.81%となっております。マイナンバーカードは公的な身分証明書であることに加え、電子証明書の機能を有しております。今回の特別定額

給付金のオンライン申請では、インターネットで送信するLANに、他人によるなりすましを防止するための署名用電子証明書として活用されたものでございます。現状では、マイナンバーカードを利用できる場面が少ないのは、非常に残念なことではあります。今後、政府はマイナンバーカードの普及を目指して、令和3年3月からはマイナンバーカードを健康保険証として利用する方針を示すなど、身分証明書以外での活用策の拡大を図っておられます。苓北町といたしましては、国の施策に準じて普及促進を図ってまいりたいと考えておりますが、今のような活用状況では、皆さんがお入りになりたいとは思われない。今の状況では、全くこれは当てにならないカードだと思いますので、政府におかれましては、もっと国民が利活用できるようないろいろな方法に取り組んでいただければと願うところでございます。

次に、大型感染症等発生 of 想定と対応ということで、防災計画の見直しについての質問でありました。苓北町防災計画につきましては、毎年見直しを図っており、現計画はご指摘のとおり、令和元年6月修正のものでございます。防災計画の構成と内容につきましては、各種災害対策に対する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、被害とその対応策を体系化し、総合的防災計画として構成したものであり、熊本県地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は、熊本県地域防災計画に準ずるものとするとなっております。また、その実施細目につきましては、さらに別途マニュアルを作成するなど、具体的に定めるものとしてございます。浜口議員のご指摘のように、現在の防災計画は感染症を想定した場合、見直しが必要であると考えております。熊本県でも見直しが進められており、改正が行われた後には町も送付がございましたので、県の計画を参照に修正案を作成し、苓北町防災会議委員の皆様方のご意見を伺う予定でございます。また、町では避難所マニュアルを策定しておりますので、感染症を想定したマニュアルの修正を進めているところであります。

次に、水害予防の具体的取り組みについて、下流の住宅等に被害が発生することが予想される河川・ため池等はどのようなものがあるかということでございますが、苓北町町内には、県管理の2級河川が松原川、上津深江川、志岐川、都呂々川の4河川、町管理の準用河川が小路川、三会川、沖の田川、小松川の4河川、普通河川が御手洗川ほか77河川で、合計86河川がございまして。また、ため池は50カ所がございまして、そのうちの14カ所が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのある防災重点ため池となっております。

次に、山間の小さな道が、あるいは水路が一時的ではありますが豪雨によって大量の土砂とともに流れ、一時的に危険な河川に変貌する状況があるのではないかとご指摘であります。町内にはこのような箇所が複数存在すると思われまますが、具体的にはどこなのかということでございますが、浜口議員ご承知のとおり、苓北町は地形的に平野

部が少なく、急峻な山と海に面した地形でございます。そのような地形でありますので、気象状況にもよりますが、近年、全国的に発生しておりますゲリラ豪雨や線状降水帯による長時間の集中豪雨等が発生いたしますと、すべての河川において氾濫や護岸の決壊等が発生すると想定されますし、ため池については氾濫・越流により、下流の住宅等に被害が発生すると想定されます。

次に、ハザードマップでつかんでいる現況と防災計画に記述されている下流の住宅等に被害が発生することが予想される河川・ため池等については、関係機関の協力を得つつ、防災計画に基づき早急に改善し、流域住民の安寧を図るべきとのご意見であります。ご指摘のとおりでありまして、河川、ため池、道路等の安全を図るために、国・県への要望やご協力をいただきながら、今後も継続的に準備を進めてまいります。なお、先ほど申し上げた防災重点ため池につきましては、14カ所のうちハザードマップを令和元年度までに6カ所作成し、今年度に残りの8カ所を作成することとしております。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） ハザードマップ11は、今日持ってきているんですが、これなんですけれども、この指摘したといいますか、問題提起した箇所はこの部分に当たります。線を水色で着色してあるんですけれども、これは町河川に当たるというふうに思うわけですが、河川台帳には西原川として掲載されていますが、河川台帳の整理はしてあるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議員おっしゃるとおり、西原川として河川台帳に登載してございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この11と次のページ、マップ12を対した場合、この水路、水色で着色してある水路と思われるラインの水源は、国照寺の真東ぐらいではないでしょうか。災害の発生が想定され、これに備えるための苓北町ハザードマップに掲載しております。ハザードマップに掲載していたが、何も対応していなかったので、大きな悲惨な事態になってしまったというような取り組みをすべきと考えます。西原川が河川台帳に掲載してあるということであれば、どのような形で掲載されているのか。これに口で示されているように、ただ単にこの区域に線があって、水色で塗っているというような状況なのか。それとも、延長とか、あるいは形状とか、形状といいますか、主要な危険な部分の写真を付けているとか、そういう対応をしてあるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 延長800メートルということで、それのみの掲載で

ございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 河川台帳に掲載してあるということであれば、一つの大きな公共施設だろうというふうに思います。そういう意味から、水害予防のため、併せて河川の適切な維持管理のため、現地を踏査され、踏査が現地を調査することですが、踏査され、必要な箇所には必要な施設を設置する等の積極的な対応をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議員おっしゃるとおり、踏査ということをして、当然、上流部分を改修じゃなくて、河川の下流から当然整備をしていかなければなりませんので、昨日もちょっと見てきましたけれども、上流部分の水路とおぼしきところを確認できる部分と確認できない部分がありましたので、これは本格的に流量調査も含めて検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、課長の発言があったように、やっぱり現地は、多分、先ほどちょっと触れましたように、農業水のため池だった関係で、多分河川がまっすぐ伸びずに蛇行しているというふうに思うわけですよ。そこに草木が繁茂して、どこにあつかいて、雨の降らばわからんやっかというような感じになったというふうに思いますので、ぜひ現地を見て、できるだけ早く対応してください。

それから、志岐ダムの堰堤、これは県道44号が共用されているのか。あるいは、ここで県道44号はダムの堰堤で切れているのか、確認しておりませんが、堰堤の路面に亀甲状のコラックが見られます。これは地盤のせいではないと思われかもしれませんが、築造から何年が経過しているのかということと、この堰堤の崩壊が発生すれば、これは言わずながら小さな穴からでもどんな大きなダムも壊れるということわざもありますので、よく見ていただいて、必要であれば早急に表面の舗装だけでも、延長いくらか、70メートルぐらいですかね。あの表面だけでも早急に舗装すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 志岐ダムですけれども、志岐ダムは昭和48年竣工ですので、現在47年経過しております。ご指摘の路面の亀裂ですけれども、現場のほうを確認いたしまして対応したいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 大型感染症発生の想定と対応についてですが、苓北町災害弱者緊急通報システム事業という施策がありますが、これの対象者と実施の現況はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず、対象者でございますが、原則といたしまして65歳以上の虚弱の高齢者のみの世帯。次に、重度心身障害者等のみの世帯のいずれかに該当される世帯が対象となっております。また、今申しました2点のほかに町長が必要であると認めるものというのが要綱の中に入っております。現在の活用状況でございますが、57世帯の方がご利用をされております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 課長の説明で57世帯ということですが、この57世帯は、この対象となるべき、先ほどおっしゃられた65歳以上の高齢者ですか、と重度心身障害者、それと町長が認める場合が対象で、そのうち活用されているのが57世帯だそうですが、全体では何人という言い方がいいんですかね、何所帯がいいんですかね、全体でどのくらいあるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） この点につきましては、全体にあたる数については、申し訳ございません、把握しておりません。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、対象者を考えると、65歳以上の高齢者から身体に障がいを持たれた方々、この要綱の中では災害弱者という言葉も使われているようですけども、その言葉が適切かどうか、疑問に感じますが、体調に課題を抱えておられる皆さんへの見守り制度の非常に有効な、特に苓北町の高齢化社会が進んでいる中で、非常に町民に優しい、有効な施策の一つだろうというふうに考えます。すべての対象者への対応ができるような施策・措置をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） その点につきましては、周知、啓発、広報に努めて、このような制度がございますということを皆様方にお伝えしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、周知・啓発という話もされましたけれども、私が聞いた話

では、申請したけれども却下されたという話も聞いております。その人がおっしゃるには、よくある話ですが、あの人は私よりも達者かると、私がひどかると私はならんで、何である人はよかつじゃろうかいと、そういう話もされておりましたので、ぜひそこら辺も十分検討していただいて、やさしいまちづくりに努めてもらいたいと思います。

それから、同じ大型感染症発生の想定と対応ですが、得体の知れないコロナウイルス感染防止への対応という非常に厳しい取り組みが求められていますが、これに関わる資料の収集に積極的に努めていただいて、町民の生命・財産を守る行政の本分を全うすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご指摘の分ですけれども、先ほど町長の答弁でもありましたように、浜口議員ご指摘のように、現在の防災計画につきましては、感染症に関わる部分については、特に明記は昨年までしておりません。今回、感染症に関わる分についての見直しが必要であるということで、今年度の見直しの際、県のほうからの情報等をいただいた中で感染症に係る部分の文言を追加しております。それに伴いまして、内容としては、午前中の質問にもありました避難所の収容人員ですね、その部分についてもこれまでは1.5平米だったのを2平米にし、あと避難所運営マニュアルをつくっておりますので、そちらのほうのマニュアルのほうで具体的な消毒であるとか、どういう準備をするとか、体温チェックとか、そういう分を詳細に今回記入しております。また、県のほうからは、併せまして今回の新型コロナウイルス対応指針ということで既に整備をされて、その分が町のほうにもお示しをされておりますので、その部分もマニュアルのほうに追加をし、併せて活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 最初に質問しました新型コロナウイルス感染防止の取り組みと経過の中でですが、先ほど松本議員の質問に対する町長の回答の中で、感染防止対策で波止場の釣り客の侵入防止は子どもが危ない、お父さんは釣り、お母さんは車でうたた寝ということで危ないからということでしたけれども、本当はそうじゃなくて、一時期、他県からの移動自粛が県知事から出されて、それに基づいて釣り客の移動を断るといふか、自粛してもらう、そういうことの趣旨で波止場が、釣り客も含めて進入禁止になったというふうに理解しますけれども、そういうことではなかったのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 趣旨としましては、今のご指摘のとおりであります。ところが、いろいろ職員等も回ったりしている中で、やはり自粛ということ、自分の勝手に拵

大解釈をして、自粛だからその辺は禁止じゃないと。そして、子どもさんはその辺でちょろちょろしている、危ない、そういう状況もあったということを申し上げたわけでございます。だから、非常に危ないということをいうために、その例で申し上げたわけでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 我々は人間が単純ですので、子どもが危ないとなれば、そのことだというふうに理解しますので、やはりこれは、どこか同じ天草の中でよそでは非常に乱暴な事案も発生しているやに聞いておりますので、よそからの移動を自粛してもらおうということから、現在の波止場・釣り場は進入禁止になっているということで統一してもらいたいと思います。

それから、令和元年9月の第6回定例会の折に、倉田議員の一般質問の中で、マイナンバーカードの交付状況を尋ねておられます。そのとき、町の回答、令和元年7月末現在、平成30年1月1日の住民基本台帳人口7,290人に対して交付枚数651枚、交付率8.9%、職員は59.8%ととの回答ですが、今日お聞きした中では、マイナンバーが13.8%。これは、やっぱり町長も答弁の中で発言されたように、マイナンバーカードというのは非常に安易に国がですね、町ではどうもできませんので、この制度について国があまり安易に走りすぎたのではないかと。霞ヶ関のお坊ちゃんたちがあまりに安易に決めすぎたのではないかと思います。実際、それをやるからには、要するにこのマイナンバーカードに個人のプライバシーが白日にさらされるというふうなことになるわけですね。非常に対応も難しい。先ほどの10万円についても、オンラインでしたのは10%にも満たないという状況の中で、やはりこのことについてはもう少し、なぜ普及しないのか、先ほど町長が申されたような感じのを職員間の中で十分に議論していただく、そして場合によっては国に検討し直せというふうな形で上げるとか、そういうことで対応すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 全くそのとおりだと思います。併せまして、住基カードも二千数百億円を使って止めにしたわけですね。また、今回もマイナンバーで3,000億円余り使っておられます。ですから、大変な状況だと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、もっと国民に利用しやすい、そして利便性の高い、そして個人情報をしっかり確保できるような、そういうマイナンバーカードであってほしいと。ぜひそのようになってほしいと思っていますところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先ほど質問の段階で、ちょっと霞ヶ関のお坊ちゃんと言ったんですが、それは訂正せんでもよかですね。いずれにしても、今回の新型コロナウイ



ルスの感染は、いつ収束するのか不明です。また2次感染、3次感染が起きるやもしれません。先ほど申し上げましたように、原因や経路等に不明な部分が多すぎ、さらに決定的な感染防止の薬も普及しないままですが、町民への感染防止の取り組みを強化してください。

以上で質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君）　それで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会　午後2時43分

令和 2 年 6 月 1 0 日 (水)

(第 2 日 目)

## 令和2年第5回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和2年第5回苓北町議会定例会は、令和2年6月10日苓北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾 脇 宣 宏
税務住民課長	吉 本 英 明	企画政策課長	錦 戸 雅 志
教 育 課 長	福 田 誠 一	土木管理課長	汐 崎 正 喜
農林水産課長	宮 崎 良 成	商工観光課長	西 川 文 孝
水道環境課長	田 尻 悟	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	田 尻 康 彦	会 計 課 長	松 村 保 則

8. 議事日程

日程第1 一般質問

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） 改めまして、おはようございます。只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。  
通告6番、田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 通告6番、11番議員、田嶋豊昭でございます。

地域組織の役員のみならず手不足にみる今後のまちづくりについて質問します。

ここ数年、地域組織の役員のみならず手不足が深刻化しているようです。女性の会においては、今般、志岐地区の女性の会が解散しています。芥北町においての女性の会は、富岡地区のみとなっています。女性の会の存在は、病気や災害のときなどに、すぐ連絡ができて、対応も素早く、全体として暮らしの安寧につながっている気がします。志岐地区の方に聞いたのですが、会長になる人がいない、若い人たちがほとんど入ってこないの老人の会と同じ。会長となるといろいろな会合も多いし、町の行事、小中学校の行事、その都度に身だしなみも整えて出席、もう大変ですとのこと。町の方で何か考えていただき、3地区復活することができないでしょうか。お尋ねします。

老人会の会長も同じような気がします。志岐地区の単位クラブでも会長になる人がいない、辞めたい、だけどグラウンドゴルフだけはやりたい。一部では、グラウンドゴルフ仲間組織をつくってやっているとところもあるようです。老人の健康保持のためには、最高なことだと思います。月例会でも、150人くらいは集まるそうです。そのグラウンドゴルフの会長さんも大変です。開催の日程決め、年間の成績の記帳、これらをコピーして、皆さんに配布していると聞きます。これは有料だとも聞いています。公民館長も色々お世話されているようですが、大変だと言っておられるようです。地域組織の育成、特にこのコロナ禍、人と人との接触をなるべく避けることとされる社会情勢下においてのまちづくりについて、どのような考えをお持ちか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、女性の会を復活することができないかについてであります。議員ご承知のとおり、現在、女性の会は本年3月末日に志岐地区女性の会が役員のみならず手不足、会員の高齢化等の理由により解散し、今年度からは富岡地区女性の会のみ活動となっており、芥北町連合女性の会も休止状態となっております。志岐地区女性の会の解散に関し

ましては、数度、役員の方と教育委員会とで存続についての話し合いを行ってまいりました。その話し合いの中では、何らかの組織形態の中での存続をお願いしておりますが、コロナウイルス感染症拡大防止のため集まっての会合などができない現状でありますので、その回答待ちの状況でございます。その他の坂瀬川・都呂々地区におきましても、公民館長が中心となって復活に向け検討している状況でございます。

教育委員会といたしましては、荅北町社会教育事業計画に基づき、今後も引き続き、女性の会を含めた社会教育団体の育成についての支援を行ってまいりたいと考えております。

次にも老人会等々の役員のなり手不足の中で会が活発化していかない状況があるようでございます。両方ともいろいろお伺いすると、やはり会長とか役員になると出番がものすごく多い。特に夜の会合が多いので、なかなかそれを1人で受け持つのは大変だと。老人会の会長さんの日程を見せていただきましたが、この地元での会合では、私よりもやはり出る番が多い、そういう日程状況になっておりますので、そういったことを考えれば、やはり会の中で、役員の中での役割分担等をもっと気楽に、今日は行かれんからあんたが行ってくれんかとか、そういう状況をつくり出させるようなことを教育委員会でもっと積極的に考えをしていただければ、少しは前に進むのではないかと考えているところでもあります。また、志岐地区は私も毎年出席をいたしますが、非常に熱心でございました。熱心でございましたが、やはり高齢の方が非常に多かった。若い方がほとんどいらっしゃらない。やっぱり夜の会合をやりますと、ちょうど後片付けやら、子どもさんのお世話やら等々で忙しい、なかなか来づらいのではないかなど。そういう状況を考えますと、若い方々が出てきていただくためにどういった時間帯がいいのかも、やはり模索をしていただければと考えております。

いずれにせよ、高齢、そして若い方が少なくなっている中での減少であります。やはり担い手の方々、それぞれが毎日、毎日忙しい中での会合に出席する、これをどうにかまず役割分担の中で解消をしていただければ、少しは方向が変わってくるのかなという気がいたしております。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 町長、ありがとうございます。本当に私も町長の考えと同じ、誰に聞いてもやはり役員になると、もうこれは大変だということでお聞きしております。本当、女性の会ですので、若い人もずっと入るのも当たり前ですけども、これは本当にほとんど老人会の人たちがやっているような現状でございます。そういう中で、若い人たちはやっぱり子ども会といたらすごく活気があるんですね。これは、朝学校と一緒に通学したり、私、ちょっと交通安全のほうで街頭に立たせてもらうんです

けれども、本当にもうみんな付いてきて、学校まで頑張っております。そこら辺の解消が今、教育委員会でもどうかということで町長おっしゃいましたけれども、本当に担当は力を入れて頑張ってもらわんとできないんじゃないかならうかと思っております。ずっと同僚の松本議員の予算委員会、決算委員会のときでもずっと質問されているみたいですが、ほとんどできてないような気がします。そういう中で、私は今度一般質問をさせていただいたんですけども、本当に気を引き締めて、皆さんやっぱり一人住まいとか、特に田舎のほうは亡くなっておられたとか、病気ということもわからなくなっておられますので、そういう中で力を入れて頑張っていただければと、老人会のほうも一緒ですけども思っております。そういうことで、担当の課長さんから何かあればお願いしたいんですけども。よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 町長の答弁と若干重複いたしますが、教育委員会としての考え方を申し上げます。

志岐地区女性の会の解散に関しましては、今年の3月から5月の間に数度役員の方と話し合いをしております。やっぱり役員のなり手不足、会の高齢化が原因だと聞いております。教育委員会といたしましても、先ほど町長の答弁があったとおり、役員の役割分担等も今後検討しながら、どういう形であっても組織を存続させていくようお願いしたいと考えております。そのほかの社会教育団体に関しましても、公民館長が中心となって社会教育団体の育成・支援をしている状況でございます。

最後に、社会教育団体の必要性といたしましては、地域活性化、健康づくりの観点から、苓北町社会教育事業計画に基づき、女性の会を含めた社会教育団体の育成に今後も努めたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 福祉保健課です。先ほどの町長の答弁と重複いたしますが、やはり役員の方々の役割の分担の見直し、各種会議への出席など、役割分担の見直し等も含めたところで関係者の方々と協議をしていければと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） ありがとうございます。そういうことで、ほとんどわかっていらっしゃるみたいですので、それを早く実現できますように頑張っていただければと思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、山口利生君。

○1番（山口利生君） 通告7番、1番議員、山口利生です。質問通告書に沿って、新型コロナウイルス対策及び町道善亀線地滑り対策について質問いたします。

まず、新型コロナウイルス対策についてお聞きいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が先進国から後進国に急激に拡大し、6月8日現在、世界中の感染者は700万人を超え、死者も40万人を突破いたしました。現在、南米やアフリカ大陸で猛威を振るっており、日々深刻な事態となっております。

また、新型コロナウイルスは、ヒト、モノ、カネの自由な移動を前提とする世界経済をマヒ状態に陥れています。日本は、横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号の乗客の感染対策にやっきとなっている間にまたたく間に日本全国に感染が拡大し、政府は4月7日に新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言を7都道府県に発令し、4月16日に全都道府県へ指定を拡大いたしました。国をあげてのコロナウイルス対策を徹底することで何とか封じ込めに成功し、5月14日に39県を解除、5月21日に近畿3府県、5月25日に5都道府県を解除し、外出やイベントを含めたあらゆる社会経済活動を段階的に緩和する方針が示されました。

しかしながら、緊急事態宣言が発令された4月以降、外出自粛や休業要請により、観光業や飲食業を中心に全産業の経済活動は大きなダメージを受けました。新聞報道によると、本年4月から6月期の国内総生産は、前期比年率で20%落ち込み、戦後最悪のマイナス成長に陥る見通しであり、大和総研は6月前後に感染が収束に向かうシナリオでも2020年度の名目GDPは33兆円程度下押しされ、527兆8,000億円にとどまると試算されています。また、熊本県も5月15日に3月から6月の県内宿泊施設の経済損失額を514億円超とする試算結果を公表しましたが、これは平成28年4月に発生した熊本地震後の推計損失額380億円を大幅に超えております。苓北町においても、旅館、民宿や飲食店、土産品店等を中心に相当な打撃を受けているものと思います。

そこで、町長に3点お聞きします。

1点目は、町の景気対策についてお聞きいたします。5月に開催された臨時議会において、新型コロナウイルス対策の第1次補正予算が提案、可決されましたが、その際、町内の景気を早急に浮揚させるために、利用範囲を苓北町に限定したプレミアム商品券を発行したらどうかと提案いたしました。町としてどのような景気対策を打ち出されるのかお聞きいたします。

2点目は、避難所での感染症対策についてお聞きします。新型コロナウイルスの感染拡大のリスクとして、密閉、密集、密接の3密が挙げられていますが、指定避難所の体育館や公民館など、ほとんどの施設が3密に該当するのではと思います。平成23年3



月の東日本大震災時には避難所でインフルエンザが流行し、平成28年4月の熊本地震の際にはノロウイルスの集団感染が発生したとのことです。全国的に新型コロナウイルスの感染拡大は収束していますが、第2波、第3波の感染拡大防止に向けた対策が求められている中、町として避難所における衛生管理や町指定避難所以外への分散避難等どのように考えておられるのか、お聞きします。

3点目は、富岡港船客待合所横の岸壁入口に設置された進入禁止防護柵についてお聞きします。関係者にお聞きしたところ、進入禁止防護柵は5月連休後に事前説明もなく突然設置され、あまりにも大きな防護柵のため富岡港の景観を阻害している、釣り愛好家からもいつ撤去されるのかなどの問い合わせがあっているとのことです。この進入禁止防護柵は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために野外レジャーに対する自粛要請が行われ、天草全港の防波堤等に一斉に立ち入り禁止防護柵を設置されたものと思いますが、富岡港船客待合所は国土交通省から港オアシスの指定を受け、毎週、土曜みなと市が開催され地元の皆さんの憩いの場になっており、封鎖された岸壁から見る富岡城や巴崎の眺望は大変素晴らしく、高速船の利用客や富岡を訪れる観光客の皆さんが楽しく散策されるなど富岡城を補完する観光拠点になっております。また、この岸壁は平坦で十分な広さがありますので、地元の方や町外の人たちが、家族連れで安心して魚釣りができる大変貴重なふれあいの場としても利用されています。隣の天草市では、緊急事態宣言の解除を受け、屋外は3密に当たらないとして港での釣り自粛要請を解除し、5月20日までに看板や張り紙を撤去したとのことです。富岡港の進入禁止防護柵は、いまだ撤去されておりません。この巨大な進入禁止防護柵の設置目的や今後の岸壁の利用についてお聞きいたします。

次に、町道善亀線の地滑り対策についてお聞きいたします。町道善亀線の地滑り対策については、国との協議を終え、本年度当初予算に地滑り災害復旧事業費として2億1,000万円が計上されています。6月議会の開催にあたり、去る5月19日に善亀線の地滑り現場がどのようになっているのかを現地確認してまいりました。善亀線は昨年4月に実施された建設経済環境常任委員会視察時に比べ特段の変化は見られませんでした。広域基幹林道につながる下和久登線は至るところで地盤沈下し、一部50センチ以上沈下しているところもあり、昨年よりさらに深刻な事態となっていることに大変驚きました。梅雨時期の集中豪雨や台風時の大雨により、善亀線の上部にあたる下和久登線が崩落すると次々と地滑りを誘発し、大規模な山腹崩壊を発生させ、下流の中村地区まで大量の土砂が押し寄せるのではと改めて危惧したところです。

そこで、防災対策について2点町長にお聞きいたします。

1点目は、地滑り災害復旧工事の着工及び完成時期など今後のスケジュールはどうなっているのか。

2点目は、地滑り発生を知らせる警報装置の設置についてお聞きします。地滑り災害復旧工事が完了するまで、下流域の住民は常に山腹崩壊の心配をしなければなりません。昨年度は、住民の安全確保のためにいち早く地滑り発生を知らせる警報装置を設置していただきましたが、今年度も引き続き警報装置を設置する計画はあるのか、お聞きします。

以上で一般質問を終わります。町長の答弁に対しまして、一問一答方式により、自席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス対策の中で、町の景気対策につきましては、昨日の倉田議員に対する答弁と同じような答えになりますが、新たな町の支援策といたしましては、一つ目として、売上げが大幅に減少している町内事業者の事業継続と経営の安定、併せて住民の生活を下支えるために、町内各事業所で使える地域振興券交付事業を実施し、1人当たり3,000円の振興券を全町民にお配りしたいと考えているところでございます。このことにつきましては、プレミアム商品券は5,000円とか1万円とか、非常に多額であって、先だってそれを行ったときに、大分売れ残りが出たと、ということは、それを買うためには、いくら割引があったとしても現金が必要でございます。現金が必要でございますので、中にはやはり買いたくても買えないというような方がいらっしゃるということで、全額そのまま3,000円を全町民にお配りして、そして苓北町内でそれを有効に使っていただく中で、商店経営、あるいは飲食店経営にも大きな効果が出てくるという意味合いで、今回の補正をお願いをしているところでございます。

二つ目といたしましては、特に影響が大きい町内旅館・ホテル等の宿泊施設への支援策として、町内宿泊施設への宿泊を促進するために宿泊費助成事業を実施し、宿泊費用に応じて宿泊者1人当たり、6,000円以上の方には2,000円、そして6,000円以下の方については1,000円の助成を行いたいと考えております。これは、町内・町外合わせて皆さんにご活用できるということでもあります。予算につきましては、本議会においてそれぞれ補正予算を計上させていただきますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

次に、避難所での感染症対策についてのご質問でありました。現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少しておりますが、まだまだ収束は見ておりません。このような中、梅雨期を迎え、災害発生等における避難の仕方や避難所の開設等については、感染症等の発生を想定した防災計画及び避難所運営マニュアルとなるよう見直しを図っております。見直しにおける主な内容といたしまして、密閉・密集・密接の3密を

避ける対策として、換気の徹底、間仕切り、敷マットの設置、空間の確保について定める予定としており、さらに避難所における衛生管理につきましては、人が触れる場所の定期的な除菌作業であるとか、朝夕の検温による健康チェック、避難所でのマスクの着用のお願いや手指の消毒など、より具体的に記載することとしております。

指定避難所以外への分散避難につきましては、感染リスクを考えますと避難所に行けない方々は親戚や知人宅への縁故避難も考えていただきたいと考えておりますし、各地区の分館を避難所として自主的に開設していただくこともあると考えております。町が臨時に指定することも考えられますが、この件に関しましては区長や自主防災会のご協力を得なければできませんので、皆様からご意見をちょうだいしながら検討を図ってまいります。

3点目、富岡港船客待合所横の岸壁入口に設置された進入禁止防護柵についてですが、この岸壁入口には以前から危険防止のため進入禁止の防護柵が設置してございました。しかしながら、釣り客等が防護柵を乗り越えたり、動かしたり、車で進入して釣り等をしている状況であり、釣り客等が残したゴミやまき餌等による海の汚染等の問題がありました。今回、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、港湾管理者である熊本県が5月の連休前に、釣り等自粛の看板を設置なさいましたが、それでも岸壁付近では小さな子ども連れの家族が釣り等をする姿が見受けられました。苓北町としましては、釣り客等のマナー問題もありますが、釣り客等、特に小さな子どもさんたちが岸壁から転落する等の事故を一番危惧しているところでございます。県に対しましては事故防止等の対策を要望いたしました。これは、昨日も申し上げましたが、お父さんは釣りに一生懸命、お母さんは割とゆったり車の中で休んでおられる。小さな子どもさんがうろうろしておられる。これは担当が巡回の折に写真も撮っておりますので、必要ならば後でお配りしたいと思っておりますが、目を離された小さなお子さんは、すぐ側に5メートルの高さの岸壁があるということをご存じないはずで、そういうことの中で、海にでも落ちられたら大変だと、このことを心配しまして、県にも申し上げたところでございまして、これはコロナ対策とはまた別で、この安全対策ということで、今、県も緊急の防護柵をつくっておられますが、この件につきましては、今ご指摘があったように一番見栄えのいいところですから、見栄えのいいような状況の中での防護柵を県にご相談をいたしたいと考えております。そういう状況でございますので、人命が第一という観点で、しばらくは県にもご相談しておりますので、県もその対策を取っていただいているところだと思います。

次に、町道善亀線の地滑り対策についての質問でございます。

1点目の今後のスケジュールでございます。今年2月の県及び国土交通省との協議の結果、地滑り範囲等について承諾を得ました。今年度、対策工法等の詳細について、4

月から5月にかけて県及び国土交通省との協議を経て、6月に災害査定を受検する予定でありました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う国の緊急事態宣言等により、国土交通省との協議が困難となり、復旧スケジュールについての遅れが生じております。今後、国の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の状況を見ながら、県及び国土交通省と協議の上、災害査定日程等を検討し、地滑り災害の復旧を1日でも早く進めてまいります。

2点目の警報装置の設置についてであります。昨年の7月に設置しており、現在も作動しております。これは、安心ができるまでずっと続けてまいりたいと考えているところでございます。国のほうの考え方といたしましては、6月19日までには陳情とか要望に来てくれるなどというようなことのようにございます。代わりに選出国議員の方に間をつないでいただいておりますが、この件も直接いろいろ話をしていかないと、7月、8月から工法協議とか、査定等の日程が決められると、また来年まで延ばされる可能性もございますので、そのことは質問の中で危惧をしておられるようなことがあります。当然、地域の方が一番心配しておられると思いますので、1日でも早く工法協議、そして査定、これ現地に来ていただかなきゃいけないことでもございますので、そういった意味でなるべく早く来ていただけるように、今月末にでも日程が調整できれば直接お願いをしたいと考えているところでございます。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、町の景気対策について、再質問をさせていただきたいと思っております。

今回、景気対策として地域振興券3,000円を全町民に配布するというところでございます。また、宿泊関係の景気対策のために6,000円以上は2,000円、6,000円未満は1,000円の負担をすることで誘客を図るということでございますので、ぜひその効果が出ることを期待いたしております。

ただ隣の天草市は3割増しのプレミアム商品券を発行されております。単純に3,000円の商品券を7,000人で掛けると2,100万円の直接的な波及効果があるかと思っておりますが、1万円に3,000円を加えて7,000人に配布すると9,100万円というような波及効果が期待できるかと思っております。そういう面では、プレミアム商品券の発行ということを提案したところでございますが、できるだけ、1人頭10万円の給付金が出ましたので、その中をいかに苓北町で使っていただけるかということで、ぜひ町長さんからも職員の人たちに対して、料理、飲食店に対して、ぜひ活気を付けるように、じゃんじあんはいけませんけれども、できるだけ10万円の中を使っていただくような叱咤激励をしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

あと避難所の感染症対策についてですが、今役場に入庁する際は検温体制を整えておられます。ただ、災害が起きて、緊急な場合にその検温等がどのようになされるのか。やっぱりコロナ関係も有症者と健常者ということをはかに区分けするかということが一番重要かということ、今、盛んにテレビでも言われておりますが、やっぱりこれから風邪とかをひいておられる方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、健常者との間の区分けをどうするのかということが重要かというふうに思いますので、今、手軽に額にピッと充てて体温が測れるような検温器がありますが、それらは各避難所に据え付けといますか、備え付ける予定があるのか。また、先ほど区の公民館のほうも臨時の避難所ということで、最悪被害が大きい場合はお願いしたいというような話もありましたが、その辺りへの備え付けの考え方があれば教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 避難所での検温の仕方でございますけれども、一応今、指定避難所として町内19カ所を指定しておりますので、非接触型体温計につきましては、各箇所1基ずつ持っていけるように準備はしております。

それと、先ほどご質問にありました健常者と一部風邪とか、そういう方もいらっしゃる場合はどうするのかというのもありましたけれども、まず避難していただくためには、ご自分で健康状態をみていただくことも大事だと思いますので、避難する前にご自分の体温を測っていただくとか、そういったご自身のチェックをしていただいた中で、町としましてはそういった問題のない方、それと一部不安がある方等については、避難所を分けて設置をしたいということで今準備を進めております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ありがとうございます。今、やっぱりコロナ関係で皆さんマスクを付けながら生活されております。今、テレビではバスの中でマスクをしている者同士が俺の横に来るなということで1メートル近寄った人に対して胸ぐらをつかんでけんかになったというようなニュースもありますので、やっぱり今、咳とかくしゃみ等に対して非常に敏感になっておられますので、その点、十分避難所の管理面においては、ぜひ的確な指示等をお願いしたいと思います。

次に、避難所における、これは要望でございますけれども、今回、避難所における3密を避けるために、1人当たり2平方メートルの避難スペースを4平方メートルに拡大するというので、大体スペースがこれからいくと半分になるということで、収容可能人数が大幅に減少しているということの説明が昨日ございました。確かに、これは感染症ウイルス対策だけでなく、いろんな面でやはりできるだけスペースは必要かと思えます。特に荅北町も高齢化率や単身世帯が年々増加しております。昨日の廣田議員の一

般質問でもありましたけれども、できれば身近な区の公民館に避難したいという住民もおられるけれども、和田区の公民館も、釜区の公民館と同様、40年以上経過して、耐震性がないということで、避難所には不向きということになっておりますが、できれば身近なところを選択をしたいという気持ちが今後強くなってくるのではなからうかと思えます。

そこで、これはお願いではございますけれども、6月8日の熊日新聞を見ていましたところ、国土交通省が最大クラスの災害に備え、避難施設を増強する方針を固め、最新の想定に基づいて建物を改修する自治体に財政支援する経費を来年度予算概算要求に盛り込むというような記事が掲載されておりました。総務省においては、緊急防災対策事業債が公民館の建設にも充当できるというようなことになっているかと思えますけれども、このような施策を活用すると、区の公民館、町が分館改修改築事業補助金、新設の場合は上限1,000万円で80%補助するというようなことでされておりますけれども、国からの財政支援制度ができた暁には、これまで区主体による公民館建設から町で避難所に指定するというような公民館を建設し、必要であれば区からの負担金を徴収するということで、発想の転換ですね、町でつくって区で管理するということ。そういうことになれば、財政負担も、今、一般財源で1,000万円財源を調達しているかと思えますが、それが大部分、国のほうの予算を使って建設できるようになるかと思えますので、そのような制度設計が検討できないものかどうか、お伺いしたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 非常に見出し付きで、我々の期待をあおるような記事でありました。ただ、これが具体的にどの程度のものなのか、しっかり見極めながら、我々も対応するに値すると判断したならばやってみたいと考えております。まず、そういった意味で、今度は臨時交付金もまいります。できれば広さが必要になった避難所に、今年はやっぱり体育館に1つぐらいはクーラー設備がほしいなと考えておりますし、来年もその制度が非常にいい制度であれば、もう一つぐらい付けたいと。もろもろ緊急対策については国もお考えをさせていただいているようでありますので、我々もしっかりそれを見定めまして、活用できるように頑張りたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 区の公民館建設、やっぱりいろいろな意見が出ておまして、人口減少をしていく中で本当に必要なのかどうかとありますけれども、いざ災害が起きた場合には、やっぱりその区の分館も重要な避難所となるんだろうと。特に津波等があった場合に、海側の公民館、多分全壊するんじゃないかろうと思えます。そういった面でも、町民自体がほかの区の公民館も使えるような柔軟な発想が今から必要になってくる

んではなかろうかと思しますので、ぜひ本当にこれから先の避難所をどうするかという中であって、このような国の新しい制度ができたときには、そこに柔軟に乗れるような考え方をぜひお願いいたしたいと思えます。

次に、富岡港船客待合所横の岩壁の進入禁止防護柵についてお聞きいたします。

まず、これまで過去10年間、フェリー専用岸壁でしたけれども、そこで落水事故とか、釣り客のトラブル等が町に報告があっているのかどうかをお聞きします。

また、今回問題化いたしましたけれども、進入禁止防護柵の撤去要望について、町のほうに入っているのかどうかを、まずお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 過去10年間に転落事故、落水事故があったかというご質問でございますけれども、県のほうに問い合わせましたところ、消防の芥北分署さらに県から問い合わせされたということで、私がまた再確認いたしましたところ、過去に1件あったと。それと、ちなみに同じく県管理の富岡漁港ですね、そちらのほうでは3件あったという回答でございます、詳細につきましてはちょっとお答えできないということでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そのほか、苦情と言え、あそこで釣りをなさる方のマナーが非常に悪い。ごみは捨てっぱなし、そしてまき餌をなさる、泥は投げる、と申しますのも潮の流れのいいところでそういうことをなさるのであれば構いませんが、あそこはご承知のとおり、平成12年から17年までの間、下水道の供用開始と併せて富岡港のヘドロ除去を含めて、富岡港湾の環境創造事業という、いわゆるシーブルー事業を展開していただいて、県が約5億円近くの金でしっかりと対応策をやっておられます。ですから、そういった面で、苦情というか、あそこの港の方たちから、あぎゃんこつもしよる、こぎゃんこつもしよるという話はお伺いはしております。ただし、今回お願いしたのは、特に子ども連れの方が多くて、子どもさんたちが一人歩きをするような状況でありましたので、今後、そういう大人の釣り客等であれば、そういう事故の心配はあまりないかと思えますが、子どもさん連れで来られた方、やはり非常に心配であります。そういった意味において、このことをどういうふうな形で管理していくか、非常に難しい問題でもありますし、管理者である県、これについて、やはりもし事故でもあったら県の責任、そして我々も同様なことになると思えますので、その辺のところはよく吟味をしてみたいと考えているところであります。

景観につきましては、先ほども申し上げましたように、あくまでも臨時的措置でありましたので、この件については景観がしっかり保てるような、そういう形を県にご相談

し、お願いもしたいと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 町長がご心配されているのは、重々わかるところでございますけれども、やっぱり苅北町、交流人口をいかに増加させるかということで、町長のマニフェストの中でも富岡城の整備であり、新大手門跡広場整備であり、相当な資金を投入されて施設づくりに邁進されておられます。今、富岡港については、先ほど申し上げたように、港オアシス協議会をつくって、一生懸命イベント等をつくって盛り上げていらっしゃいます。だんだん、それが浸透してきた中にコロナがあつて、今ちょっと収まっているというか、沈静化しているところでございますけれども、今後、やっぱり苅北町の観光を考える上にあつては、やっぱり船着待合所を中心としたところ、富岡城を含めたところをいかに考えていくのかというようなことが重要であろうと。また、JAの富岡支所も建物がありますけれども、今、閉鎖されております。それらもどう今後有効利用していくのかということも重要な検討課題ではなかろうかというふうに思います。

そういう面において、フェリー岸壁、非常にこれまで皆さんが有意義に使われております。先ほど町長がおっしゃった、子ども連れの方が、お父さんは魚釣り、お母さん、車の中でスマホをいじり、子どもだけがよちよち歩くというような話がありましたが、やっぱりそういう安全を考えるのであれば、岸壁そのものに安全防護柵を県のほうにつくっていただいて、転落防止を図るとか、またそこに浮き輪を設置して、万が一落ちた場合には浮き輪を投げてなんとか人命救助をすとかいうような対策を取れば、何とか安全面の確保はできるかというふうに考えます。やっぱり、先ほど申し上げた、観光客にとって岸壁の先から見る巴崎の一番先端、あれはほかにはない景観ですよ。そういうものが全然見えなくなってくるということは、観光面にとっては大幅なマイナスになるのではなかろうかと。また、富岡城を見上げる眺望、大変素晴らしい。奥に広がる巴湾も大変素晴らしい。富岡港のフェリー岸壁は、そういう1級ポイントであろうというふうに思います。また、私のほうにも釣りを楽しむ方が、これは釣りは生きがい対策にもなるし、また高齢者の健康づくりにも直結いたします。家の中でじっとしておくよりも、外で、広々としたところで魚釣りをすると。これは、爽快感が違いますので、やっぱり野外スポーツの中でも一級品なのが魚釣りかと私自身は思っております。そういう面で、ぜひ富岡港自体、県内で港湾の中で釣りを禁止している港湾というのは、富岡港1港だけかと思えます。ほかのところは、そういうことはしていないと思えます。そういう面では、富岡港の専用岸壁、釣り客のマナーが悪いならば、それをきちんと改善してもらおうような取り組みを、ソフト対策をやればいいものかと思えます。やっぱりそういうものをすべて排除するために進入禁止措置を取るということは、苅北町にとっては



大きなデメリットになるのではなかろうかというふうに思って、今回取り上げたところ  
です。再度そのあたりの、設置することでのメリット、デメリットをもう一回精査して  
いただいて、できれば再度、県のほうと協議をしていただいて、安全策を練った上ででき  
れいな岸壁を維持するための施策を併せて講じることで、もっともっと富岡船客待合所  
周辺がさらに活気づくような取り組みをお願いいたしたいというふうに思います。再  
度、その点についてご意見をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も大半のことについては、山口議員のご意見に同感でありま  
す。そういう意味で、まず安全策をどういった形で取れるか。いわゆる子どもさん連れ  
が来られたときの話ですね。そこら辺をしっかりと解決した中で、今後の課題を県にご相  
談をして、県に対策を練っていただければいいんじゃないかと。最終的には、あくまで  
も熊本県がお考えになることであります。そういったことで、昨日の質問の中にもあり  
ましたように、ここは危険だから立ち入りを遠慮してくれとか、いろいろ表示がない  
と、もし事故があった場合の責任は誰が取るんだと。やっぱり取らなきゃいけない人が  
いるわけですよ。だからそういった面では、そこで楽しむ人も自己責任、そしてやは  
り管理する人は自分たちの責任をしっかりと全うできるように、その全うできるような形  
がその安全対策、どういった形でできるか、県にご相談をしてまいりたいと思ってお  
ります。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ぜひ、これは大きなこれから先の荅北町にとって課題になろう  
かと思しますので、十分子どもの安全対策ということが一番重要だとおっしゃいました  
けれども、それは大変重要です。そういう落ちないような対策を町としても、いろんな  
案を県に出して、相談をしていただいて、できるだけこれまでのような利活用ができる  
方向をぜひ模索をしていただきたいと切に願います。

次に、町道善亀線の地滑り対策についてお伺いいたします。昨年の6月定例会におい  
ても、町道善亀線の地滑り発生時の被害想定等警報装置の設置計画についてお聞きいた  
したところでございます。警報装置については、昨年7月に設置していただいたものが  
今現在も稼働しているということで、一安心したところでございます。できるだけいち  
早く住民に知らせるということを徹底をお願いいたしたいと思えます。ただ、先ほど申  
し上げましたように、前回、下和久登線のほうの地盤沈下が、若干割れ目はあったん  
ですが、地盤沈下までは去年は入ってなかったのが、大きくずれているというようなこと  
でちょっと心配したところでございますが、去年は町道善亀線付近一帯の範囲が幅65  
メートル、長さ110メートルと、被害想定は下流側へ110メートル程度推測してい  
ると。その段階では、一番近い民家まで直線距離で185メートル離れているので、仮

に地滑りが発生したとしても人的被害はないというような想定をしているということでございましたけれども、和久登線のほうも動いたということであれば、この被害想定事態は昨年と同じ想定でいいのか。若干これを上回るような大きな地滑りが発生する予定があるのか。その点についての見解を再度お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 只今のご質問でございますけれども、下和久登線につきましては、昨年からヒビが入ったわけですね。それで、そこに通行する方がいるので鉄板を敷いて通行できるようにしていたわけでございますが、そこが急激に崩れてきたということではございませんので、昨年の6月の想定で大丈夫かと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ちょっと心配したのが、和久登線の登り口のところにコンクリートブロック擁壁があって、そのところが50センチ以上沈下したんですね。私が見るからには、コンクリートブロックで何とか崖崩れを防止しているというような状況かなと思ったものですから、ただそれもやはりコンクリートブロック擁壁も当然倒れるということも予想できたことで、今のようなご質問をしたところですね。鉄板を敷いたときに、その段階で50センチも落ちていたということは、前回、委員会で行ったときには全然わかりませんでしたので、十分その点はやっぱり深刻な事態になっているんじゃないかというふうに思いますので、町としても十分注意をお願いしたいと思っております。

また、非常に地滑り範囲が広範囲で、あの辺りを見ますとスギ・ヒノキとかが結構植えられておりますが、工事を実施するにあたって、そのような、もし仮に民地であればその買収をしないと工事に入れなないかと思いますが、その点はもう既に対応は整えられているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 復旧工法によりまして、買収面積等も変わりますので、ほぼ協議をして、その復旧面積等が、復旧工法等が決まりまして、いわゆるつぶれ地が決定しましてから対処したいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） つぶれ地もそうですけれども、直接切り土をしないと、工事自体はできないんじゃないかと思っております。そういった場合に、少なくともすぐ、直接関係がある箇所については、早急に町の単独費でも購入しとかなないと、工事着工の全体像が決まってから用地買収等に入っていくと、またそこで時間がかかってしまうということがありますので、できるだけかかる範囲については事前に地権者と協議を調べて、災

害査定が終わったら切り土工事等にすぐ着工できるような体制をぜひ整えていただきたいと思います。そういう点で、予算は付いているんですかね。今年度は工事費だけが予算付いていたと思いますけれども。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 大部分、かかる地権者の方には、昨年からもう内諾は得ております。予算につきましては、令和元年度予算を繰り越してさせていただいて、執行させていただくということで、あとは不確定要素があるのは下和久登線の付け替え道路の件でちょっとはつきりしないところがありますので、それも含めてってから、一気に買収をしようという計画でおります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 一気果敢にといった場合に、なかなか契約とかに日数がかかる。また、土地自体も登記をしないと工事に入れないというようなことで、契約から登記完了までの間が相当日数がかかりますので、必要な部分については早急に契約して、登記を町のほうに移すとかいうようなことの準備を早急に詰めていただいて、一刻も早い完成のほうをお願いいたしたいと思います。

毎年、大雨によって山腹崩壊が全国至る所で発生いたしております。またその際、多数の尊い人命が失われております。そのため、木場地区の住民の皆様は、一日千秋の思いで早期完成を願っておられます。新型コロナウイルス対策で国の業務が滞っているということで、6月に予定した災害査定もスケジュールが遅れているということでございます。ぜひ、町長の幅広い人脈を駆使していただいて、1日も早く災害査定に持ち込むことができるようにぜひお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

多岐にわたってご答弁賜り、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これで、山口利生君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 通告8番、8番議員、野崎幸洋です。通告しておりました2点についてお伺いいたします。

まず始めに、新型コロナウイルス感染予防対策と荅北町独自の支援策について質問いたします。この件については、今回複数の議員より質問され、重複する部分もありますが、私の視点で質問をさせていただきます。

今年に入り、新型コロナウイルス感染症によって、国内はもとより全世界で多数の感染者と死者を出し、熊本県内でも47名の感染者と3名の方が亡くなられています。このことにより、4月7日に7都道府県、その後、4月16日に国内全都道府県を対象に緊急事態宣言が出され、不要不急の外出規制や飲食店などの営業自粛要請などの感染予

防対策が行われてきました。その後、国民皆さまのご協力により、感染者数が減少傾向になったため、5月25日をもって全都道府県の緊急事態宣言が全面解除されました。

しかし、まだ完全にコロナウイルスが消滅したわけではなく、油断することはできない状況にあります。実際、福岡県北九州市においては、第2波とも言える小学校や病院での集団感染が発生し、大変深刻な状況となっております。

このように今後、熊本県内、天草管内でもいつ集団感染が発生するかわかりません。これからも気を緩めることのない新しい生活様式での予防策が求められます。

本庁舎においてもこれまで感染拡大予防策として、庁舎及び各出張所の来客者対応の間仕切り設置やマスク着用と手指消毒の周知・徹底、各課の分散業務など、全庁的に様々な感染拡大防止対策が取られてきました。そういった中、現在でも役場玄関先において5月11日から来庁者の入庁制限と検温が実施されております。この検温測定は感染拡大を防止する上でとても大事なことだと考えます。しかし、玄関先での業務は天候がいい日ばかりではなく、これから梅雨に入れば風雨の強い日、また夏になれば非常に高温下での業務となり、熱中症の心配も出てきます。担当になられた方のご苦労と身体的負担は多大なものではないかと推測します。

今後もコロナウイルス感染予防対策と冬場のインフルエンザ予防対策の両面から、この検温業務を続けていかれるのであれば、サーモグラフィーカメラ、自動検温器の導入を検討すべきではないかと考えます。調べてみますと、このサーモグラフィーカメラにはいろいろな種類があり、中には様々なイベントや集会の際、会場へ移動でき、一度に10名以上の複数検温可能なものもあります。こういった機器を導入することにより、スピーディーな感染疑いの判別と担当者の身体的負担が軽減できるメリットがあると思います。今後、導入に向けた検討が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

また、苓北町は国からの特別定額給付金の支給開始は他の市町村に比べ早い段階で申請の受付と給付を開始されたことは、町民にとって非常にありがたいことだと思います。そして、今回、地方創生臨時交付金、苓北町への交付金6,000万円を財源とした町独自の支援策として、事業者に対しては県金融円滑化特別資金を借り入れた商工業事業者に対し、利子補給、5年間の実施、また苓北町事業継続支援金として、国・県制定の給付対象者についても支援金の上乗せ交付、上限が企業に20万円、個人に10万円を制定されるなど、早い段階での町独自の支援策を打ち出されたことについても非常によかったと思います。しかし、まだまだ、コロナ禍の影響により経済的に苦しんでおられる方が多数おられることも事実です。5月25日、安倍首相は第2次補正予算に自治体向け臨時交付金を2兆円増額すると明言されました。今後もこの臨時交付金を財源とした新たな支援策を期待するところですが町の考えをお伺いいたします。

次に、地域おこし協力隊の業務内容について質問いたします。この件については、こ

れまで、町の観光・地域活性化のためには地域おこし協力隊を早期に導入すべきだとして幾度となく要望をしてきました。聞くところによりますと、やっと今年度、5月25日に苓北町に地域おこし協力隊が配属されたと聞きました。プレッシャーをかけるわけではありませんが、地域おこし協力隊の導入により、今後は、苓北町の観光PR・地域イベントへの参入と企画立案・町の特産品を活用したお土産の商品開発等に活躍されることを大いに期待をしているところであります。

ここで1件、身近な活動事例を紹介したいと思います。ご存じの方もいらっしゃると思いますが5月24日の報道で、お隣の天草市の地域おこし協力隊の紹介がございました。この方は千葉県出身で、2018年に天草市にやってこられた富山さんという方です。自分が天草の二江でどういう貢献ができるかと考え、この春から五和町の通詞島で漁師に対し、漁獲量が減る冬場に通詞島でかつて行われていたサトウキビ栽培で半農半漁を提案し、1,200平方メートルの畑に1,200本のサトウキビを植えられたとのことです。このアイデアは、農業の持つ力で社会課題を解決するコンテストでグランプリを受賞されたそうで、テーマは農業とふるさと、それに持続可能な開発目標SDGsを絡めたもので、今後、黒砂糖やサトウキビジュースなどをつくって販売したいと考えているとのことです。

このように、1人の地域おこし協力隊のアイデアと行動力によって、地域の活性化と経済の発展に大いに貢献されるものと思います。

そこで、苓北町にも待望の地域おこし協力隊が配属されたわけですが、しかし今年のご存じのようにコロナ禍の影響により、各種イベントの中止、また人と人との交流が非常に難しい状況下になってしまいました。そういった中、隊員に対しこの1年、どのような業務内容を遂行・依頼をしていかれるのか。また、新たな観光協会との関係性はどのようになるのか。地域商社立ち上げについても継続されて行くのか。お伺いをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1点目、新型コロナウイルス感染予防対策と苓北町独自の支援策についてのご質問の中で、検温業務につきまして、サーモグラフィーの導入を検討すべきではないかのご提案についてであります。

議員ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月11日から役場庁舎入口におきまして検温を実施いたしております。この検温業務につきまして、サーモグラフィーを導入してはどうかのご意見でございますが、町といたしましてもサーモグラフィーは庁舎管理及び安全性等で必要と考えておりますので、次回の補正予算

でお願いしたいと考えているところでもあります。

しかしながら、サーモグラフィーで検温を実施いたしましても人への感染リスクは確かに低くなりますが、画面を見て高熱の方を感知した場合には、当然その方に対しまして事情を説明する職員も別途必要となつてまいりますので、雇用の場を確保する上からも、これまでどおり検温実施が必要な場合には、会計年度任用職員を採用して実施してまいりたいと考えております。また夏場や冬場の対策を考慮いたしまして、6月1日からは庁舎内ホール入口において実施する等の対応を行っております。これは、人が行っている検温ですね。なお、現時点におきましては、都道府県をまたぐ移動の自粛が制限されている6月18日までの検温実施を予定しているところでもあります。

次に、町独自の支援策につきましては、昨日の倉田議員並びに本日の山口議員に対する答弁と重複するところもありますが、新たな町の支援策につきましては、一つ目として、売上げが大幅に減少している町内事業者の事業継続と経営の安定、併せて住民の方々の生活を下支えするために町内各事業所で使える地域振興券交付事業を実施し、1人当たり3,000円の振興券を全町民にお配りしたいと考えております。

2つ目といたしましては、特に影響が大きい町内旅館・ホテル等の宿泊施設への支援策として、町内宿泊施設への宿泊を促進するために宿泊費助成事業を実施し、宿泊費用に応じて宿泊者1人当たり2,000円または1,000円の助成を行いたいと考えております。この2つの事業予算につきましては、本議会において補正予算を計上させていただいているところでもありますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

また、今後の支援策につきましては、5月27日に閣議決定された第2次補正予算のうち地方創生臨時交付金を2兆円増額するとの報道があつておりますが、交付金の配分については、第1次の配分同様、国の方で算定基礎等を設け、状況を総合的に勘案し算定されることになっておりますので、国会での審議等を経て通知がなされます。現時点でははっきりわかっておりませんが、1次分より以上に来るという期待感を持っているところでもあります。また、今回の補正の中で次の臨時給付金を充てにしたわけではありますが、4,000万円ほどまだ具体的な計画をしているところが、また積み残しであります。それも併せまして、新たな補正案をしっかりとできるように、臨時交付金が少なくとも1兆円で6,000万円でしたから、2兆円だったのその倍あたり来てくれるとありがたいなと考えているところでもあります。

このような状況下ではありますが、先に国に提出した地方創生臨時交付金実施計画においては、5月臨時会並びに今回6月議会での支援策に加え、今後の充当事業等の計画として、GIGAスクール構想実現に向けた児童・生徒への1人1台のタブレット端末の整備やICTを使った有害鳥獣駆除対策等を計画しております。国や熊本県の新たな支援制度も日々追加されてきておりますので、その支援制度等を見極め、国からの第2

次交付額等を考慮しながら、町民皆様方の必要性に応じた具体的な支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域おこし協力隊の業務内容等についてのご質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊員の業務内容につきましては、地域の資源を生かした観光・物産振興を図るため、各種団体と連携しながら、町の情報発信や活性化支援を行い、特産品等のバージョンアップ及び商品開発など苓北町の食を活用した地域振興活動である物産振興を担当していただきます。

観光協会との関係性につきましては、連携の中で情報発信のツールとして、苓北町観光協会のインスタグラム等で苓北町の四季折々の風景、人、食、イベント等の最新情報の発信を行い、柔軟な発想と経験を生かして、地域おこし活動を行っていただくことを期待しているところであります。また、地域商社立ち上げの継続につきましては、今年度から事務局に専任職員を配置しておりますので、地域おこし協力隊とも連携しながら、これまでの3年間の交付金事業の取り組みを踏まえ、商品を取りまとめ、苓北ブランドで販売していくための窓口となる地域商社的な機能を持った観光協会を目指し、その機能強化に向けた取り組みを引き続き支援してまいりたいと考えているところであります。

以上、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

サーモグラフィーカメラの設置の件ですけれども、只今の答弁では次回の補正予算にて対応していただけるということで、考えておられるということでありたいお言葉をいただきました。ぜひ導入に向けてお願いしたいところですが、答弁の中にありました、確かに雇用の場を確保する上で会計年度任用職員を採用することはとても大事なことだと思います。私がなぜこの質問をしたかという、心配しているのは雇用のことや人員削減のことじゃなくて、担当職員の身体的負担と感染リスクを心配したわけですね。今の状況でやっていると、今後もし全国的に2波、3波の集団感染が発生した場合、特に天草管内で発生したとなれば、やっぱり職員さんの感染リスクが非常に高くなると、そういった部分での今回心配した上での質問だったわけですが、次回の補正予算にて対応していただけるというのは大変ありがたいと思います。

私もいろいろインターネット等で調べまして、これは宇土市役所のほうで試験導入されているものなんですけれども、1秒で体温がわかるということで、テレビとかインターネットで紹介をされておりました。これを開発したのが、市が採用した、やっぱり地域おこし協力隊の方で、外資系通信機器メーカー勤務の経験をいかして、顔認証システ

ムの機器を改良されたもので、カメラ付きの端末スマートフォンのような大きさのものです。それに表示される枠内に顔を当てはめると、約1秒で検温できて、マスク姿でも検温可能。そして、37.5度以上になるとアラームがなるようになっております。対応されている市民保健課の課長は、来庁者に検温をしてもらえるので、職員の方の安心にもつながると話しておられるということです。これの値段のことはよくわかりませんが、もし導入を検討されるのであれば、こういった先進事例等もいろいろ研究をさせていただいて、どういうのがベストなのか、そしてまた安価なものでもいいものがあれば、ぜひ導入の検討を早急をお願いしておきたいと思っております。

その導入についてですけれども、現在、補正予算で対応されるということですが、ある程度の構想といたしますか、予算的なものとか、そういう検討はどの程度されているのかをお尋ねしておきます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 確かにサーモグラフィー、調べたんですけれども、安価なものは10万円から、高価なものはもう100万円以上ということで表示がされております。そういった中で、機能的にどういったものが最低限必要か、当然体温を設定して、それ以上あった場合は、アラームで、音で知らせるとか、何名を瞬時に計れるとか、そういったものは精査をした上で導入については今後詳細に進めていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 先ほども言いましたけれども、各種イベント等で人が集まる機会、今後、もしコロナ禍がある程度収束に向かえば、そういった集会等も行われると思いますので、そういった会場等への持ち込み可能なやつもぜひ検討していただければ、今後は利用の幅が広がるのではないかと思います。

次に、町独自の支援策についてお尋ねをいたします。町もいろいろな今後補正予算等に対して支援策もまた考えておられるようですけれども、先ほど答弁にありました、町内事業書で使える地域振興券を全町民に1人当たり3,000円を配布されるということですけれども、その内訳は、一般の町内事業者には1,500円、飲食業、ホテル、旅館に1,500円となっているということですけれども、これは一般の業者に偏らないように仕分けてあるということです。昨日お聞きしたんですけれども、例えば3,000円すべてを飲食業、ホテル、旅館に利用することは可能なかどうか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 飲食業に利用することは可能でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 昨日の話では、色分けをして印刷をされるということでお聞き



したんですけれども、その辺もしっかりと明記した上で、飲食店でいっぺんに3,000円使ってもいいんですよ、ホテルに使ってもいいんですよというのを必ず明記のほうをよろしく願いしておきたいと思います。

次に、地域振興券は、昨日の話では町内事業者の加盟店を募って、その後、印刷を行うため、利用できるのは7月6日になるという答弁をいただきました。今回、この地域振興券を発行する目的は、私はコロナ禍により経済的な落ち込んだホテル、旅館、そして飲食業を支援するための施策だと思っております。であるならば、加盟店を募らなくても、町内全事業所、店舗を対象にして、1日でも早く使えるような、スピーディーな対応をすべきだと思いますけれども、その加盟店を募る理由というのは何かあるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） この点に関しましては、商工会と打ち合わせをして、加盟店を募集して実施をするということで打ち合わせを行ったところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ですから、商工会とは相談されたんでしょうけれども、なぜ募らなければいけなかったのかと、その結果になったのかという理由をお尋ねしております。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） その募集につきましては、店側も取り組むかどうかの意思確認もありますので、その辺もありまして、登録の募集をまず行うということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 意思確認ということでしょうけれども、その意思確認、必要なんでしょうか。もうコロナ禍によって、経済的に疲弊している店舗というのがほとんどなんですね。だから、逆に加盟店入っとらんでも、うちに振興券もって食べにくれらした、買いにきてくれらしたというのが逆に喜ばしいことであって、それを断る店舗というのが、逆に私は理由があるのかなという気がするんですけれども。その辺は、もう加盟店を募らないような考え方に変えたほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 小規模の店舗につきましては、中には募集をしてもそれに対応できないというところいらっしゃるかなということで、現在。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 対応できないというか、券を持ってきたら、店舗さんというのは、あとはもうお金に換えるだけでしょう。だから面倒な手続き、私はこのシステムで

は要らないと思うんですね。だから、逆にこういう町と商工会でやりますので、ご協力をお願いしますの一言で、私は、店舗さんはありがたいと思うんですけども、その辺の考えを変えられるおつもりはないのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 今のところ、商工会との話の中でもそういったことで進めておりますので、今のところは7月6日の方向で進めたいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 商工会さんと相談した上での結果でしょうけれども、もう一度検討されて、1日でも早いこの振興券の配布が町民の皆様に行き届くような、そういうやり方でぜひ検討を再度お願いしたいと思います。

その地域振興券の配布の方法ですけども、全町民にその配布するやり方はどのようにお考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 郵送で行う予定です。簡易書留のほうで発送をしたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） その簡易書留ということですけども、これはあえて郵送も一つの方法だとは思いますが、例えば各出張所で日時を決めて、その世帯主の方に印鑑を持ってきていただいて、そういった家族確認がある程度できるような形とするような方法はできないものでしょうか。それで、決められた日時に来られなかった方に対して郵送をやるとか、そういった、まずは対面方式といいますか。対面は大体だめなんではいけれども、そういうふうにはまず手渡しの方法を考えられたほうがいいんじゃないかという気はしますけれども、その辺どうなんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） なるだけお手元に早く届けたいということで、郵送を考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 郵送しか考えておられないみたいですけども、その郵送費はいくらかかるか計算されていますか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 郵送につきましては、まず封筒代の郵送部分で126円の3,160戸分ということで39万8,160円、それに簡易書留分の料金が320円の3,160戸ということで、101万1,200円かかる見込みとなっております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今の答弁だと、合計しますとこの郵送費だけで140万円ほどかかるわけですね。こういう経費をかけるのであれば、先ほど言いましたように、まずは担当職員さんに各出長所に出向いていただいて、日時を決定した上で取りに来ていただいて、そしてどうしても配布ができていない家庭に対しての郵送というのをまず考えられたほうがいいんじゃないかという気がするけれども、その辺、もう一度考え方をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、お一人お一人に10万円配るときも、なるべく対面にしないようにというご指導もありまして、そういった面での観点もごさいます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 確かに対面方式、今は3密を避けられているわけですが、その辺は、例えば坂瀬川であれば各地区の9区に分けて、そういうふうな日時をある程度余裕を持った中で、いっぺんに密集しないような形、方法がいろいろ取れると思うんですね。だから、その辺もぜひ今後検討方をお願いしたいと思います。

次に、先ほどの町内宿泊施設の支援策ですが、これは宿泊費用に応じて1人2,000円から1,000円の助成を行うという答弁があっておりました。先ほど振興券でも宿泊費に利用できるとの説明でしたけれども、そうすると宿泊施設には地域振興券と宿泊費助成の両方での支援策だと思いますけれども、天草市、上天草市でも、市民限定宿泊費半額補助上限6,000円など、各自支援策を打ち出されていますので、苓北町としても少しでも多くの支援をしていただくことはよいことだと思います。また、ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、これとは別に現在では天草市、上天草市、苓北町の飲食店や宿泊、観光業の各店舗や事業所が加入登録し、各お店を利用、応援していただくという天草元気玉プロジェクトという企画が行われております。これは、コロナウイルスの発生により、人の流れが遮断され、観光や宿泊、飲食に携わる人たちが危機に瀕し、一つ一つとお店の明かりが消えていくのを黙ってみるわけにはいかない。何か少しでも天草の未来のためにできることはないかと考え、各お店や事業所で利用できる前払い応援券をネット販売し、購入していろいろな人に応援していただく企画、天草元気玉プロジェクトが立ち上げられました。3つの行政区の垣根を越え、天草が一つになり、危機を乗り越えることができれば、いずれお客様をお迎えしよう、オール天草でいこうという趣旨で立ち上げられたとても素晴らしい企画です。これまで観光などは特に3行政区それぞれの企画をPRするだけで、統一感のない、天草の観光イメージだったものが、今回この企画で初めて1つのことを一緒に成し遂げようという意気込みを感じ、感動いたしました。しかし、一つ残念なのが、しばらくして天草市は、

天草市限定のプレミアム応募券を販売し、30%を市が助成することになりました。せっかくオール天草でいこうという統一感がある企画だと思っていましたが、そうなるとプレミアム券が付いた天草市にある店舗に偏る傾向になってしまう懸念があります。こういうときこそ、天草市、上天草市、苓北町の各行政が連携を取り、統一をもってコロナ禍によって疲弊した経済の下支えを行うべきだと思います。この企画は4月に計画されましたけれども、このことに対し、企画やプレミアム券についての相談、要望等があったのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） この元気玉プロジェクトにつきましては、5月の中旬ぐらいに店舗の募集をやりたいということで話があります。現在、苓北町では15店舗が登録をされているようでございます。これにつきましては、代表者の方からこういった取り組みをしますので、後援のほうをお願いしますということで観光協会、それと商工会、飲食店組合さんのほうにお願いがされているようでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） お願いがあって、加入されているのはわかっているんですけども、事前にこういった行政に対しての要望等、相談等はあったのか、なかったのかです。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 上乘せの要望につきましては、当初はありませんで、5月の末になりまして、何か助成のほうはありますかということ話があります。ただ、特定の取り組み、こういった取り組みが県内各地ありますので、その辺もありまして、助成のほうにつきましては考えておりませんが、特に苓北町におきましては独自の取り組みも行っているような状況ですので、その辺をまず利用していただければというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今後は、天草全体の観光、宿泊関連事業の発展のためには、この3行政区が、行政の自治体がぜひ連携を取って取り組んでいただきたいと思うわけですが、その辺、この元気玉プロジェクトに限らず、今後こういった3自治体で何か統一できれば、ぜひその辺は、さっき言いましたオール天草ということで今後検討していただけるように、まず観光、そういった部分からのことはできないものなのか。もう一回お尋ねをしておきます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 当初から2市1町で取り組むという方向性が出ていれば考えられたのかと思いますけれども、今回のこの取り組みにつきましては、突発的に

話があっただけということで、なかなかそこまでの取り組みには至っていないというところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今後、こういった企画があれば、十分また2市1町での検討を十分行っていただきますようお願いしておきます。

次、地域おこし協力隊についてお伺いをいたします。5月25日に苓北町に地域おこし協力隊が配属されたと聞きました。まだ隊員の名前も、顔も私は知りませんが、先ほどの答弁では、隊員に対し、各種団体と連携をしながら、町の情報発信や活性化の支援を行い、特産品等のパージョンアップ及び商品開発など、物産振興を担当していただくとの答弁がありました。個人情報まで詳しくお知らせしろとは言いませんけれども、先ほど言いましたように町の地域活性化のために幾度となく地域おこし協力隊の導入を要望して、今回やっと配属になったわけですので、せめて今議会が始まる前でも、名前、出身地、これまで携わってこられた仕事等で何が得意分野なのか、またこれまでの経験をいかした中で、この苓北町で何をやりたいのか。抱負なりの紹介があればと思いましたが、執行部からそういった考えはなかったのでしょうか。苓北町の地域おこし協力隊と町で、例えばすれ違ったり会ったとしても、私たち議員は全くわかりません。今後は、議会も地域おこし協力隊も一緒に地域活性化と町の発展のためにお互いに協力し合わなければならない間柄と思っております。そういった意味で、ぜひ今回紹介をしていただきたかったですけれども、そういった考えはなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 地域おこし協力隊につきましては、5月25日に会計年度任用職員として就任をしていただいております。お名前は関根潤さんと言われる方で、福島県から来られた方で、年齢は34歳の男性の方です。福島のほうでは農業等をされておりまして、自分自身も独自で情報発信のほうを積極的にやられていた方で、今回、苓北町に来ていただきまして、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、町の情報発信と観光と物産の振興ということで、食を通じた物産振興のほうを展開していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、課長のほうからそういったご紹介がありましたけれども、実際本人さんがどれぐらいの意気込みで、顔がどんな方かというのは、もう全く今の紹介ではわからんわけですね。ですから、何かの機会でもあれば、ぜひご紹介のほうをお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 今月号の広報れいほくのほうで地域おこし協力隊員の記事が載りますので、その折、顔も見えていただければと思います。

それと、現在、各事業所周りをされておまして、それぞれ地域のほうに入っただいております。また、都呂々に住むことになりまして、地域の方等の交流につきましても積極的に関わりを持たれているような状況でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） もちろん、地域の方とのそういった接点も持っていただいて、苓北町になじんでいただきたいと思っておりますけれども、その前に議員の皆さんにも馴染んでいただくためのご紹介を、ぜひ今後、機会があればお願いしておきます。

先ほども話しましたが、1人の地域おこし協力隊のアイデアと行動力によっては、地域の活性化と町の経済の発展に大いに貢献されるものと思っております。5月29日の朝日新聞に載っていたんですけれども、町内在住の方の記事が紹介されておりました。これもご存じの方もいらっしゃると思っておりますけれども、スマホで天草地域の飲食店やイベント、求人などの情報を掲載したサイトを立ち上げられたとのこと。お名前はあえて言いませんけれども、大阪出身のこの方は、天草地域では飲食店のグルメ情報をはじめ、買い物や求人情報のデジタル化が遅れていると実感し、スマートフォン用の生活情報サイト、天草弁で言う「かわいい」を意味する「ミゾカ」を立ち上げられることを決められたそうです。これまで苓北町が一番苦手だった情報発信の部門にこういった方を今後、観光協会や2人目の地域おこし協力隊として入っていただければ、もっと幅広く町の情報が発信できるのではないかと考えます。まずは、今回、苓北町に新たに地域おこし協力隊が配属になったばかりですので、その方の活躍を大いに期待したいと思います。

次に、地域商社立ち上げについてお尋ねをしますけれども、その継続については専任職員と地域おこし協力隊と連携しながら、これまでの3年間の交付金事業の取り組みを踏まえ、商品を取りまとめ、苓北ブランドで販売していくための窓口となる地域商社的な機能を持った観光協会を目指していくとの答弁だったと思っております。3年間のこの里山・里海事業で、約2,800万円の事業費が投入されました。しかし、年度を終了した現在、最終的に地域商社と呼べる形はできなかったわけですが、町民、議会に対し、事業での成果報告をする義務があると思っております。実績・成果を残せたもの、また思うような実績や成果を残せず反省すべき点、今後取り組むべき点を報告する義務があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の件につきましては、野崎議員おっしゃるとおりでございます。3年間の交付事業の取り組みを踏まえて、そういった評価を毎年実施をして

おりまして、昨年2年目までは6月の議会の中でその報告をさせていただいておりました。ただ、今回につきましては、評価をしていただきます場合に、町の振興計画審議会にかけて行うようにいたしておりまして、コロナウイルスの関係でその会議等が開かれない状況の中で、その会議自体ができないという状況でございまして、聞くところによりますと7月に議員の全体会議あたりが計画されているということをお聞きしておりますので、今月中には振興計画審議会の中でその評価をお願いして、次回の議員皆様方の会議の中で報告をさせていただければと思っております。ご理解とご了承をお願いしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひ、その評価報告のほうを今後お願いしたいと思っております。そしてまた、地域商社という名前的なものではできなかったかもしれませんが、先ほど答弁あったように、専任職員さんと今度新たな地域おこし協力隊の方と連携して、今後、そういった苓北ブランドが立ち上がるように、ぜひ私も応援したいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

11番、田嶋豊昭議員から早退届が出されておりますので、お知らせをいたします。

通告9番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 通告9番、4番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い質問を行いたいと思っております。

6月、いよいよ梅雨本番の到来です。大雨に対し万全の対策が望まれるとともに、今年はその上に新型コロナウイルス感染症対策が必要となっております。緊急事態は全面解除となったものの、いまだに先の見通しがつかなく、従来の生活スタイルを取り戻すには、かなりの時間を要するのではないかとおぼれております。両者が相成り、大変状況の今日でございまして。

私は、今回は現在の情勢を鑑み、新型コロナウイルス対策に関連し喫緊の課題というべく3つの項目について質問をいたします。

1つ目に、梅雨の時期を迎える今、災害発生時を想定した対策。特に、避難所の対応

について。

2つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け疲弊した地域経済の支援を目的とした自治体に交付される地方創生臨時交付金の使途について。

最後3つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した国民健康保険被保険者等に係る国保税の減免に対する取り扱いについて。

以上の3点について質問を行いたいと思います。

それでは、早速、最初の災害発生時の避難所開設・設置に伴う対策について、質問を行います。

5月25日、政府は新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全面解除しましたが、今後の課題として新聞をはじめ、テレビ番組等でコロナ禍、3密回避に苦心の自治体、災害発生時の避難所改善が急務であり、従来の避難所のあるべき姿からは、大きな変化を迫られているとあります。このような状況において、本町、苓北町を考えると、従来は災害が発生もしくは災害が起こりうると考えられるとき、防災無線を通じ、避難の呼びかけを行い、その場所は当然のごとく役場本庁であり、各出張所であったわけでございます。が、今回、感染防止に向けた対策を講じた避難所であり、そのことを理解した対応が可能な職員の配置が必至であると言われております。3密の一つであります密接場面にあつては、従来は1人当たりスペースが1.5平米でありましたが、3密対策上、今後は4平米が必要とされています。そのため、そのスペース確保については容易ではないと解するところでございます。災害の規模によっては、志岐地区においては、車での避難が可能な住民の方々には町民総合センターの利用を促し、坂瀬川地区にあつては、出張所2階の普通教室への誘導、そして都呂々地区においては、旧都呂々中学校への誘導を図る等、公共施設の有効利用による避難所の分散化の検討の必要性があるのではないかと解しますが、いかがですか。そのためには、当然一定の準備が必要でございます。しかし、時間的余裕はあまり残されていませんが、検討に値するかどうかと思います。

その他、各避難所においては、健康チェックなどに職員配置が必要となってきますが、参集訓練の経験をいかした心がけで対応にあたることを願うところでございます。

また、住民の方々が、新型コロナウイルス感染症を恐れ避難を躊躇されないよう行動されることも必要であります。よって、速やかに避難をされるよう促す努力も必要かと思えます。なお、あつてはならぬことではありますが、今後、第2波の感染が生じ、天草地域においても感染者が発生した折には、志岐地区においては、避難箇所を対策本部設置場所である役場を除外し、総合センターを核にすべきではないかと考えますが、いかがですか。

次に、2つ目の地方の経済立て直しの対策支援として自治体に対し交付される地方創



生臨時交付金の今後の用途について質問をいたします。本交付金は、地方自治体に対し、その地域に応じた経済支援に充てるため、先の第1次補正により計上が行われ、本町においても、先の第4回臨時議会において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としてそれぞれ必要事業の補助金として充当、上程をされ、議決を見たところでございます。また、続いて5月27日、第2次補正予算案が閣議決定され本交付金もご承知の通り、先の金額より倍増となる金額が対策費用として決定されたと報道がなされているところでございます。

そこで、苓北町に対して第1次補正交付予定額と今回の第2次補正による交付金合計額並びに今後の充当事業等の計画についてお伺いをいたします。

最後3つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した国民健康保険被保険者等に係る国保税の減免に対する周知の取り扱いについて、お伺いをいたします。ご存知の通り、国保の被保険者は農林水産業及び自営業者、そして非正規雇用者・被用者等で構成されており、感染症の影響をもろに受けている被保険者も多いかと考える次第でございます。今回、保険税の減免措置を取り扱うよう交付要綱に定められたとのことであります。よって、当該基準を踏まえ、減免に関わる周知及び該当者に対し申請措置を速やかに取られることを望むところであります。いかがですか。なお、減免措置に要する財政支援については特別調整交付金の交付予定対象とする旨通知がなされていると思っております。答弁を願いたいと思っております。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得た後、一問一答方式により、自席にて再質問を行いたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症が発生している中、梅雨期を迎えることから、今議会において廣田議員、浜口議員、山口議員からも避難所における対応についてのご質問があり、答弁させていただいたとおり、避難所における検温等の健康チェック、避難所の3密対策として、間仕切りを配置する必要があると考えており、そのための補正予算を計上しております。ご指摘のとおり、避難所の収容人員につきましては、従来は1人当たり1.5平方メートルから2平方メートルとされておりましたが、感染症対策といたしまして、近隣の人との感覚を2メートル取ることで、1人当たり4.0平方メートル必要となります。このことから、災害の規模にもよりますが、例年は各地区1カ所としていた避難所の開設を増やすことも考えております。状況によっては、山口議員にお答えしましたように、各区の分館等への分散化も検討を行っております。今のところ、基本的には坂瀬川地区は坂瀬川公民館、富岡地区は富岡公民館、都呂々地区は都呂々公民館を避難所として予定をしているところであります。なお、志岐地区につきましては

は、ご意見のとおり対策本部設置箇所でありますし、現在、職員の感染対策として、これ役場のことでございます、会議室を利用した分散化業務を行っておりますので、受け入れができない状況であるため、武道館を予定しております。また、避難したいけれども体調不良の方、各避難所に避難してこられた方で健康チェックでの微熱や体調不良等の方につきましては、町民総合センターを避難所とする予定としております。

次に、町民の方への避難の周知につきましては、廣田議員にお答えしましたように、6月5日発行のお知らせ版において、災害時の避難と感染症対策として避難所を開設した場合は、避難前の健康チェックをしていただくこと、健康な方と体調不良等の方は避難所を分ける措置を行うこと、感染リスクを考えて避難所へ行けない方は、親戚や知人宅への縁故避難、自宅での水平避難、垂直避難等での対応、非常用持ち出し品につきましては、マスク、体温計等を追加準備されるよう周知を行ったところでございます。

次に、2点目の地方創生臨時交付金の使途等についてであります。まず第1次補正交付予定額につきましては、国が算出した交付限度額として6,070万3,000円の通知がっております。第1次分6,070万3,000円のうち5月14日の議会臨時会において議決をいただいた事業に2,366万3,000円を充当し、残りの3,704万円につきましては、明日ご審議いただく一般会計補正予算（第3号）で計上し、各事業の財源として充当しておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

次に、今後の第2次補正による交付金につきましては、5月27日に閣議決定された第2次補正のうち地方創生臨時交付金を2兆円増額するとの報道がっております。第1次の配分にあたっては、感染拡大防止策や医療提供体制の整備及び地域経済の活性化を含め、特定警戒都道府県とされた区域内の市町村や感染者数の割合などを総合的に勘案し、国の方で算定されております。第2次の交付限度額につきましては、これからの国会での審議等を経て通知されますので、現時点でははっきり額はわかっておりません。

3番目として、今後の充当事業等の計画につきましては、GIGAスクール構想実現に向けた児童・生徒への1人1台のタブレットの整備やICTを使った有害鳥獣駆除対策等を計画しており、国や熊本県の新たな支援制度も日々追加されてきておりますので、その支援制度等を見極めつつ、国から通知がなされる第2次交付額等も考慮しながら、町民皆様方の必要性に応じた具体的な支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者等に係る保険税の減免に対する取り扱いについてのご質問でございました。苓北町では、令和2年5月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知、新型コロナウイルス

ス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政基準についてはに基づき、その減免基準を踏まえまして、5月27日、苓北町国民健康保険税条例における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する条例減免の取扱要綱を公布し、申請受付体制を整えたところでございます。保険税の減免対象となる方は、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯は保険税の全額免除を、主たる生計維持者の事業収入や給与収入が令和元年に比べて10分の3以上の減少が見込まれる場合は、令和元年の世帯の合計所得金額区分の段階に応じ、保険税を2割から最大全額までの5段階で減免するものでございます。対象となる期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険税に適用されるものでございます。

この減免措置の周知につきましては、町ホームページで既にお知らせをいたしまして、手続き書類を掲載するとともに、今月発行の広報れいほく6月号でも周知してまいります。また、6月15日には令和2年度納税通知書を発送いたしますので、地方税の徴収猶予の特例及び国民健康保険税の減免のお知らせを同封し、納税者からの納付相談に対応することとしております。

なお、対象となる保険税の減免を行った場合には、その全額が国民健康保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金の交付対象とされており、今後、申請状況に応じて必要な予算科目を補正予算で措置する予定でございます。

以上で、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 時間的に余裕がないようでございますけれども、早速再質問に移らせていただきたいと思います。再質問の順番は、ちょっと変えて質問させていただくことをお許し願いたいと思います。

まず、国保税の減免措置についてでございます。本件につきましては、あくまでも被保険者の、まずもっと申請をするというのが第一要件でございます。しかしながら、答弁にあったように、申請の受付体制も既に整え、減免措置の周知についても町のホームページ、そして広報等に掲載し、周知を図るなど、その手続きの早さに感謝を申し上げるところでございます。なお、町民の方々からいろいろな問い合わせがあろうかと思っております。これに対しては、丁寧な対応を望むところでもございます。

なお、県内の各市町村の独自支援策として、これは6月6日付けの郷土紙でございますけれども、この中に県内市町村も独自支援策続々ということで、各市町村の独自支援策が記載してございました。その中に、芦北町、苓北ではありませんけれども、芦北町が国保税の平等割及び均等割の1年間免除を独自策として行うということを打ち出しているようでございます。確かに苓北町は、現在、熊本県の国保広域化等支援基金の返済

中でもございます。まさに国保の健全化体制の途上ということで理解をしているところでございますけれども、何か国保に関する独自策は打ち出す予定はありませんか。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 芦北町の例でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、町独自の事業で生活支援を行うということを目的に、国民健康被保険者を対象に、令和2年度課税の平等割額と均等割額を全額免除されるということでございまして、財源につきましては繰越金を充てるということでございました。国民健康保険税につきましては、被保険者等の均等割額及び世帯別の平等割額からなります応益割額と、それと所得割額及び資産割額からなります応能割額の合計額によって課税をされておりまして、応益割額と応能割額の割合につきましては、おおよそ50%ずつというようなことになっております。芦北町の例を参考に荅北町での試算をしてみましたところ、令和2年度課税状況でございますけれども、6月1日現在、国保対象世帯数が1,181世帯、被保険者数が1,905人となっております。調定額が1億5,636万1,800円になりますが、そのうち均等割額及び平等割額からなります応益割額の金額につきましては7,541万1,000円になる見込みでございます。

今回の新型コロナウイルス感染の影響を受ける事業者につきましては、職種も大変広くございまして、国民健康保険被保険者のみならず、他の健康保険に加入されている事業者の方もございますので、その公平性も考慮する必要があるかと思っております。したがって、保険者間の公平性、それと補填する財源の問題と、いろいろ解決すべき問題も多くありますので、芦北町さんのような平等割、均等割、すべて一律減免というのは、今のところ大変厳しい状況ではないかと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 先ほど申しましたとおり、大変厳しい状況であるということは私も重々理解をしながら、こういった質問をさせていただいたわけでございます。いつも町長言われますけれども、税の公平性、平等性、確かにそうでありましようけれども、こういったことで似ている町村が減免措置を打ち出したということもございませぬ。できる限り、今後とも国保の財政については、いろんな面でまた二度、三度、質問させていただく機会も多かろうと思っておりますけれども、ご理解方お願いいたしまして、国保の財政健全化については、今後とも努力をしていただきたいと思います。

次に、地方創生臨時交付金の使途について再質問を行いたいと思っております。本交付金の2次補正については、いまだ未確定ということの答弁をいただきました。確かに第2次補正につきましては、新聞、いろんな報道で8日に予算案の審議がそれぞれ両院で行わ

れて始まったという報道がされておりますので、当たり前だと言えば本当に当たり前なんだと思います。今後、交付金額をはじめとして支援のいろんな施策が打ち出されると思います。そういった事業が決定された折には、町にあっては早期のいろんな事業に充当されるのも結構でございます。しかしながら、いずれにいたしましても将来につながるような事業に充当していただきたいと思います。先走って、確かに今が一番急々、喫緊ということはわかっているんですけども、そのうちの少しでも今後の事業につながるような事柄に少しでも多く充当されることを望むわけでございます。金額も相当量の金額に、単純計算でなるんじゃないかと思っておりますけれども、いろんな報道で割合というのが決まっているようでございます。1兆円がいろんな、感染の状況、実際に使われたところに1兆円程度が多くなるのではないかなと思います。そのほかにも、いろんなイベント、農林水産物の販売促進等々にも今後は使われるようでございますので、幸いにして今回は以前に増して漁協、JAが張り切っているいろんな農業者、漁業者の方と接触し、これを有効に使おうと張り切っているようでございます。これも、日ごろから町の後ろ盾があったのかなと思っているところでもございます。

それから、第2次補正については、今後、いろいろ決まった場合には、早め早めに私たちにも知らせていただいて、一緒になってその使い道等々に私たちも協議をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、具体的に今後、今回また補正がこの後、明日、審議されますけれども、早め早めに臨時議会等々でも開いていただきながら対応にあたっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 全くおっしゃるとおりで、例えば、今、積み残しの対策もあります。どのぐらいの金額が第2次補正で来るのかわかりませんが、そのことがはっきりした中で、先ほどから申し上げましたようにサーモグラフィーの購入とか、いろいろございます。まだまだコロナウイルス対策に重点を置かなければならない状況があります。その上に、また皆さんの生活持続、生活応援をしていかなければなりませんので、そのことも踏まえながら、急ぐ必要がある場合は9月議会まで待たないで臨時議会をお願いする状況になるかもしれませんので、その節には一つ、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 大きな金額がもう独自、独自と言われますけれども、全部国庫ということで、こういったことは二度とないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、避難所の対応について再質問を行いたいと思っております。今回、私は初めてと聞いていますか、日ごろから見なくちゃいけなかったんでしようけれども、この荅北町洪水等

ハザードマップ、これを質問するからには中身を少し見ておこうということでもう少し勉強させていただきました。これが令和2年3月31日現在付で、一番後ろに緊急避難場所ということで載っております。ここには、1人当たりの使用面積、これは当時3月でございましたので確かに1.5平米で計算をしてございます。当然のごとく、コロナを考えると一つの使用人数がちょっと減るのかなと思っているわけでございます。

この中で、私は、今回は具体的な公共施設を上げて、こういったところに分散したらいかがでしょうかということで事例を挙げて説明をさせていただいたわけでございますけれども、そのときに、富岡地区をちょっと見たところ、公民館以外に町の施設、小中学校は除くわけですけれども、特段の施設がございませんでした。そこで、ああ、そうだ、富岡地区に福祉センターがあると思い、福祉センターが該当するページを開いたところ、確かに急傾斜といいますが、危険地域に少しだけかかっております。これをかかっていないなら、当然のごとくここも指定されるだろうと思うわけでございますけれども、しかしながら指定された施設の中にも、この時点ではかかっている施設もあるように私は思えてなりません。そこで、当福祉センターは、建設当時は、こういった避難に対する阻害要因はなかったのではないかと思います。ですから、あそこに当然福祉センターが建てられているのではないかと思いますけれども、福祉センターは建設当時からこういった避難箇所には適さない、あるいは除こうという考えがあったのかどうか。あるいは、当初はそういった考えはなかったけれども、見直しをしていくうちに、やはり避難場所としては適当ではないということで除かれたものか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 福祉センターにつきましては、指定避難所を選定する中で、先ほど上げましたように、急傾斜地崩壊危険箇所区域内ということで入っております。また、その後、近年、土砂災害警戒区域ということで県のほうが調査をされて、指定をされました。その中のイエローゾーンに丸々入っております。それと、高潮浸水想定区域で見ますと、浸水想定区域内の中で0.5メートル、50センチの浸水区域になっておりますので、指定避難所とはしておりません。その他の指定避難所につきましても、基準が変わったときにそういった形でそれぞれ警戒区域とか、危険区域に入っていないかの再確認をした上で、こういったものに対応できるとか、指定避難所から外すとかという対応をさせていただいたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 多分、そうでないとあの立派な福祉センター、大広間も持っております。豊がございますので、避難施設については、本当、体育館等々よりもいいんじゃないかなと思ひ、そしてまた風呂もあるようでございますので、そういったことを

利用して避難すると、本当に一番富岡地区にとっては、公民館よりもむしろいいのではないかなと思ひ、今回、あえて名称を上げて質問させていただきました。これから先、いろんな施設等々について、また検討方あった場合には、片隅にでも結構でございますので、富岡には福祉センターがあるんだということをよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、実は私の地区に障がいを持った方がいらっしゃいます。そこで私は以前、区長をしていた折に話し合いを持ちまして、早めの避難ということで、夜に避難することについては、障がい者の方については私たちは対応できないということで、当時の民生委員の方と、その人の受け持ちであります施設の方に連絡を取っていただいて、昼間のうちに避難をしていただいたという事例がございます。避難をしていただいたんですけども、実際には大雨はなかったんですけども、結果的には私たちは理解をしてよかったと思ひているんですけども、避難されるその方の気持ち、それはいかなものだったかなと今思うと少し反省する機会もでございます。

そこで、前もってその避難困難な方については、民生委員の方と区長はそれぞれ連絡を取り合っていると思ひますけれども、そういったことの再度確認方をお願ひしたいと思ひますけれども、福祉保健課長ですかね、健康増進室ですかね、お答えをお願ひしたいと思ひます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 只今おっしゃられたように、今年度も、令和2年度も要支援者・要配慮者名簿のほうを作成しております、区長さんのほうにもお届けをしておりますので、連携を取って対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） とにかく、いざ避難をするときには大変でございます。ですから、そういった方については、常日頃から、何回も申しますけれども、区長さん、民生委員、そして該当するその施設の方、そしてまた名簿の中に親戚の方と近所の方のその名簿があるようでございますけれども、そういったところの4者そろったところで再確認、6月この梅雨を前に、多分今日ばかりは降るだろうと、こういった私が要らんすうばんすると雨が降りますけれども、そういったところで、早め早めの調整といいますか、協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

12時5分になりましたけれども、5分間超過いたしましたけれども、私のすべての一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、13時5分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時05分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告10番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告10番、6番議員の石田みどりでございます。今回は、町長に対して3点で質問をさせていただきます。

まず始めに、移住定住を進めるためにということでございますが、苓北町の人口増や基幹産業である農業、漁業、林業の活性化のための移住定住について、今までも幾度となく質問をしてきました。ほかの議員さんからもたびたび質問が出ています。今回の質問は、私が平成30年9月議会で町長に提案という形で質問をした件についてお尋ねをいたします。

その内容というのは、都会のシングルマザーを移住の対象として考えていただけないかとの問いでした。全国で400万世帯が一人親家族です。都会で生活をしているシングルマザーは、大変な思いをしながら生活や子育てをしております。幼い子どもを抱えた人は、なかなか正規職員にも就けず、パートやアルバイトとして2つ、3つの仕事を掛け持ちし、夜も昼も働かざるを得ない状態の人が多いた言えます。そのため、子どもたちは夜も寂しい思いをしながら過ごさなければならないような実態があり、子どもの中には非行に走ってしまう子どもも少なからず出ています。私も同じ仕事をしていたシングルマザーの子どもさんが非行に走り、警察沙汰になり、相談を受けたこともありました。シングルマザーなどは、貯蓄する余裕もないため、病気など急な出費があった場合は、途端に生活苦に陥ってしまいます。今回のコロナでも、収入が減ったというのが80%、支出が増えたというのが85%になっていて、生活は逼迫しています。毎月食品などを届ける活動を行っている大阪の新ママ応援団には、学校休校で給食もなく、お米がなくなるところだった、仕事がなくなり、次も見つからない、できればもう少し食料を送っていただけないかというような今日明日食べるものにも事欠いているとの悲鳴が寄せられています。ママたちからは、死という言葉がよく出されるということです。また、相談を受けている期間に相談があっただけでも16万件にも上っています。相談する人もいない人たちが少なからず存在することを思えば、本当に心が痛みます。そんな親子を救うという意味からも、シングルマザーを苓北町に呼び込むこと、移住をしてもらうことで、苓北町も人口も増え、同時に子どもも増えるのではないのでしょうか。苓北町は、町長はじめ議員さんや職員さんたちの努力で子育ての施策については他の自治体に先んじていろいろなことを実現してこられました。また、子育てするには抜群の環



境にも恵まれていると思います。苓北町には女性が働ける場所も、病院や介護施設などもたくさんあり、人手不足も問題になっている折から一石二鳥ではないかと思います。今回のコロナウイルス感染症を機にシングルマザーに限らず、田舎への移住を考えたいと思っている若者が36%になり、今までよりも14ポイントも増えているとの報道がありました。こんな絶好の時期、ピンチをチャンスに変えようではありませんか。幸いなことに天草ではコロナウイルスも発生していませんので、二重、三重のチャンスではないかと思います。ぜひ、シングルマザーを苓北町に呼び込んでいただけるよう、その対策を本気で考えていただき、町長のやる気を示していただきたいので、町長のお考えをお伺いいたします。平成30年9月議会での私の質問に対し、町長の答弁は、提案の件については検討させていただきますとのことだったと記憶をしておりますが、検討していただいたと思いますので、検討結果をお聞かせください。

2点目でございます。町への誘致企業についてです。3月議会の質問にもありましたが、来年の春には誘致企業である坂瀬川のキューアサが廃業することになっておりますが、キューアサは長年苓北町に貢献していただいた企業だと思います。今回のコロナのときも、いち早くマスクの提供をしてくださっています。廃業すると報告を受けた町としては、何らかの相談や誠意ある行動を取っていただいたとは思いますが、その辺の状況をお聞かせください。今後の誘致企業とも関連することもあると思うので、お聞きをいたします。

また、マグロの養殖については、町長の説明ではあまり期待ができる状況ではないようなので、私も提案をしたいと思います。養殖サバの養殖の誘致を考えることはできないでしょうか。苓北町でも以前、天領サバ、天領アジが町の名産として名前を聞いていましたが、いつの間にか耳にしなくなりました。近年、サバやアジは漁獲量が減っています。特にサバは最盛期の7分の1まで減っているとのこと、今は高級魚となり得る向きもあります。今、サバの養殖で脚光を浴びているところがありますが、町長はご存じでしょうか。それは、唐津です。唐津市と九州大学が提携をして、佐賀県のブランド品として売り出し、真サバですが「唐津Qサバ」として1匹1,500円ぐらいするそうです。餌は魚粉で、養殖の利点としては、1つ、寄生虫の発生を抑える、2つ、おいしさが安定するということです。九州ではほかに長崎や豊後、あと何箇所かでやっているとのこと。町長も以前サバの養殖を口にされたようにも記憶をしておりますが、町長も考えていらっしゃるのではないのでしょうか。唐津は、苓北町とは姉妹都市でもありますので、町長、ぜひ唐津の状況も調査していただき、養殖サバに焦点を充てて誘致していただいて、漁業を盛り上げるようにしてほしいと思います。唐津もそうであるように、稼げる漁業であれば、必然的に後継者も増えてくるのではないのでしょうか。サバの養殖の誘致企業について、町長の見解をお伺いいたします。

3つ目でございます。新型コロナウイルス感染症対策として、国や県とは別に町独自の支援について。最後の質問者ともなれば、今回は特にですが、先に質問をされた議員さんと同じような質問になると思うのですが、その点をご容赦ください。新型コロナウイルス感染症によって、日本はもとより、世界中が大変な状況になっております。日本は、緊急事態は解除されましたが、まだまだ2波、3波が来る予測もあり、長期戦になるとも言われています。現に北海道や北九州では、2波も来ております。幸いなことに、天草もまた苓北には発生していないことが喜ばしいことですが、でも油断はできません。この新型コロナウイルスの影響で、中小企業や個人経営者、観光関係、飲食関係やそれに関連するところ、その他ありとあらゆる大勢の人が苦難に陥っています。この4カ月間で1万6,723人が雇い止めや首切りにあっているという報道もありました。新型コロナウイルスによる倒産も、6月1日現在で202件、その中でも宿泊業や飲食店が圧倒的に多いということですが、苓北町で新型コロナウイルスによる廃業や雇い止めなどは出ていないのでしょうか。お尋ねをいたします。

苓北町は、国からの一律給付金10万円もいち早く対応をしていただき、町民にとって本当にありがたいことで、町民も喜んでおります。国や県も支援策を講じておりますが、後手後手に回り、うまく進んではいません。中小企業が申請することができる国の持続化給付金も、今、問題が出ておりますが、火事場泥棒的になっているような状況になり、事業者にもいち早く渡すべきものがそうっていない状態です。そのような中で、国や県の補助金とは別に町独自の支援は考えておられないのか、お尋ねをいたします。これは、皆さんの質問の中に、答弁もいろいろと出てきて、二重、三重になると思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

国から県への1兆円の交付金のうち県の分が65億円、市町村の分が72億円、合計137億円、残りは感染状況を踏まえて追加的に配分されるということのようです。苓北町には6,070万円が交付されましたが、その使い道はどのようにされるのでしょうか。お尋ねをいたします。

全国知事会は、政府に増額を求めていましたが、2次補正も2兆円の積み増しになり、閣議では決定しましたので、あとは国会の審議になります。決まればその分の配分もあると思えます。ぜひ、町民が元気になり、町が活性化するような使い方を考えていただきたいと思います。

天草は、大学や専門学校に行こうと思えば、自宅から通いはできないので親の負担も大きく、本人もアルバイトをしなければやっていけないのが現状ではないでしょうか。新型コロナウイルスによってアルバイトもできなくなり、学校を辞めなければならない学生も多いと聞きます。4人に1人は退学という状況にあるようです。将来の日本を背負ってくれる若者たちです。学校の支援などありますが、国は大学生が求めていた授業料

の一律半額免除は2次補正にも盛り込まれていません。未来への投資という意味からも、町として独自の支援を考えるべきだとは思いますが、その点でのお考えをお聞かせください。例えば、町の奨学金の返済免除とか、学生一人一人への支援とか、町民への何らかの支援はお考えになっていらっしゃるのでしょうか。お尋ねをいたします。

以上、3点でございました。あとは、自席で再質問させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員の質問に答えさせていただきます。

まず1点目の移住定住をすすめるためについてのご質問でございました。シングルマザーを中心に苓北町に呼び込んだらどうかというご質問であります。この先だつての質問の折に私も検討をしてみるということを申し上げたわけではありますが、検討をしてみた結果、やはり来たいとおっしゃる方に前持つての相談というのが非常に大事になってくると思っております。苓北町はご承知とおり、医療介護施設、これは非常に充実しておりますし、人手も足りないような状況であります。それ以外の仕事となると、なかなかこれほど、特にシングルマザーの方に合った仕事があるかということ、私も自信がありませんでしたので、その辺のところ躊躇をしたところがございます。今回の質問で、またその方々を呼び込むということでもありますけれども、やはり前もってしっかりご相談をして、その方々たちがこの苓北町にある仕事にマッチするかどうか、このことに尽きるんじゃないかと思っております。そういうことの中で、やはり介護医療施設が求めているところの、そういう資格を持たれた女性の方であれば、ここに来られて子育てなさるのも、そして生活なさるのも充実すると思いますが、それ以外の方たちが来られたら、全く生活に困窮なさるばかりで、ここに来ていただくことが大変気の毒になるんじゃないかと考えておりますので、今後、この辺の情報発信もしっかりしまして、そういう苓北町に足りない職場、そしてしっかりした資格を持っておられる方々に来ていただけるように情報を提供していきたいと。そして、またここでしっかり頑張っていただけのようなことをやっていただきたいと願うところでありますので、やはりすべての方のシングルマザーを呼び込むということはちょっと私は無責任だと思いますので、苓北町の仕事に合った方たちに情報発信をしっかりできるかがまた我々の力量次第だと思っております。しっかり頑張って、そういう方々が苓北町の仕事を支えていただけるような状況になるように、我々も頑張ってまいりたいと思っております。

次に、2点目のサバの養殖の関係なんですが、生きものを養殖するということは大変なことだということの前から私もいろんな方から教えられておりました。そういった意味で、マグロの養殖はすべてマグロ業者が出すという最初のお話だったので、非常に私も期待を持ったわけでございますが、ご承知のとおり、国際的なクロマグロの規制等がありまして、すべて養殖からではないと新しいいけすは下ろさないという国の法律がで

きましたので、なかなか難しい状況になってきたというのが実状でございます。

サバにつきましても、まず福井がサバの需要が非常に多い、そしてまた福井で養殖が始まりましたので、少し勉強をかじったわけではありますが、唐津の場合も同じでございますが、やはり動く魚はお金が要ります。唐津の場合は、唐津市で5億8,000万円金を出しているそうであります。唐津市が全部出しているというわけではございませんで、唐津市は玄海の隣であります原子力発電の交付金が佐賀県にまいられますので、その一部をもらった中で5億8,000万円を調達してやっているということのようでございますので、苓北町に果たしてそういう資金があるかとなると、なかなか難しい。そういう状況でありますので、前々から申し上げておりますが、少し細々として残念ではございますけれども、海藻と貝類の養殖をしっかりとやって、少しでも漁業者の方の手助けになるようなことを、今、頑張っているところでございますので、これを進めさせていただきたいと考えております。また、唐津市の現状は、今のところ、情報として聞いているだけでございますので、現場も一度は見ながら、再度、検討はしてみたいと思っておりますが、現状では財政的に非常に難しいのではないかなという思いでございます。

次に、コロナウイルスの問題でございます、新たな町の支援策につきましては、一つ目として、町内事業者の事業継続と経営の安定、併せて住民の方々の生活を下支えするために町内各事業所で使える地域振興券交付事業を実施し、1人当たり3,000円の振興券を全町民にお配りしたいと考えております。

二つ目としましては、特に影響が大きい町内旅館・ホテル等の宿泊施設への支援策として、町内宿泊施設への宿泊を促進するために宿泊費助成事業を実施し、宿泊費用に応じて宿泊者1人当たり2,000円、これは6,000円以上使った方ですね。または1,000円の助成、これは6,000円以下の方、を行いたいと考えております。

この2つの事業予算につきましては、本議会において補正予算を計上させていただいているところでございます。

次に、町独自の支援として、その前にこの臨時交付金の使い道ですね、この前の臨時会で上程させていただいて、ご審議いただいて可決していただいた分、二千数百万円と今回の3,700万円、6,070万円をほとんど使ってしまったところでございますので、2次補正の臨時交付金がいくら来るか、計画をしているものもたくさんありますので、期待をしているところでございます。

次に、町独自の支援として、町奨学金の返済免除をできないのかということでもあります。コロナウイルス感染症拡大防止により、解雇、雇い止め、事業不振等により返還が難しくなった方々には、苓北町奨学資金貸付条例、同条例施行規則により返還免除、返還猶予制度がございます。また、現在、現役の学生で奨学金を借りられている方々はい

らっしゃいますけれども、返還は卒業後のことですので、現在借りておられる方には、この返還の影響は全くございません。奨学金の返還はそういうことで卒業した方に影響が大きいということでもありますので、その分、そういう方々には猶予の制度とか、免除の制度とか、ちゃんと備えさせてありますので、しっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

今回、国から特別定額給付金、1人当たり10万円のほか、第1次補正予算予備費による学びの継続のための学生支援緊急給付金、これは国による制度ですが、最大20万円、学生にお渡しすると。熊本県からは、生活困窮大学生等のための給付金、1人5万円の給付により、現時点で学生の皆様方には、必要な体制がなされていると。また、他に1人10万円の給付金もございますので。この病気は、ウイルスは永くかかる可能性もあります。そういった意味で、このウイルスの様子は、次第を見ながら、苓北町はこの状況を見ながら、これに支援策をどういうものを充てていいか、金額をどうするかということは、今後の課題として考えていきたい。長引いて大変お困りの方たちがまだまだいらっしゃるということであれば、苓北町もこれに上乘せをしたいと考えているところでございます。

また、今後の支援策につきましても、野崎議員への答弁で申し上げたように、児童・生徒への1人1台のタブレットの整備や、ICTを使った有害鳥獣駆除対策等を計画しておりますが、国や熊本県の新たな支援制度も日々追加されてきておりますので、その支援制度等を見極め、国からの地方創生臨時交付金の第2次交付額等を考慮しながら、町民皆様方の必要性に応じた具体的な支援策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上、石田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町長がおっしゃっていましたが、シングルマザーの呼び込みの件なんですけれども、前もって相談が必要というふうにおっしゃってありました。それもそうだろうと思います。兵庫県上川町では、移住子育て制度という制度があって、シングルマザーの移住を職業紹介と併せて大きく打ち出しているということでございます。移住を決意した人には、転居費用の半額補助とか、家賃補助もしていると。そのかいあって、人口も増えて、子どもも増えていると。町にも活気が出てきているということです。実際に、移住した人の感想としては、田舎ではご近所とのつきあひも気が楽だと。そして、みんなが気軽に声を掛けてくれる。近所のお節介おばさんも多くて、野菜など持ってきてくれるし、生活も助かる。また、心のケアもできる、子どもも伸び伸びと育っている、地域が子育てもしてくれと喜んでいられるということです。町は人口も子どもも増えてきていて、そこで再婚をする人もいて、町も本当ににぎやかを増している

いうことをございます。苓北町も空き家もたくさんありますし、空き家紹介も兼ねてシングルマザーの移住を進めていただきたいと思います。今、空き家バンクは休業状態になっているということをちょっと聞いたんですけれども、本当でしょうか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 一昨年からホームページが前あったんですけれども、一旦閉鎖させていただいております。なぜかと申しますと、空き家を紹介した物件の中に、その後、借主と貸主の間でトラブルが生じて、それが長く続いて、あくまでも町は物件を紹介しますけれども、紹介していただく方、両方からすると町が間に入って安心というふうなイメージが双方あられるかと思えますけれども、最終的には民事上の貸し借りになりますので、町のほうは最終的に介入ができませんけれども、その借りたり、貸したりする中でトラブルがあったものですから、そこを回避するために、物件も少ないのも少ないんですけれども、そういったことがあると逆に町が紹介することによってうまくいかない部分がありますので、そこはちょっと解消しなければならないということで、その対策として今年度、熊本県の宅建協会のほうに仲介に入らせていただきまして、貸し借りのところの専門的な、修理をどこからどこまでするのかとか、例えば抵当が入っているとか、入っていないとか、その辺の物権的なところをきちっと精査をして、そういったシステムを構築した後で再開しようというところで準備をしているところですので、今年度、宅建協会のほうにコロナウイルスの関係で行けなかったんですけれども、協議を行って、宅建協会を間に介して安心した形で住んでいただきたいと思いますとか、貸したりとかいうところで進めたいというふうに考えておりますので、しばらく一時閉鎖をさせていただいている状況です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そういう状況があるということでは、知らなかったと思いますので、空き家バンクは今全然機能してないよという話を聞いたんですね。だからちょっとお聞きしたんですが、やっぱり移住をしていただくということになれば、家のほうも紹介をするということになると思えますし、先ほど言いましたように、町長もおっしゃったように、職業紹介と併せて募集をというとおかしいですけれども、呼び込みをしてほしいなというふうに思っております。やっぱり移住者には転居費用や家賃補助そういうのも考えていただいて、そういうのも打ち出した上での呼び込みという形も取ってほしいなと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 転居費用、家賃補助の前に、そのホームページを閉鎖しておりますけれども、個別に電話がございます。その点につきましては、お互い安

心して引き渡しができるという物件の紹介自体は行っておまして、移住自体は、平成30年度は問い合わせが27件、移住件数が2件、令和元年度が23件がご相談の後、移住が2件ということで取扱いをしています。ご質問の家賃補助とか、転居の補助ですね、それをしたら来るかということがありますけれども、町長が申しあげましたとおり、一時的なものにならないように、そこも必要かと思えますけれども、要はこちらにおいでいただいて、きちんとした生活基盤が、特に収入ですね、そういったところがないと、やっぱり家賃の不払いとか、そういった問題もありますので、家賃の補助とか移住補助につきましては、ほかのところも考慮しながら、今ここでする、しないと答えは出しにくいですので、検討させていただくということでありまして。まずは安心して仕事を見つけてご紹介するということが大事かなというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そうですね、やっぱり先ほども言いましたように、兵庫県の上川町、職業紹介と併せてということがあって、それで成功している例だと思います。だから、本当に苅北町は病院とか、介護施設がたくさんありますので、女性の仕事としてはたくさんあるんじゃないかなと思うんですね。人手不足が、先ほども町長言われていたように、介護現場などではやっぱり人手不足ということも言われていますので、そういう職業紹介とも併せて、ぜひ呼び込みをしていただきたいというふうに思いますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） おっしゃるとおりで、職業の紹介につきましては、紹介先との協議も必要になるかと思えますけれども、こういったところが今、職場としてありますとか、そういったところの情報を、ホームページで載せるということになりますと、特定の業者の名前をちょっと載せにくい部分も、町のホームページを使ってありますので、そういった福祉とか、介護施設関連というところでの紹介にとどまるかと思えますけれども、安定した就業先は必要かと思えますので、その辺につきましてもお問い合わせがあったときに、個別にそういったところもヒアリングシートの中に入れて込んで移住についてご相談に対応してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そういう情報発信はしていただけるのでしょうか。そういう前向きな姿勢が必要だと思いますけれども、そういうところはどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 申しあげましたとおり、マッチングトラブルを避けたための宅建協会というフレームワークと申しますか、安心してそういったところのシステムを、あと収入とか、そういったところの移住された希望先とか、要件とか、どうい

ったところを、海のところがいいのか、商業地に近いところがいいのか、その辺のいろいろなアンケートといえますか、事前のヒアリングシートですね、その辺が全部整理ができた後に、またホームページに公開して移住の促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ホームページは、ほとんど見る人もいるかどうかわからないわけですから、もっと積極的な情報発信をして、まずはこういう職業があるから、役場の担当に連絡をしてくれと、していただいたら、もっと事細かな話で、それが煮詰まったら来ていただけるような状況になるかと思っておりますので、もっと積極的な情報発信を考えていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町長の前向きな答弁でございましたので、ぜひやっぱり子どもを本当に苓北町、子どもさんが少なくなっていますし、人口も本当に減っていていますので、そこら辺も考えて、ちょっと前向きな答弁ではなかったかなと思っておりますので、ぜひそこら辺を今後も前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それから、町の誘致企業の問題ですけれども、キューアサが廃業するということに対しての町の対応というのはどんな感じだったのか、お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） キューアサにつきましては、3月の議会の折にも一部ご回答させていただきましたけれども、事業からいきますと来年の3月に廃業じゃなくて生産の停止ということで、今年の10月1日から正式に全社員に向けて再就職先のあっせんとかいうところでということでお伺いしています。町のほうも毎月キューアサさんにはご連絡差し上げまして、実は5月1日と14日にキューアサさんに出向きまして今後のスケジュールとか、再就職先について打ち合わせする予定でしたけれども、ちょっとコロナの関係で県をまたぐ移動ができないということで、社長のほうから宮崎からお見えになれないということで、実はその後、連絡があったのが今日だったんですけれども、ちょっと議会だったので、今日は私のほうが申し訳ありませんということで、社長の時間と合わなくて、一昨日、またこちらからご連絡差し上げて、7月1日に私どものほうからキューアサさんのほうに出向きまして、今後どのような形で進めていくかということですが、今、お話されておりましたとおり、医療福祉の職場が結構ありますけれども、就職される方の再就職先について、町がどのような形で関われるのか。あと、就職先を従業員の方への周知、方法、同じですけれども協議したいと思っております。UAゼンセンという組合がありますけれども、組合のほうを通じて毎月1日に会社側から従業員の方への進捗状況とかは説明はされてあるそうです。今度7月1日に出向いた



ときには、社長さんのほうと進め方を含めて、その後に、組合の方も入っていただいて、私どもも一緒に協議をさせていただいて、組合の意向もありますので、町ができるところ、できないところ、就職先を、エントリーシートじゃありませんけれども、就職先をどこに掲示するかということで、幅広い選択肢の中から自分に合った、お子さんの関係もありますでしょうし、年齢的なところもありますでしょうから、その中でご本人さんたちに選択をしていただいて、できるだけ全員がきちんと、年齢にもよりますけれども、再就職につながるような形で協議を進めてまいりたいというふうに現時点では考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 本当に町もそういうふうに、町の誘致企業でありますので、やっぱりいろんな相談に乗ってほしいし、従業員の方、再雇用の問題にしても、考えていっていただきたいなというふうに思います。それによって、町が対応したことによって、それこそまた苓北町はこういうことをしてくれると、町がちゃんとしてくれるから、苓北町へ企業、行こうかというのも出てくるかもしれないので、やっぱりそこら辺では次の誘致企業の誘致にもなるかなというふうに思っていますので、ぜひそこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、コロナウイルスの件でございますけれども、商品券というのを出していただくということですが、その商品券の額面というんですかね、3,000円の商品券で、顔面は500円券か、1,000円券かと。1,500円、1,500円だから1,000円単位というふうにならないと思いますけれども、300円券になるのか、500円券になるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 500円券を6枚でございます。合わせて3,000円ということです。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） ありがとうございます。

それから、県内の各自治体では、本当にいろんなコロナウイルスに対しての施策を町独自でやっていると思います。子育て世帯への支援とか、それから国保税の減免も先ほども出てきましたように、水道代の補助、そういうこともやっている自治体もあります。やっぱり各自治体で知恵を絞っていただいて、住民に支援をしていただきたいというふうに思っています。

それから、大学生の支援、先ほど言いましたけれども、大学生の支援については、県内の自治体では、今、現役の学生さんにですけれども、地元で取れた野菜とか米とかを送っているという自治体もあるようでございます。だから、今、現役の学生さんへの支

援とかいうことは考えていらっしゃいませんか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 現役の学生さんに関しては、数のほうはちょっと今把握はしてありませんが、先ほど町長の答弁のとおりで、国からの定額給付金10万円、それと並びまして学びの継続のための学生支援緊急給付金最大20万円、それと県からの5万円で、国から手厚くされておるとは思いますが、今のところはその状況を見ながら、今後コロナウイルスが長期化する場合であるとか、国の支援が遅いとか、学生さんたちが困っていらっしゃる状況が見られましたら、今後、支援等を検討していきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほども言いましたように、やっぱり大学、専門学校となれば、自宅通学というわけには天草の場合はいきませんのでね、大変な思いをしながら通学をしていらっしゃるんじゃないかと思うんですね。だから、国とか県からの補助もあると思いますけれども、町独自でやっぱり次の2次補正も来るとは思いますので、そこら辺でもやっぱり学生に対して将来の日本を背負う学生さんでございますので、学生に対しての支援ということも考えていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺のお考えをお聞かせいただければ。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほどから私も教育課長も申し上げましたように、できるだけ現金でそういった場合、様子を見ながら差し上げたいと思っておりますが、仕事がない、仕事がないということでもありますけれども、大都会ではスーパーの働き手がないんですよ。やはり学生さんも努力をしていただきたい。そういった面で、人手が足りないところもいっぱい出てきているみたいですから、やはりアルバイトでやっておられる方も、そういうご努力もしていただきながら、国・県、そして出身の自治体からの応援も受けてしっかり勉強していただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） それはそれぞれの学生さんの問題だと思いますので、そこまではどうこうじゃないですけども、やっぱり自治体としての努力というところら辺があるんじゃないかなと思います。自治体としての努力、学生さんへの支援、そういう努力を見せていただきたいなというふうに思っているわけです。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 何度も申し上げますように、我々は我々で、今の継続金で40、50万円ありますので、その辺が長期化すると足りなくなる方がいらっしゃると思いますから、そういった意味でのご支援はやっていくということで考えております

し、できれば教育委員会で、今、大学、専門学校に通っている方、困っておられる方を事情聴取して、はっきり人数も確認していただきたいと。これから、それをやっぱり確認したいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 今、町長答弁なされたように、本当にそこら辺は実状をつかんでいくということが大事だろうと思いますので、そういう努力もしていただいて、そういう長引くということもありますので、長引く場合にはやっぱり町としてもそういう支援をしていくという形で、ぜひそれはお願いをしたいと思います。

私の質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時49分

令和 2 年 6 月 1 1 日 (木)

(第 3 日 目)

## 令和2年第5回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和2年第5回苓北町議会定例会は、令和2年6月11日苓北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾脇 宣 宏
税務住民課長	吉本 英 明	企画政策課長	錦戸 雅 志
教 育 課 長	福田 誠 一	土木管理課長	汐崎 正 喜
農林水産課長	宮崎 良 成	商工観光課長	西川 文 孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康 彦	会 計 課 長	松村 保 則
監 査 委 員	登本 玄 一		

## 8. 議事日程

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   | 報告第 2 号   | 随時監査の結果報告について                            |
| 日程第 2   | 報告第 3 号   | 令和元年度荅北町繰越明許費繰越計算書（荅北町一般会計）の報告について       |
| 日程第 3   | 報告第 4 号   | 令和元年度荅北町事故繰越し繰越計算書（荅北町一般会計）の報告について       |
| 日程第 4   | 報告第 5 号   | 令和元年度荅北町繰越明許費繰越計算書（荅北町下水道特別会計）の報告について    |
| 日程第 5   | 議案第 4 0 号 | 荅北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 6   | 議案第 4 1 号 | 荅北町税条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第 7   | 議案第 4 2 号 | 荅北町手数料条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第 8   | 議案第 4 3 号 | 荅北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 9   | 議案第 4 4 号 | 荅北町企業誘致条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 5 号 | 荅北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 6 号 | 令和 2 年度荅北町一般会計補正予算（第 3 号）について            |
| 日程第 1 2 | 同意第 2 号   | 荅北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について                 |
| 日程第 1 3 | 同意第 3 号   | 荅北町固定資産評価員の選任について                        |
| 日程第 1 4 |           | 陳情文書表について                                |
| 日程第 1 5 |           | 閉会中の継続審査（調査）の件                           |
| 日程第 1 6 |           | 議員派遣の件                                   |

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

ここで、報告第2号の報告に入る前に、監査委員の出席を求めていますので、監査委員の着席をお願いいたします。

-----○-----

### 日程第1 報告第2号 随時監査の結果報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、報告第2号、随時監査の結果報告についてを議題とします。

随時監査の結果公表書が提出されましたので、写しをお手元に配布しております。

随時監査の結果について、説明をお願いいたします。

登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君） おはようございます。苓北町代表監査委員の登本玄一でございます。本日は、よろしくをお願いいたします。

さて、今回の随時監査は、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、令和2年度軽自動車税及び令和2年4月分の水道・下水道の使用料について随時監査を実施したものでございます。

皆様ご承知のとおり、令和2年度から苓北町の税の収納方法が口座振替と納付書による現金納付となったことから、その納付状況を把握する必要があり、随時監査を実施したところでございます。また、軽自動車税と水道・下水道使用料は、今年度初回の徴収でしたので、この2点を監査の対象とし、皆様のお手元には令和2年5月実施の随時監査における結果公表書を差し上げておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、1ページから要点についてご説明申し上げますと、第1、監査の概要ですが、監査の実施日は、令和2年5月22日です。

次に、監査の顛末についてでございますが、苓北町における徴税などの収納方法は、納税組合を介した納付体制でしたが、今般個人情報保護の観点から、個人指定口座振替方式が採用されることになったために、税務住民課及び水道環境課から、その収納状況について聞き取り調査を実施したところでございます。

次に、2ページの監査内容をご説明しますので、2ページをお開きください。上段の①は、令和2年度軽自動車税の直近の収納状況、中ほどの②は令和2年4月分水道・下水道使用料の直近の収納状況でございます。比較がしやすいように、それぞれ前年同期の一覧表を載せておりますが、この時点においては、ご覧のとおり、若干ではございま

すが前年同期よりも収納率低下が見て取れるかと思えます。参考までに申し上げますと、軽自動車税はマイナス2.19%、水道使用料はマイナス1.29%、下水道使用料はマイナス1.22%になろうかと思えます。このことについては、3ページの監査意見にも記載しておりますが、その後、今月になってからですが、令和2年5月29日現在の数字をいただきましたのでご報告申し上げますが、先般、倉田議員の質問に対して町長より詳細にわたりご説明をいただきましたので、私からは収納率のみご報告とさせていただきます。

それでは、2ページに戻っていただきまして、令和2年度軽自動車税収納率93.52%は97.28%、令和2年4月分水道使用料収納率98.38%は99.34%、令和2年4月分下水道使用料収納率98.55%は99.51%でございまして、このことからわかるように、町民の納税に対する意識の高さを察することができるものと思えます。そこで、今後も引き続き現金滞納者の口座振替の移行を推奨されるとともに、滞納ゼロを目指して誠意努力をしていただきますようお願いをいたします。

また、現在はコロナ禍と言われる社会情勢でございますので、一つの例ではございますが、すぐさまに水道の給水停止などの強行執行をするのではなく、支払い猶予などの柔軟な措置を執っていただくように望みます。

それから、税務住民課の事務処理で気づいたことを申し上げます。令和2年度の軽自動車税の種別税率表が、その通知書を送付した封筒の外側に貼付されておりましたが、苦肉の策とはいえ、今後はこのようなことがないように適正な事務処理を行ってください。

水道環境課については、水道・下水道使用料金額については、令和2年5月分から毎月の水道使用料などのお知らせ通知、つまり水道メーター検針票のことですが、この検針票に今月請求予定額及び前月の領収金額が記載されていることを再度町民に周知徹底していただくようお願いをいたします。

最後になりましたが、令和2年6月、つまり今月の例月現金出納検査時におきまして、引き続き只今の2項目の収納率の変化や町民税などについても担当課から経過報告をいただきたいと思えますので、よろしく願いいたしまして、令和2年5月実施の随時監査結果報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

何か質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号を終わります。



監査委員におかれましては、今回の随時監査、大変お疲れさまでした。退席していただいて結構でございます。

-----○-----

**日程第2 報告第3号 令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について**

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、報告第3号、令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 報告第3号、令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。

令和2年6月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。これは、3月議会で議決をいただきました繰越明許費と専決処分を追加したものを額確定により翌年度繰越額として報告するものです。

款2総務費から款10災害復旧費まで12の事業で繰り越しを行っております。金額合計で2億5,173万円のうち、令和2年度に繰り越した額は2億4,941万円でございます。

財源内訳は、国県支出金が3,767万4,000円、地方債が1億6,970万円、その他財源が0円、一般財源が4,203万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

-----○-----

**日程第3 報告第4号 令和元年度苓北町事故繰越し繰越計算書（苓北町一般会計）**

### の報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、報告第4号、令和元年度苓北町事故繰越し繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 報告第4号、令和元年度苓北町事故繰越し繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

令和元年度苓北町事故繰越し繰越計算書（一般会計）を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、これを議会に報告する。

令和2年6月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。令和元年度苓北町事故繰越し繰越計算書（一般会計）でございます。これは、3月議会で議決をいただきました事故繰越しの額の確定によるものを翌年度繰越額として報告するものです。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、林道施設災害復旧事業として、森林基幹道、苓北天草線災害復旧工事（その2）について繰り越しを行っております。支出負担行為額1億9,794万5,831円のうち支出済額1億7,428万6,239円を差し引いた翌年度繰越額2,365万9,592円を令和2年度に繰り越すものでございます。財源内訳は、国県支出金が2,323万3,000円、一般財源が42万6,592円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第5号 令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、報告第5号、令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 報告第5号、令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）について報告いたします。

令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。

令和2年6月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由は、繰越明許費の係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。令和元年度苓北町繰越明許費繰越計算書（下水道特別会計）でございます。これは、3月議会で議決いただきました繰越明許費の額の確定により、翌年度繰越額として報告するものです。

款1公共下水道事業費、項2下水道事業費、事業名、富岡浄化センター更新事業のシーケンスコントローラー板の製作に必要な部分の前払い金等を除いた1,800万円を繰り越しております。財源内訳は、国県支出金が990万円、地方債が800万円、一般財源が10万円でございます。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第40号 苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
について

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第40号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第40号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和2年6月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第2項により、市町村の条例で定める旨、規定がある固定資産評価審査委員会の委員の定数について、本条例に記載する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年苓北町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明致しますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前、下線部が改正部分となっております。

まず、第1条の改正は、本条例に引用しております地方税法については、第423条第2項及び第436条第1項とし、委員の定数、審査の手続き、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとするに改めるものでございます。

次に、見出しを委員の定数とし、第2条で委員会の委員の定数は、3人とする。を追加し、第2条以下をそれぞれ1条ずつ繰り下げ、繰り下げに伴い改正後の第12条において、条番号の条項ズレが生じることとなるため、併せて改正を行うものでございます。

なお、5月29日に改正されました議会運営委員会におきましては、委員の定数については地方税法で3人以上とするとなっているから3人ということで適用していたということで説明をさせていただきましたが、その後、町の税条例のほうで第78条に委員の定数については3人とするという明記がございました。固定資産評価審査委員会条例につきましては、別に条例ということで定めてありますので、この条例の中に合わせて3人とするということとを明記したほうがわかりやすいと、今後のことについてもわかりやすくなるために本条例に委員定数を入れさせていただきたいということで議案を出させていただいております。

条例（案）本文に戻っていただきまして、附則です。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

### 日程第6 議案第41号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、議案第41号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 議案第41号、苓北町税条例の一部を改正する条例について。苓北町税条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和2年6月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されるのに伴い、苓北町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町税条例の一部を改正する条例（案）

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお願いします。右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

改正の要旨としましては、1点目に新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで最長1年間、徴収を猶予できる特例が創設されたこと。

2点目に厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減が措置されること。

3点目に軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置が延長されること。

4点目に住宅ローン控除や寄付金控除の延長や適用拡大が行われることによるもので

ございます。

それでは、1 ページ、第1 条による改正、附則「第1 0 条」及び「第1 0 条の2 第1 4 項」は、法附則第6 1 条で厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3 年度課税の1 年分に限りまして、償却資産及び事業用家屋に係ります固定資産税の課税標準を2 分の1 またはゼロとする軽減措置の新設及び法附則第6 2 条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けました固定資産税の特例措置の拡充の新設によるものでございます。

第1 5 条の2 は、軽自動車税の環境性能割の税率を1 %分臨時的に軽減する特例措置の適用期限を6 カ月延長し、令和3 年3 月3 1 日までに取得したものを対象とするものでございます。

第2 4 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、徴収猶予申請書や添付書類の訂正または提出の求めがあった場合、期間内に提出がなかった場合は、申請のみなし取り下げについて規定したものでございます。なお徴収猶予の特例の対象となる地方税につきましては、令和2 年2 月1 日から令和3 年1 月3 1 日までの間に納期限が到来するものが対象となっております。

それでは、2 ページをお願いします。第2 条による改正、附則第1 0 条及び附則第1 0 条の2 第1 4 項は、法律の条ズレが発生することによる改正でございます。

第2 5 条は、政府の自粛要請等を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対しまして、チケット等を購入した観客等がその払い戻しを受けることを辞退した場合で、都道府県または市区町村が条例で指定したときは、個人住民税の寄附金税額控除の対象とされたものでございます。

第2 6 条は、住宅ローン控除の適用について、一定の場合に、その適用期限を令和1 6 年度分の個人の町県民税まで延長するものでございます。

恐れ入りますが、条例本文へお戻りください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2 条の規定につきましては、令和3 年1 月1 日から施行することとしております。

以上が苓北町税条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

### 日程第7 議案第42号 苓北町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、議案第42号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 議案第42号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例について。苓北町手数料条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和2年6月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、通知カードの新規発行や記載事項変更の手続等が令和2年5月25日をもって廃止されたため、苓北町手数料条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町手数料条例の一部を改正する条例（案）

苓北町手数料条例（平成12年苓北町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお願いします。右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

改正の概要としましては、マイナンバーを通知する紙製の通知カードにつきまして、令和2年5月25日以後は、氏名、住所等に変更があった場合の記載事項の変更や新規交付、再交付は行わないためでございます。このため、第2条第24号、通知カードの再交付1件につき500円を削るものでございます。

なお、現在、紙製の通知カードをお持ちの場合は、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときにつきましては、引き続きその通知カードを

マイナンバーを証明する書類として使用できることになっておりますので申し添えます。

また、同条第24号の2中、個人番号カードの「交付」を「再交付」に改め、同号を同条第24号とするものは、プラスチック製の顔写真付きの個人番号カードにつきましては発行手数料は無料となっておりますが、カードを紛失した場合の再発行手数料が800円必要となっておりますことから、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、条例本文へお戻りください。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用するものでございます。

以上が、苓北町手数料条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 一番最初の頭の提案理由のところ、通信技術の活用により、行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化並びに効率化を図ると頭に書いてありますね。今、苓北町は、ある程度この情報通信云々で簡素化になっとつとですかね。それと、簡素化になるということは、当然経費も少のうならんばいかんとじゃないか。経費がどがしこかかって、簡素化になっても、要はあまり効果はないと私は思うとですよ。その通信関係、これは税ばかりじゃなくて全体的なことですけども、ICあたりも、いろいろ電算あたりを使って、簡素化になったが金が要するというのは本当の行政運営の簡素化・効率化じゃないと思うんですよ。今は、就職難とかなんかいっぱいありますので、やはりなるだけそこら辺がぎりぎりのところは、そういった電算関係を極力抑えて、人間でできることは人間を使って、やはり地域の活性化につなげればいいんじゃないかと思うんですけども、そこら辺をお尋ねします。これは税務住民課ばかりじゃなくて、ほかのところもですので、そこら辺をよろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） マイナンバー制度につきましては、行政の効率化とか、国民の利便性を高める、あとは公平・公正な社会を実現するためということで導入された経緯がございまして、国としましては、今後、デジタル化といいますか、そういった手続きの簡素化を進める方向で推進をされておられまして、そのための今回の改正の内容でございます。申し訳ありません。今回の件につきましては、マイナンバー関係での提案のための行政の効率化ということになっておりますので、その他、先ほどおっ



しゃられましたけれども、もろもろの効率化につきましては、ちょっと私のほうから申し上げることができませんので、ご了解をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 庁舎全般に係る分ということで、私のほうで回答させていただきます。

ご指摘のとおり、電算化に伴いまして、電子申請とか、そういった部分でパソコンを利用しての仕事が主となってきております。おっしゃいますように、町の経費としましても、電算業務に係る経費が年々システムの改築も含めたところで多くなっております。この件につきましては、町長のほうでもどうにかその分を削減する方向は必要があるということで、今、クラウド化ということも言われておりますので、町のほうとしましても、昨年までは県内の7市町村のほうでそのクラウド化に向けて検討会をやっておりました。昨年、これはもっと関係自治体、そういったものに取り組みたいという自治体があるだろうから、そういったものも取り込んだ中でしていくと、もっと経費が安くなるということで、熊本県のほうに働きかけを行いまして、熊本県のほうで指導を取っていただいて、今年度新たにそういった県内の自治体の調査を行った上でさらに検討を進めるという予定になっておりましたが、ご承知のとおり、コロナ禍によって会議等が開催されていない状況です。そういった状況でございますので、県のほうとしましても、私たちの自治体の経費削減に向けて音頭を取っていただいて、少しでも経費削減につながっていくと、情報についてもクラウド化ということで現在は町のパソコンのメインのほうで保存しておりますが、そこを違うところに情報を保存するということが、情報の安全化も図れますので、今後そういったことで取り組んでいきたいということで進めております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私、現在のところは詳細にはわからんとはすけれども、昔私たちがまだ若いころは、一応まず住民関係でございますので、住民登録の関係を申しますと、各出張所に本庁を含めまして住民登録の担当者の方がお一人おいでになりました。それから、戸籍の担当の方がお一人、住民登録、戸籍まで含めて、各地区、志岐も含めて2名で対応されて、計8名で対応されておったんですね。全部手書き、全く上司関係は要らない。それから、そういうことがありましたので、各支所あたりは支所活動がかなり活発で、それに公民館の主事さんもおって、地域も相当潤っておったと。当時の人口からは、今の2倍、3倍ぐらいの数の方を、その人数で消化をして、そして和気あいあい、地域もほどよくまとまっていたと私は認識しておりますけれども、現在は、どうせ今のところは出張所に発行される方だけがお一人ずっとおいでになります。それから

本庁の方に何名かおられますけれども、もしかして今7,000強の戸籍住民登録あたりを扱うよりも、前の1万5,000人から2万人ぐらいの方を使う方は8名でよかったと。かえって経費が余計要って、電算関係の負担金あたりもいっぱいあって、私たち町民の負担が相当大になっておるんじゃないかなと思いますね。そこら辺、もう一回原点に立ち返って、やはり仕事はどういうものか、あるいは住民サービスはどういうものか、そこら辺をもう一回再度考え直す必要が出てきているんじゃないかなと思います。今、このコロナウイルス関係でさっちが中におらんちゃよかという時代にもなっていておりますので、分散してもいいと、分散して仕事しておる、それからテレビ会議とか何かもいっぱい出てきて、集中せんでもいいんじゃないかなということがございますので、これはもう一回やはり根本的なその組織自体も考え直す必要があるんじゃないかなと思いますけれども、そこはどう思われますかね。

○議長（錦戸俊春君） 松本議員、質問の途中ですけれども、この件についてはマイナンバーカードに対する手数料の改正の件でございます。今の一般行政の簡素化及び効率化に図るためのこの提案理由に対する質疑でございましたけれども、これは他の一般質問か何かで問いただされたらどうかと思いますけれども。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 提案理由のところにこの理由そのものに技術の活用により、行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化と書いてあったから、それに関連して、これがなからんば私は質問しておりません。これが書いてなからんば。こういうことを私たちに常に簡素化云々といっていて、ずっと私たちが認めてきたわけでしょう。簡素化になるけんしてくれろと。本当に簡素化になつとかというのを私は例を挙げて言っただけでございます。

○議長（錦戸俊春君） ですから、今先ほど言いましたけれども、これについての質問であったと思いますということで言いました。ただ、内容については、マイナンバーカードの手数料についてのことですので、ほかの機会に一般質問か何かで問いただしていただきたいと、この簡素化とか、効率化とか、この件については。

○5番（松本良人君） ただ私が思ったのは、マイナンバーカード自体にもかなり金がかかっておりますので、やはりそこら辺を含めたところ一括して手数料の関係も含めてお尋ねしたわけですよ。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 今回、個人番号カードの交付が削除されて、再交付が1件800円というふうになっています。先ほどちょっと説明があったかと思うんですが、まだ

町内ではマイナンバーカードの交付率というのは14%ぐらいと低迷しているというふう  
にちょっとお聞きはしてはいたんですが、この交付の800円がなくなったときに、ま  
だ交付を受けてない方たちに交付する場合は、これは国のほうから丸々800円相当の  
お金が出てくるということでしょうか。私もこの間の所得税の確定申告の際にちょうど  
期限切れがあって、そのときのマイナンバーの切り替えの手続きを取ったんですが、や  
っぱり職員が1名、受付から指導からして、当然、交付の際の人件費等もかかっている  
わけでございますので、それがなくなるということの財源措置がどうなってくるのかを  
教えていただきたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） マイナンバーカードにつきましては、基本無料で作  
成、更新も原則的には無料になっております。例えば何かの事情で紛失されたとか、そ  
ういった場合につくり直すときに再交付手数料ということで800円が必要ということ  
になっておまして、その手数料につきましては各自治体の条例で定めるということに  
なっております。お尋ねの財源の措置につきましては、国のほうから、全額ではありま  
せんけれども、事務手数料の中で見るとはなっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、苓北町手数料条例の一部を改正する条例については、原  
案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第43号 苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、議案第43号、苓北町後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第43号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和2年6月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由ですが、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する事務が追加されたことに伴い、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(案)。苓北町後期高齢者医療に関する条例（平成20年苓北町条例第11号）の一部を次のように改正する。第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。第8号、広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。次のページにあります苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。第2条第7号の後に、第8号として、広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加しております。

補足説明をいたします。令和2年5月13日付けで専決処分により、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が行われたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し、苓北町が処理する事務内容につきまして、傷病手当金の支給に係る申請書が提出された場合の受付を追加するものでございます。

条例案本文の2ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 条例そのものは理解できます。一つだけお尋ねですけれども、この広域連合関係は同文議決じゃないんですね。その点だけ。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 同文ではございません。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第44号 苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第44号、苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第44号、苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例について。苓北町企業誘致条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和2年6月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、企業誘致を促進するにあたり、本条例の適用対象となる工場等について、日本標準産業分類に規定してある業種を拡大するとともに、苓北町税特別措置条例（令和2年苓北町条例第2号）に規定する課税免除等を受ける業種との重複除外に関する規定を追加する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例（案）

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。まず、第2条第1号に本条例の適用を受ける工場等の規定がありますが、企業誘致を促進するにあたり、その対象業種を拡大するため、製造業の次に日本標準産業分類に規定してある「情報通信業、宿泊業（下宿営業を除く。）、医療、福祉」の各業種を追加するものです。

次に、第5条第2項の次に、固定資産税の課税免除及び不均一課税の特例を設けることができる条例として、本年3月に議決をいただきました「苓北町税特別措置条例」に規定する課税免除等を受ける業種との重複適用を避ける規定を追加する必要があるため

です。また、新たに第3項として「前項の規定は、苓北町税特別措置条例（令和2年苓北町条例第2号）の規定により課税免除等を受ける業種には適用しない。」という規定を追加するものです。

条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今回、製造業の次に情報通信業、宿泊業、医療、福祉を加えるということですが、これまで宿泊業さんは条例には登録がなかったわけですかね。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 条例の中には明記しておりませんでしたけれども、条例の第2条のところにありますけれども、「及び町長が特に認めたものをいう」というこの範囲の中に全部入っておりました。今般、ほかの自治体の条例もですが、日本産業分類に規定してある大分類・中分類とかありますけれども、自分の町の特性を生かしたところの誘致を条例の表書きに書きまして、今回新たに、もともとの規定が製造業だけしかありませんでしたので、「製造業、及び町長が特に認めたもの」という条文しかありませんでしたので、今回新たに情報通信業、宿泊業、医療、福祉というところを表に上げて規定をさせていただきたいということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） これまで町長のその部分でなっていたということですが、固有名詞を出していいのかわかりせんけれども、四季咲館もたしか企業誘致になっていたと思ったんで、その辺が今回宿泊業というのが上がっていましたので、どうなっていたのかでお尋ねをしたんですけれども。また今回、この業種を上げられるにあたって、新たな企業誘致的なそういったお話が上がっているのかどうか。その点、もしお答えできたらよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 現時点では、残念ながら新たな企業誘致のご相談はあっておりません。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これを改めて明記したのは、我が町にとっても宿泊業、そして介護福祉、これについてはもっと力を入れてやるべきであると、そういう観点の中で改

めて明記をさせていただいたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今のは町長の説明の中に入っているのかもしれませんが、併せて医療、福祉が新たに追加されていますが、これはキューアサが退かれた後にそういう見込みがあるから、あえて医療、福祉を上げられたのかどうか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 具体的な見込みはございません。ただし、ああいうところにもそういった分野で進出をしていただければ、大変ありがたいと。そういうことも期待をしながら、明記をしておくべきではないかという考えで書かせていただいたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） キューアサもたくさんの従業員の方がおられまして、路頭に迷うというか、そういうことになり得る可能性もありますので、積極的に行政が動いて、そういう方々の生活を守るという立場の中で奮闘してください。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 昨日、石田議員のほうからもご質問ありましたとおり、浜口議員がおっしゃるとおり、まずは今勤めていらっしゃる方の次の再就職先等をしっかり対応して、キューアサ側と、また組合さんとも協議をさせていただきながら、浜口議員おっしゃるとおり、努力してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） ご承知のとおり、企業誘致の中でいろんな支援策等があります。例えば雇用の人数による支援策、あるいは増築等による支援策、あるいは固定資産税等の減免措置、併せてこういった条例を施行する場合、そういった優遇策も改めて見直せばもっと効果があるのかなと思いますので、これは私の個人的な意見ですが、そういう面も併せて検討いただければと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 誘致に向けて、その辺のところも含めまして、また再度検討させていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、苓北町企業誘致条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第45号 苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第10、議案第45号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第45号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和2年6月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、人口減少等に伴い消防団員も減少しており、平成7年に改正した条例定数330人と現在の団員数の差異が大きくなっていることから、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）。苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年苓北町条例第37号）の一部を次のように改正する。今回の改正は、第2条で定めている団員の定数を330人から300人に改めるものでございます。

補足説明をさせていただきますので、次の次のページをお開き願います。資料として、苓北町消防団の沿革を添付しております。左から日付、沿革、組織体制、備考、団員数、平均年齢、条例定数、町の人口を記載しております。苓北町消防団は、昭和30年に坂瀬川村・志岐村・富岡町の町村合併により3分団体制として発足し、翌年の昭和31年に都呂々村の編入合併により4分団体制となっております。その後の町の状況に



合わせ消防団編成の見直しを随時行いながら、現在の5分団1隊10部17班集体となっております。条例定数につきましては、昭和40年に380人で条例を制定し、昭和41年1月1日から適用となっており、その後、昭和48年に345人、昭和53年に310人、平成7年に330人と改正され現在に至っております。

まず、消防団員の団員数の根拠についてでございますが、団員数の根拠については特段の定めはなく、消防力の整備指針第36条に「消防団は、次に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。」と記載をされております。第36条に規定してあります次の業務とは、1、火災の鎮圧に関する業務、2、火災の予防及び警戒に関する業務、3、救助に関する業務、4、地震・風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導に関する業務、5、武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等、国民の保護のための措置に関する業務、6、地域住民等に対する指導・協力・支援及び啓発に関する業務、7、消防団の庶務の処理等の業務、8、全各号に掲げるもののほか、地域の実状に応じて特に必要とされる業務となっております。このことから、多くの消防団が各班または各部に対し定員を定め、その総数を団員の定数としているようにございます。荅北町の場合、昭和40年に条例を制定しておりますが、条例制定時の380人の内訳となる根拠資料は、申し訳ございませんが見つかることができませんでした。昭和53年改正の310人の内訳につきましては、19班×15人で285人、それと部長以上の役員23人の合計が308人となりますので、切り上げて310人となっているようです。また、平成7年改正の330人の内訳につきましては、18班×17人の306人と部長以上の役員24人の合計が330人となりますので、330人と改正を行われたようにございます。団員数を見ていただきますと、現在の条例定数330人に対しまして、平成11年度と平成17年度は条例定数330人と同数でございますが、その他の年度は定数を満たすことなく、また過去10年では年々減少してきている傾向でございます。消防団員の確保については、町と各分団とで情報を共有するなどしながら確保に努めておりますが、厳しいものとなってきております。

このようなことから、平成29年には第4分団において1班と2班を合併いたしましたし、他の分団におきましても今後は同様のことが検討課題となってきているところでございます。

このようなことから、団員数の見直しを図る必要があるとのことで、令和元年度に消防団の役員会で検討を重ねまして、団員数を各班一律に何名とはしないで、現在の地区ごとの団員数及び世帯数を勘案し、分団ごとの目安（目標）となる団員数を設定いたしました。

以上のことから検討の結果、各地区の団員数を、坂瀬川地区は、令和元年度54人、

552世帯ですので団員数を60人に、志岐地区は93人、1,459世帯ですので1000人に、富岡地区は66人、697世帯ですので70人に、都呂々地区は47人、446世帯ですので団員数を50人とし、役場機動分団が12人を15人、女性消防隊を5人の計300人と検討の中では設定をいたしたところでございます。

最終的に令和2年2月の消防団第4回役員会で承認をされ、3月23日に開催いたしました荅北町消防委員会において同様のことを説明させていただいたところでございます。消防委員会のほうでは、消防団で決定したのであればということではございましたけれども、やはり今後も増やすように努力してほしいとの要望もございました。先ほど、説明いたしましたように定数は目安と考えておりますので、町と消防団といたしましても年間を通して対象となる方がいらっしゃったら連携をして団員の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私は消防委員をしておりまして、今、総務課長の23日の消防委員会の中では消防団がOKをしたならやむを得ないということだったということですが、あえて質問をさせていただきます。定数と実数の差が多くなっているという、このことは、法律に抵触するものではないという総務課長の説明でした。資料では、人口との比較表を添付してありますけれども、人口に対しての消防団員数のモデル、そういうものはあるのでしょうか。

それから、現在の団員の出勤率は、昼間の式典とか訓練、それから昼夜を問わず緊急時の出勤などがあろうかと思いますが、そういうことで、式典・訓練、それから緊急時の出勤、3つに分けた場合の実数はつかんでおられるか、お尋ねします。

それから、9日の一般質問で参考にしました令和2年3月作成の洪水等ハザードマップA3の冊子に編集されて見やすくなっていますが、このハザードマップによれば、土砂災害、風水害、地震、津波、高潮について町の警戒区域と避難箇所が詳細に記載してあります。現実には、これらよりも火災消火用の対応が多いと思います。団員への登録要請、お願いは昨今の就業状況、特に医療福祉関係は24時間勤務ですので、そういう面からも厳しいものがあるのかもしれませんが、ちょっと消防委員会のときはそういうことだったのかもしれませんが、定数はそのままにして団員の確保にご尽力いただくことができないのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 3点ほどご質問いただきました。

まず1点目の人口に対するものはどうなのかということでございますが、先ほど申しましたように、地域の実状に応じたものとするということでございますので、その規定、人口何人に対して何人というのはございません。

2点目の出勤率ということでございましたけれども、この場に資料は持ってきておりませんが、担当のほうで随時出勤人員の把握はしておりますので、出勤者の把握、人数ですね、そこはしております。

3点目、定数はそのまま努力していいんじゃないかというご意見だと思います。確かにそうではございますけれども、これまでも地域の実状に応じてそういった条例定数を改正した経緯もございますので、今回は条例330人に対して、昨年4月1日現在で275ということで、55名、約60名程度の差がございましたので、今回は300人に改正をさせていただきたいということで提案をさせていただきました。当然、先ほど言いましたようにあくまでも目安と考えておりますので、今後、地域に残る方が、消防団が増えていきますと、その実状を見据えた中で再度定数を増やすということもできますので、そういったことで対応させていただきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 地域の実状という言葉が再三出てきましたけれども、地域の実状を言うならば、昭和の景気のいいとき、じゃんじゃん仕事があつて、若い人が多くて、そういうことであるなら話は別ですが、最近人口が減ってきた、高齢者が増えてきた、こういう中で、やはり消防団員にお願いする部分というのは、逆に広がっている。特にこういう過疎地には、それがまさに地域の実状ではないかというふうに思うわけです。

それともう一つ、消防団員の皆さんに対して、定数に対して、目安という言葉再三、総務課長は使われておりますが、その表現の仕方は不適切だと思います。我々の生命・財産を守っていただく消防団員の皆さんに目安で決めましたって。確かに事務上は目安という言葉でされたというふうに思いますが、公に発言される場合は目安ということではなくて、私が代わって答弁しよるんですけれども、地域の実状に合った適切な数で提案しましたというふうに変えるべきだと思います。

それから、団員の皆さんの町内に勤務されている方と天草市、最近天草市から苓北町に来られる方もたくさんおられるかと思いますが、逆に苓北町がベッドタウン化して、天草市に働きに出ておられる若い方もかなりおられるというふうに思いますが、そこら辺の実態数はつかめておられますか。教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 最初の人口減少してきている、少子高齢化が進む中でのことでのご質問だと思います。確かに全国的に消防団員の減少というのは課題になっております。そういった中で、総務省からの通知につきましても、そういった分については、やはりうちのほうは消防団員だけですけれども、そういったものを名称としては基本団員ということで捉えて、基本団員のほかに災害時等における出動していただける方、災害時団員であるとか、あるいは機能別団員ということで、消防職OBであるとか、消防団OBの方などを消防団員としてお願いして、機能別団員としての団員を確保するようなことも言われてきております。それと女性の活用であるとか、あとは、うちにはございませんが、大学等が所在する市町村・自治体においては、学生にその消防団活動をしていただくというようなことも総務省から通知が来ておりますので、まず町としましては今の消防団員、基本団員にあたりますけれども、基本団員は町内にいらっしゃる方、対象者に当然入っていただくよう今後も続けていきますが、それとは別に、今後少なくなっていく部分にあたっては、先ほど言いましたように、町内にいらっしゃる消防職OBであるとか、消防団OBの方に機能別団員として入っていただいて、3番目の勤務状況に関わってきますけれども、やはり仕事をされて町内にいらっしゃらない方も増えてきておりますので、そういった方たちに代わって、町内、日中火災があったとき、災害があったときに出動していただけるような機能別団員についても、今後は消防団のほうで検討を重ねていくということを考えているところでございます。

2点目の、こういった場で目安という発言が不適切であるというご指摘でございますので、そういうことで今後は注意してまいりたいと思います。

3点目、勤務状況でございますけれども、勤務状況調べというのは毎年実施をしております。一応今年度もまとまりましたので、比較の上でということで、昨年の調査をした分と本年度分を合わせて報告させていただきます。昨年が、町外の事業所につきましては36事業所で46人の方がいらっしゃいます。町内が56事業所144人で、275人中190人の方がどこかにお勤めということになります。残りの85名が自営業であったり、公務員の方ということになります。今年度の4月1日現在は278名だったんですが、その後4月に2名入団がありましたので、280名の中で、町外の事業所は50事業所で63名、町内の事業所は50事業所で132名、自営業・公務員等は変わらず85名ということで、合計の280人という状況になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 基本団員とそれ以外の団員さんという話もちょっと出ましたが、よく聞こえなかったんですが、これは話の中でOB等々の活用も考えているというふうな話をされました。それはそれでいいんですよ。しかし、消防団の活動というのは

非常に危ない、危険箇所での活動が多いわけですね。安易なボランティアで、私は益城の地震の後に片付けにボランティアで行きましたけれども、あそこの場合は地震が発生するかもしれないけれども、一応収まったということで家の片付けに行きましたが、消防の場合は、実際そういう事態が発生している中に出向くわけですね。そうすると、安易なボランティアというのは、もし何かがあったときに公共でどういう補償ができるのか。そういうものもあります。やはり私は、定数は減らさずに、できるだけ団員、そのOBの方にも団員になっていただいているんじゃないですか。ただし、訓練とか何とかはこれまで訓練されているので、今回の訓練には欠席されても構いませんよぐらいの優遇性を設けて、定数は減らさずに我々市民の生命財産の安寧に努めてもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） おっしゃることは重々理解しております。私もそういった考えは持っております。基本団員以外の機能別団員につきましては、消防団OBにつきましては、例えば勤務年数何年以上、やはり経験が必要ですので、何年以上という規定の中で辞められた方を対象に活動をお願いしたいということを考えております。また、当然、消防団基本団員と同じくボランティアという形になりますが、同卒ではございませんが、報酬であったり出勤、そういった分については手当というものをするというところで考えていくこととなります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今回の条例改正の定数330人から300人に減らすことによって、消防費等の予算に影響があるのかどうかをお尋ねいたします。

そして、また現在、先ほどの課長の答弁では、女性消防団員が現在5名いらっしゃるということですが、その出初め式等では拝見するんですけども、普段のその活動状況・内容を教えていただきたいのと、女性隊員の募集等は常に行われているのか。

以上、3点お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） まず消防費ですね、経費でございますけれども、条例定数を変えることによる経費についてということでございますけれども、町のほう、普通交付税、特別交付税の中で交付税措置があるということはありますので、調べてみますと、普通交付税につきましては、その算定根拠として消防の基準財政需要額を算定するにあたりましては、消防団員数ではなく人口数から算定をされておりますので、条例定数が変わっても変わりません。ただし、その特別交付税につきましては、条例定数で算

定されているようでございますので、現在の330人でいきますと477万7,000円、改正後300人としますと420万1,000円ということで、57万6,000円の減額といたしますか、少なくなります。ただし、歳出のほうにつきましては、条例定数でそれぞれ消防補償等事務負担金であるとか、退職報奨金に関する負担金、賞じゅつ金に関する負担金ということで、条例手数での負担金を納めております。この分が条例を30人少なくすることによって64万200円少なくなりますので、歳入が57万6,000円減りますが歳出で64万200円減るということで、8万円程度は歳出が抑えられることにはなります。

あと、消防団員の報酬とか費用弁償につきましては、以前は条例定数で予算措置を行ってございましたけれども、現在の予算措置につきましては、次年度の消防団員の見込み人数を入退団状況を各班に聞き取りを行いまして、その中で積み上げた中で、それに余裕を5名から10名足したところで予算措置を行っておりますので、条例定数を下げることに伴うそういう報償費等の減は、処理は出てまいりません。

次に、女性消防団の活動についてはということでございましたけれども、女性消防団の活動については、その任務としましては、主に防火方法及び啓発活動ということでしておりますので、通常の火災とか、そういった分への活動は行っておりません。

それと、募集状況につきましては、年1回もしくは2回、広報で女性消防団員の募集については広報を行っております。年度末に行いましたけれども、やはり一般の方からの応募はあっておりません。先ほど令和元年度に検討したときには女性団員を5名ということで設定をいたしました。今年度、町役場職員を5名入れたので、4月1日現在では7名女性消防隊は在籍している状況でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 経費的な部分で言いますと8万円ほど支出が減るんですね、少なくなるということですね。

それと、女性隊員の件ですけれども、一応広報等で募集をやっているということですが、この辺は今後、災害が発生した場合の避難誘導またはケガの初期手当等には、やはりこういう女性隊員の活躍というのは非常に今後必要になってくるんじゃないかという気がするわけですね。広報等ではやっておられるでしょうけれども、特別強化月間みたいとにかくお願いします的なのを強くアピールしないと、ただ募集をやっていますよ。だけでは、やっぱり隊員の方というのは入隊されないと思います。特に女性の方というのは、そういう消防団というのに抵抗があられると思いますので、その辺をうまく広報等、女性が入りやすい呼び掛け方、また広報のやり方とをやられて、この女性隊員の増にも力をぜひ入れていただいて、その後、その定数改正というのはもっと先

でもできると思うんですね。そういった努力をまずしてから、今回みたいな条例改正の提案をされるべきではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 女性消防団につきましては、確かにご指摘のとおり、まだまだ茶北町は少ない状況でございますので、県下の中には女性消防団が多数在籍する自治体もございますので、そういった増えた要因といたしますか、募集要因ですね、募集の仕方、それから団員確保に向けての取り組みあたりの聞き取りを行って、我が町のほうでも生かした中で、1人でも多く入団していただけるよう努力をしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 今回の定数削減にあたり、まずもっと私は、先ほど浜口議員から消防委員であるということで発言がございました。消防団の役員の後に3月に開かれた消防委員会にも、報告ですか、何かして今回の提案となったようでございますけれども、この消防委員会の位置づけについて、まずお聞きしたいと思います。ご案内のとおり、各種委員の改選にあたっては、消防委員だけを残して、ほかの役員はすべて議員は辞退しようということで、この前の各種委員の改選のときになったと思っているところでございます。そういう意味で、消防委員の位置づけはなかなか、高いところに位置づけてあると思うんですけれども、条例の改正一つにしても、委員である浜口委員から意見が出るというのは、全く私としてはおかしいかなと思っております。消防委員の位置づけ、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 申し訳ございませんが、条例等を持ってきておりませんので、確認をさせていただきたいと思えます。ただし、位置づけといたしますか、消防委員の方におきましては、町の消防活動に対するその行政として行っていることの活動状況報告ですね、そういったものを通してご意見等をいただきながら、よりよい消防行政になるための意見を言うていただく機関だということで、私は認識をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 実は、私も例規集を見てこなかったものですから、議長がここで休憩をされればなと思っていたんですけれども、そのまま定数条例に入ったものですから、ちょっと戸惑っているところでございます。とにかく、消防委員の位置づけだけ、後ほどでも結構ですから、ご報告方、お聞きしたいと思います。よろしくお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 私も消防委員ですけれども、たしか委員会的时候に女性消防隊員をもうちょっと増やせと、必要じゃなかかと言った記憶があります。そんな中、私も野崎さんがほとんどおっしゃっていただきましたのでいいんですけれども、消防員の定数が5名、今7名おるというようなことでございましたけれども、そこら辺がちょっとあるかなと。ただ、内容も野崎議員さんのほうから充実するよとということでございます。私も消防委員会的时候に、今はもう仕事においても男女の差別はないんだというように申し上げたような気がするわけですけれども、やはりある程度、救急の体制とか、やっぱりそこら辺の指導とか、女性独自の、啓発とか云々じゃなくて、やっぱり団の活動として取り上げていただければ、まだまだ隊員になれるという方はおいでじゃなかろうかと思うとですね。そこら辺でもう一回、見直して、多分私はそこら辺を言ったんじゃないかろうかと、女性の自衛隊さんもおらすしというようなことを言ったような気がするわけですけれども、もうちょっと、例えば機動分団が12名ということではございましたので、機動分団と同数ぐらいで、活動もやっぱり消防団の団員に準じて、女性だからできるいろんな活動があろうと思います。特にこのごろは高齢化社会になって、いざ被災者の方を介護したりなんかするのは、やっぱり女性の隊員がいいんじゃないかと思うます。特にサスペンスなんかを見ておりますと、やっぱり女性を捕まえたときは女性の警察官が対応しているというようなことを私はそこら辺をほとんど見ますので、そこら辺を兼ねて、ぜひ一つ団のほうにお願いしていただければなと思います。そこ5名ということではございましたので、7名でいいのかなと。

それからもう1点、330人にしとって、そのままではできないか。300人に変えないかんのか。やはり、離れろばつまらんのか。本来ならば、オーバーするのはつまらんと思ひますけれども、マイナスであればわざわざ330を変更する必要はないんじゃないかろうかなと。私はそのときも、たしか団員も多かほうがよかつじゃなかなというように言ったような記憶があるわけですけれども、すみませんがそこは定かではございませんので、2点ほど。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 検討的时候は女性が5名にしていて、現在7名というのはどうなのかということが一つあったんではないかと思ひますが、女性につきましても、定数の中に含めておりますので、そこはあくまでも5名にこだわる必要はございません。増えていくことには問題ございませんので、ただ検討する中で5名という目標を立てたことですので、それ以上私たちは入っていただくということで努力はしてまいります。



また、女性の任務ということでは、条例のほうで、先ほど言いましたように、放火広報及び啓発活動、研修活動、そのほか隊長の指揮する事項ということで定めがございますので、基本的には一人暮らしの高齢者のところを回っていくとか、そういうものもやっております。ただ、訓練自体は女性も消防団、男性団員、基本団員とありますが、が出る訓練については出ていただいて、同様に訓練はしていただいておりますし、うちのほうはこれまで2名しかいかなかったので出場とかはしておりませんが、女性の操法大会というものもございますので、今後はそういった若手の女性が入っていただきますと、そういった通常の操法に係る業務もできていけるようになると思います。また、野崎議員も先ほどおっしゃいましたけれども、例えば災害時等においては、やはり避難所であるとか、あとは炊き出しとか、そういった部分については女性の力も必要になりますので、地域の方と協力して女性消防隊のほうで、活躍と言えればおかしいんですが、一緒にやっていただけるというふうなことを目指して頑張っていきたいと思っております。

どうして少なくするのかというご質問です。そこら辺は、私どものほうとしまして、消防担当と話をする中で、どうしようかということで苦慮したところがございます。おっしゃるように定数そのまま増やすということで続けていってもよいということもありますけれども、やはり実数に近い数を定数として、それから増えるようであればそのときにまた増やすという方向でいんじゃないかということで思いましたので、今回は実数に近い数字を定数として改正をさせていただいて、増やす努力は今後もそれにこだわらず行っていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ほっておいてもよかばってん、増やしてもよかばってん、減らしてもよかというような曖昧な言葉じゃなかったかなと思ひますけれども、私はその女性隊員の方一つの目安として多分5名、あるいはどこどこ分団に何名というようなことで計算したと、それで310名になったというご報告じゃなかったのかなと思ひます。もともとから、もし女性隊員を増やすのであれば、機動分団が12名であるので、女性隊員もそれに準じて12名にするというような大まかな、計画的な、組織的な見直しをやっていってもらえば、あと5人足らんから、あと7名のうち12名なら5名ですね、5名足らんから入ってくれんかと。そして、いろんなことをやってくれんかというようなことで勧誘はできると思ひますけれども、いわば目安が5人ばってん、もう7人になったけん、なったばってん、あんたまた入ってくれんかなというのは全然また違ふとじゃなからうかなと思ひますね。他地区の4つの分団に対しては、いくらかの定員の枠があつて、足らんから入ってくれろというような言い方ができると思ひます。そこら辺を加味して、私はその330人という定員を絶対変えなければならない要

因があるのならば、私はここで了解しますよ。今まではそういった条例の出し方じゃなくて、これだけ必要ですよ、必要だからしてくださいというのが普通の条例の出し方じゃなかろうかと思えますけれども、ここら辺のニュアンスがどうもわかりませんが、どがんですかね。女性隊員の5名の、もし機動分団と一緒にしたら12名だということにしておるのに、おおよそ5名の計画をしとるのに7名。そこら辺をもう一回はっきりとした町の考え方をお尋ねしたいと思えますが。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、報告で聞きましたところ、あまりにも定数と実態が乖離しているということ。だから、それを改めた中で増やす努力をしていったほうがいいと。しかも、わずかな金ですけれども、保険等々は定数に応じて掛けなければならない。実際、いろんな差し引きで、総務課長が説明したように、ある程度は出費を抑えられる。そういうことで、その中で増やす努力をしっかりとっていくということであればよいのではないかとということで了解したところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 保険を余計掛けんばならんということでございますが、保険は人数で掛けてもよかつじゃなかかなと思うとですけれども、何かな、そこら辺が、もし今後、そういうことで300人にしたとするならば、例えば女性隊員がおおよそ5名の計画をしとるが7名になつとるけんじゃなくて、もともとの今の持つとる資料あたりももう一回再度作り直すと検討し直して、例えば都呂々の分団が50しとったとが40しかおらんから、都呂々を45にしてから女性隊員を増やそうとか、そういったようにしとつてもろうて、やっぱり勧誘とか何かをしていただけんことには、我々も女性隊員に入ってくれんかなというようなこともせないかんと思うとですよ。議員もですな、近所に女性の方がおれば。女性の隊員がおらんけん、あんたも入ってくれんなというようなことも、我々も裏ではせないかん。ああ、何人ぐらいおらすとでしようか、7人おつとというばつてん、定員が5名ばつてん、ちょっと増えてもよかと思う、入つてよかそうですばいというよりも、定員が12名で今7名しかおらんけん、足らんというもんなというほうが、私たち要はしよかですな。

そういうことで、やはり、再度、もう一回、確認して検討して、ここら辺の上手なつくり方をしていただきたいなど。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほど報告を受けました、消防団員と各地区の世帯数の関係から見ていきましても、世帯数の1割以上を上回っている地区とか、世帯数の1割いっ

てないところとか、結構あります。だから、そこら辺をやっぱり、世帯数でいくのか、人口数でいくのかわかりませんが、これだけは確保をしようかという目標が一定に定められていけばいいんじゃないかなというふうにも思います。

女性隊員の件で出ておりますけれども、消防団員のOBということで先ほども出ておりました。女性隊員でいいますと、やっぱり苓北町は医療とか介護の職場が多いです。だから、その中で定年された方とかいうことで結構、今、定年後も若いですから、そういう人たちの勧誘というのも考えるべきではないかなというふうに、やっぱり先ほども言われていますように、女性の果たす役割というのは大きいんじゃないかなと思いますので、そこら辺も含めた形で考えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 石田議員のほうからは、世帯数に応じたみたいなことだと捉えておりますけれども、先ほど言いましたように、確かに世帯数ですね、坂瀬川でいきますと昨年が552世帯で消防団員が54人ですね。志岐地区が1,459世帯ですが93人、富岡地区は697世帯で66人、都呂々地区は446世帯で47人という状況ではございます。しかしながら、昔は1世帯から、子どもが残っている時代は跡継ぎという方がいらっしゃったので、1世帯から1人消防団というところがありまして、2人兄弟がいるところは1人というところがあった時代も、私が入った当初はありました。今は、確かに世帯は多いんですけれども、高齢者の1人世帯とかもございますので、今の消防団員数を基に余裕を持ったところで適数を設定して、その合計を、女性も含めて300名ということで、こちらのほうとしては考えたところでございます。女性消防団につきましては、確かに果たす役割、女性にしかできないことがありますので、1人でも多く入っていただいて対応ができるようにしたいということで考えております。ぜひ、議員の皆様方も、女性消防団にどうかという方がいらっしゃったら、ご紹介していただければ、ご相談したいと思っておりますし、議員さん、皆様方からそういう方に、入らんやということでご紹介いただければ町としても助かりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） いろいろ質疑なされておりますが、町長に1点だけお尋ねします。あくまでもこの時間は質疑でございますが、先ほど町長が、いわゆる定員の関係で、若干支出のほうが減るといふ旨の内容がありましたけれども、定数ともちろん関係はするんですけれども、町長もそういうことにもつながるといふ意味で、若干減るとい

う発言をされたんでしょうけれども、やはり定数と削減額のほうは、リンクしない方が私はいいと思います。やはり消防には、先ほどからいろいろ、皆さんもそうでしょうけれども、やはり多額の費用をしないと実現しないんですよ。そういう意味では、町長も本心ではないと思いますけれども、そういうことにもつながりますという意味で発言されたと思うんですけれども、町長その点をもう一回、お考えをお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私の真意が伝わってないようでございます。330という数字は、今の実態とはものすごく乖離が大きい。そういった意味で、少し実態に近い数に落としたほうがいいのではないかと。それと合わせて掛ける保険料も減ってくるというようなことを言ったつもりでございます。その中で、また増えるように努力をしていく必要が当然あるわけでございますので、増やす努力をして、過去を見ましても、人口とは関係なく減ったり、増えたり。先ほど総務課長が説明をしましたがけれども、減ったり、増えたりとしている事実があります。そういった意味で、我々もこの300というのに安住しないで、今の280名を、まずは300を超えるだけの努力をしてみると。その中で、これだとやはりもう少し元に戻したほうがいいのかという目安が出てくると思いますので、そういった考え方の中で、この条例改正を私も承諾をしたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、消防団の募集は、多分部長さんたち以上が幹部職の人たちが一生懸命頑張って団員募集をされていらっしゃるんじゃないかと思いますが、一斉に立っておられる消防団の人たちが、あまりにも定数が大きすぎて実態と合わない。先ほど町外と町内の事業所数の経緯を教えてくださいましたが、町外が36事業所から50事業所に増えて、逆に町内のほうが65から50に減っているということで、やっぱり町内にいらっしゃる方は消防団に入りやすいけれども、町外で仕事をしている方たちが消防団になるというのを説得するには非常に厳しいのではないかと。というふうに私も今数字を教えてくださいましてわかりましたけれども、やっぱり消防団そのものの部長さんたちが今の実数と募集にはもう追いつかないから落としてほしいという切実なお願いが町のほうにあっているのかどうかというのを、再度お聞きいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） おっしゃるように、町外に勤務されている方が増えてきております。私も消防団経験ですので経験から言いますと、私が在籍した当時は、やはり

町内、町外の方もいらっしゃいましたが、おっしゃるように勧誘といいますか、行きますと勤務地が天草市なんて無理だということや、あるいは町内にお勤めだった方につきましても、天草市に仕事が変わった段階で、もう仕事が変わったけんが消防団は辞めるというようなこともあっております。そういった経緯もございます。実数、消防団、地元の役職員の方が対象者のところを消防団に入っただけをお願いに行かれていますけれども、なかなかそういった実数、対象となる方が減ってきているということは、もう毎年それはおっしゃいます。明確に各班17名集めて確保してもらおうということは、こちらのほうからは言えませんので、消防団のほうでなるべく対象の方がいらっしゃったならば入れるんだということで頑張っただけでいるということが実状でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 説ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先ほど質問の中でも申し上げましたように、町民の生命・財産を守っていただいている貴重な存在の消防団員の定数は、苓北町の高齢化が進んでいる地域の実状を踏まえ、削減すべきではありません。

それから、委員会と議会は、議会が最上級の会議機関であるということをあえて申し上げておきます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 私は、原案に賛成の立場で討論に賛成をさせていただきます。

苓北町消防団の定員を30名削減したとしても、苓北町消防団としての機能は維持できていると思っています。その他、各種災害につきましても、各地区の自主防災組織との連携・充実を図ることがこれから先は必要だと思っておりますので、よって原案に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対の者の発言を許します。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 苓北町消防団員の定数330人から300人に改正する条例に、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正の提案理由は、人口減少に伴い、消防団員も減少しているためとの理

由ですが、消防団員は町民の生命と財産を守っていただくため、1人でも多く在籍をしていただきたいと思います。先ほどの質疑応答の中で、消防団経費は現行とさほど変わらないようです。また、今後さらに女性隊員の募集も行っていくとの答弁もありました。まずはそういった努力を行った後に、定数減について検討すべきだと考えておりますので、よって本条例改正には反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

次に、原案に反対の者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 原案に賛成です。先ほど執行部から説明がありましたけれども、皆さんもご承知のとおり、資料にもありますように、昭和30年の町村合併と同時に、苓北町消防団が発足しておりますが、昭和40年に苓北町消防団員の定数が条例化され、昭和41年に制定された定数380人に対し、団員380人で、人口は当時1万5,490人でありました。その後、昭和48年1月、定数380人を345人に改正し、団員数同じく345人、人口は1万2,247人。そして、昭和51年1月に定数を345人を310人に改正し、同じく団員数も310人。人口は1万1,164人。その後、平成7年1月、定数310人を330人に増員改正がありましたが、団員は317人で、定数割れが13人ありました。ちなみに、人口は9,587人です。その後、平成11年1月に定数330人になったことが一度ありました。その後、21年間定数割れが続き、現在278人で、人口は7,042人で、平成7年の増員当時より人口は2,545人減少しております。自治体消防団には、ある一定の団員数の確保は必要であります。しかしながら、ご承知のとおり、近年全国的に消防団員の確保が難しく、熊本県内においてもここ10年、団員の1割近くが減少していると言われております。苓北町においても、人口減少の中、現在団員確保に努力されておりますが、またこの定数案につきましては、消防委員会でも協議されており、特に消防活動に支障がないように聞いております。諸般の事情、また現状を鑑みれば、定数300の改正もやむを得ないと思います。よって、改正の原案に賛成です。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論はありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、まず原案に反対をします。というのが、今、先ほどからお話を聞いてみますと、職種が多様であります。そして、職場も町外もあります。夜勤の方、あるいは昼の方、ございます。そのようなことが今、特に地区外に勤務の方が団員に入っとらっさんということでございますが、そういうことであれば、地区外の方も団員に入っていて、そういった災害とか何かというのは、昼ばかりじゃないんで

すね。そういったことをもう一回、そこら辺を洗い直してもらって、消防委員会なんかにももう一回掛けていただいて、本当に減にしたほうがいいのかどうか。特に、地域では消防団のこの組織が地域をまとめる一つの大きな手段にもなっております。今、できれば若い方、あるいは対象年齢の方は全員入っていただいて、もう私は何回も申し上げておりますけれども、社会教育がかなりおろそかになっております。地域の命令系統なんかでもかなりおろそかになっておりますけれども、やはり地域をまとめる手段としても、この消防団員という方は相当な役目を担っておられます。それで、地区外に勤務の方も、やはり地域の者との交流の場としても大いに活用しておられましたけれども、今聞くとところによりますと、職を変えたから辞めるというようなことがあったと聞きます。住所を変えない限り、私は団員に残っていただいて、出られるときには出ていただく。そういった体制を取っていただければ、330人の枠はまだまだ残す必要があつとじゃなかろうかと思えます。そういうことで、私はできればこの案は取り下げさせていただくか廃案にさせていただいて、このまま残していただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立少数です。したがって、議案第45号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、否決されました。

ここで、13時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第11 議案第46号 令和2年度苓北町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（錦戸俊春君） 日程第11、議案第46号、令和2年度荅北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第46号、令和2年度荅北町一般会計補正予算（第3号）（案）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,229万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,300万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により売上げが大幅に減少している町内事業者を支援し、併せて住民の方々の生活の下支えをする必要があるため、緊急経済対策の第2弾として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、町内各事業所で使える地域振興券交付事業をはじめ、町内旅館・ホテル等の宿泊施設で利用できる宿泊費助成事業などの消費活性化等の経済対策及びこれから迎える豪雨災害等に備え、避難所における感染予防対策等の町独自の対策も含めた各事業に係る補正予算を提案するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第46号、令和2年度荅北町一般会計補正予算（第3号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,229万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,300万3,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。第2表地方債補正です。1、変更で、公共事業等債、漁村再生交付金事業の、限度額を2,250万円から450万円増額し、2,700万円とするものでございます。

7ページをお願いします。歳入です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節5特別定額給付金給付事務費国庫補助金は、住民1人当たり10万円の給付事務に係る国庫補助金75万円の増額です。節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の第2弾として町が実施する地域振興券交付事業ほか、各支援事業等に対して充当する国の臨時交付金3,704万円の増額です。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金事業国庫



補助金（特例措置分）は、4月15日から5月31日までの学校休業期間中のうち平日29日分について、町内6カ所の学童クラブへの児童受け入れに伴う国庫補助金185万6,000円の増額です。補助率は3分の1です。

次の子ども・子育て支援事業費国庫補助金は、児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備事業として行う、システム改修に係る国庫補助金19万円の増額です。補助率は、3分の2です。

8ページをお願いします。款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節3児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業県補助金（特例措置分）は、国庫補助金と同様に、学校休業期間中のうち平日29日分について、町内6カ所の学童クラブへの児童受け入れに伴う県補助金185万6,000円の増額です。補助率は3分の1です。

目4農林水産業費県補助金、節4水産業費補助金の農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）は、志岐漁港臨港道路整備に係る紺屋町排水対策工事に対し、県補助金の追加内示に伴う500万円の増額です。補助率は、2分の1です。

9ページをお願いします。款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節2雑入は、都呂々木場地区に、放送設備、ワンタッチアルミテント、ベンチ等の設置に伴う一般財団法人自治総合センターから助成金の交付決定がありましたので、コミュニティ助成事業助成金として110万円の増額です。

10ページをお願いします。款21町債、項1町債、目2農林水産業債、節1水産業債の（公共事業等債）漁村再生交付金事業は、志岐漁港臨港道路整備に係る紺屋町排水対策整備に係るもので、追加事業費1,000万円のうち県補助金500万円を差し引いた500万円に起債充当率90%を掛けた450万円の増額です。

11ページをお願いします。歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節19負担金補助及び交付金は、9ページの歳入でご説明しました都呂々木場地区への放送設備、ワンタッチアルミテント、ベンチ等の設置に伴うコミュニティ助成事業補助金110万円の増額です。

12ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節3職員手当等は、住民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金給付に係る給付事務及び電算システム改修等職員の時間外勤務手当75万円の増額で、財源は、地方創生臨時交付金を全額充当します。節8報償費、謝礼金2万円の減額から節14使用料及び賃借料のバス借上料4万2,000円の減額まで合わせた合計25万7,000円の一般財源の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4月16日に開催を予定しておりました荅北町戦没者追悼式中止に伴う減額です。

13ページをお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料の

システム改修委託料は、子ども・子育て支援事業費のうち児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備事業として行う、標準レイアウト改定に伴うシステム改修委託料28万6,000円の増額です。

次の放課後児童健全育成事業委託金（特例措置分）は、4月15日から5月31日までの学校休業期間中のうち平日29日分について、町内6カ所の学童クラブへの児童受け入れに伴う556万8,000円の増額です。本事業についても、3分の1の町持ち出し分がありますが、その財源は地方創生臨時交付金を充当します。

14ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節1報酬の生活環境整備対策委員会委員報酬6万3,000円と節9旅費の生活環境整備対策委員会委員費用弁償2万1,000円は、粗大ゴミの収集方法及び有料化等について委員会で検討してもらうため、3回分の委員会開催に係る報酬及び費用弁償の増額計上です。

15ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金の苓北町事業継続支援金（農業）は、5月の議会臨時会補正での法人2件、個人3件分に追加し、新型コロナウイルス感染拡大により農業収入の減少を受けた個人農業主に対し10万円掛ける50件分の追加補正500万円の増額です。財源は、地方創生臨時交付金を充当します。

16ページをお願いします。項3水産業費、目1水産業振興費、節19負担金補助及び交付金、苓北町事業継続支援金（漁業）は、農業同様5月の議会臨時会補正での法人2件、個人3件分に追加し、新型コロナウイルス感染拡大により漁業収入の減少を受けた個人漁業主に対し、10万円掛ける10件分の追加補正100万円の増額で、財源は地方創生臨時交付金を充当します。

目2漁港管理費、節3職員手当等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため町管理漁港の巡回指導に伴う、職員の時間外勤務手当3万9,000円の増額で、財源は、地方創生臨時交付金を充当します。

目3漁港建設費、節15工事請負費は、志岐漁港臨港道路整備に係る紺屋町排水対策工事に対し、追加内示があったことに伴う1,000万円の増額です。

17ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は、新たに町内各事業所で使える地域振興券交付事業に係る予算を2,409万8,000円を計上しております。内訳として、節11需用費で地域振興券事業事務消耗品費10万円の増額、印刷製本費で地域振興券及び封筒印刷代として106万4,000円の増額、節12役務費は、各世帯に郵送する簡易書留等の後納郵便代141万円の増額、節13委託料は、店舗募集及び換金手数料ほか地域振興券の利用換金等に係る事務の苓北町商工会への委託料として37万4,000円の増額、節19負担金補助及び交付金は、苓北町

の住民基本台帳に記録されている外国人を含む住民1人当たり3,000円掛ける7,050人分の交付予定額、合わせまして2,115万円の増額です。財源は、全額地方創生臨時交付金を充当します。

目3観光費、節3職員手当等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、白岩崎キャンプ場ほか観光施設の巡回指導に伴う職員の時間外勤務手当3万9,000円の増で、財源は、地方創生臨時交付金を充当します。節8報償費は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う天草苓北ペーロン大会及び長崎ペーロン選手権大会中止に伴うレプリカ製作代4万6,000円の減額。節11需用費は、先般の5月15日から16日の豪雨により白岩崎キャンプ場法面及び鶴瀬海岸道路路面を早急に修繕する必要が生じたことに伴う修繕代146万円の増額。節19負担金補助及び交付金は、苓北町ペーロン協会補助金に計上していた、長崎ペーロン選手権大会出場補助80万円と唐津ペーロン大会出場補助45万円が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、両大会がそれぞれ中止となったため、合わせて122万円の減額。宿泊費助成金は、町内旅館・ホテル等の宿泊施設への支援策の一つとして、町内宿泊施設への宿泊を促進するため、1人1泊6,000円以上の宿泊者に2,000円を、6,000円未満の宿泊者に1,000円を助成し、総額100万円を増額するもので、財源は地方創生臨時交付金を充当します。

18ページをお願いします。款7土木費、目4港湾費、節1港湾管理費、節3職員手当等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町管理港湾の巡回指導に伴う職員の時間外勤務手当3万円の増額で、財源は地方創生臨時交付金を充当します。

19ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、目4災害対策費は、これからの大雨期及び台風襲来期等も含め、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策のため、節11需用費で敷マット250枚購入のための消耗品費49万5,000円の増額。節18備品購入費として、間仕切り用備品64張購入に伴う345万円の増額です。本費目についても、財源は地方創生臨時交付金を充当します。

20ページをお願いします。款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育費、節3職員手当等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町民総合グラウンドほか教育施設の巡回指導に伴う職員の時間外勤務手当3万3,000円の増額で、財源は地方創生臨時交付金を充当します。

目2公民館費、節19負担金補助及び交付金は、四丁目区公民館敷地整備に伴う分館修築事業補助金29万9,000円の増額です。

21ページをお願いします。項5保健体育費、目1保健体育総務費、節19負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、荒尾・玉名地区で開催予定の熊本県民体育祭が中止となったことによる県民体育祭出場補助121万5,000円の減額です。

22ページをお願いします。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節13委託料は、5月15日から16日の豪雨による年柄字下櫓木にある頭首工隣接護岸被災に伴う災害査定設計委託料29万9,000円の増額です。

以上で、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 17ページの地域振興券の事業交付金のことについてお尋ねをいたします。各議員の机の上に交付要綱、事業実施要綱というのを案で配られておりますけれども、これの説明はあるのでしょうか、ないのでしょうか。よろしく願いします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） それでは、今回一般会計補正予算提案にあたりまして、参考として3種類の資料を配付しておりますので、私のほうから、かいつまんで説明を申し上げたいと思います。配布しております資料は、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画、2枚目に苓北町地域振興券交付事業実施要綱（案）、それから3枚目に苓北町宿泊施設宿泊費助成金交付要綱（案）をお配りしております。かいつまんで、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、広いA3サイズ2枚の資料をお開き願いたいと思います。この資料は、今回の新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、大きな影響を受けている各都道府県並びに全国の各自治体への国からの地方創生臨時交付金の交付に係る現時点での苓北町の実施計画になります。国からの通知により配分される第1次配分交付限度額6,070万3,000円に対応する計画でありまして、5月20日の期限で国に提出をいたしております。上段中央の第1次変更予定交付対象経費の欄をご覧くださいと思います。下段のほうに詳細記入をしておりますナンバー1から、次のページのナンバー17までの、それぞれ計画した各交付対象事業に係る交付対象経費の総額で1億140万5,000円を計上いたしております。内訳は、国の補助を受ける事業の町負担分として、ナンバー14からナンバー17までの4事業で2,480万1,000円、それ以外の町単独事業分がナンバー1からナンバー13までの13事業で7,660万4,000円となります。上段の右側に記載しておりますように、国の第1次補正1兆円の臨時交付金に係る国からの通知に基づく第1次配分予定額が6,070万3,000円でございますので、5月20日の国への計画提出時点で交付限度額を超える分が4,070万2,000

円となっております。今後、国の第2次補正2兆円の臨時交付金の交付配分額が通知されることとなりますけれども、その結果を踏まえて、事業の調整や新たな支援策及び追加の支援策の検討、併せてその充当財源の調整を行っていくこととなります。

下段のほうをご覧ください。今回のコロナウイルス対策の17の各交付対象事業の名称、事業の概要、事業の始期、始めの時期と終期、事業経費等を記載しております。そして、右側の欄には臨時交付金の歳入補正の状況について記載をしております。5月の臨時会での補正分が2,366万3,000円、今回6月定例会で計上させていただいている分がナンバー1、ナンバー2、ナンバー7、ナンバー8、ナンバー12、ナンバー15の6事業分、3,704万円でありまして、合計で交付限度額の6,070万3,000円となります。また、今後の補正予定額としての限度額超過分4,070万2,000円を計上しております。

以上で1枚目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画の説明となります。

次に、2枚目です。苓北町地域振興券交付事業実施計画（案）をお開き願います。只今説明をいたしました事業番号7の苓北応援地域振興券事業の要綱（案）でございます。今回の6月補正予算の経済対策の主たる事業となります。

まず、本事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、売上げが大幅に減少している苓北町内の事業者の事業の継続と経営の安定を図り、経済の回復及び活性化を目的として、期間を限定して使用できる苓北応援地域振興券を交付することを目的として計画をいたしております。振興券の交付対象者は、令和2年6月1日基準日において、苓北町の住民基本台帳に登録されている方といたしております。町民1人当たりの振興券交付額は、今回のコロナウイルスの影響が特に大きい（1）と書いておりますが、飲食店、飲食店組合加盟店、ホテル、旅館、民宿限定分が1,500円、（2）参加登録加盟店の全店舗で使用可能分が1,500円、これにつきましては（1）の飲食店等も含まれます。その合計3,000円分をすべての町民の方々に交付いたします。予算のご承認をいただけましたら、直ちに準備作業を行い、できるだけ早く町民の方々に交付を行い、即効性のある経済対策としたいと考えておりまして、参加登録加盟店のお知らせを7月6日の広報日に各戸配布するとともに、同日から参加登録加盟店での使用ができるよう準備を行ってまいりたいと計画をいたしております。

また、事務の効率化を図る上から、特定事業者の登録、振興券の換金手続き等の事務につきましては、苓北町商工会へ委託を行いたいと考えております。なお、昨日の野崎議員の一般質問の中で、配布方法、参加登録加盟店の登録を行わない等で、もう少し早めにできないかというお尋ねがございました。昨日の議会終了後、担当課のほうで商工会と再協議を行いました。やはり事業者の中には換金手続き等の関係で事業に参加を

されない事業所もあるとのことでした。また、配布にあたりましては、偽造防止のための連番の印刷でありますとか、検品作業を行う必要がございます。土日を使って職員による世帯ごとの封筒への封入れ作業等を計画しておりますけれども、どうしても各戸へのお届けについては郵便局での処理を経て、7月4日ぐらいになる見込みでございますので、先ほど申し上げたように7月6日からの事業実施ということで計画をさせていただければと思っております。

以上が苓北町地域振興券交付事業の説明となります。

最後に、苓北町宿泊施設宿泊費助成金交付要綱案をお開き願いたいと思います。これは、事業ナンバー12の宿泊費助成事業の要綱案でございます。本事業も、今回の6月補正予算の経済対策の主たる事業となります。本事業につきましても、新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、宿泊客が大幅に減少している苓北町内宿泊施設への宿泊を促すため、宿泊費用の一部を予算の範囲内で助成することを目的として計画をいたしました。助成対象者は、宿泊料金の支払いを伴い、宿泊施設に宿泊される方を対象としておりまして、助成額は1人1泊6,000円以上の宿泊には1人1泊2,000円を助成、1人1泊6,000円未満の宿泊には1人1泊1,000円を助成することとし、1人当たり1泊を限度といたしております。本事業につきましても、予算のご承認をいただきましたならば、直ちに準備作業を行い早期に取り組みたいと考えておりまして、助成対象期間は7月1日から来年2月28日までの期間を予定いたしております。なお、今回の予算計上におきましては、2,000円の助成を400件、1,000円の助成を200件として積算をいたしております。

以上が、苓北町宿泊費助成金交付事業の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今の説明で大体わかりましたけれども、昨日私が要望いたしました加盟店募集をやらなくて、速やかな配布を行えないかということも、検討され、商工会等も検討されて、そのままいくという答弁のようだったです。

それと、配布方法についても、偽造防止上でそのまま、今回、簡易書留による郵送をやられるということですね。

それと、そういうふうになると、当然期日、昨日申されておりました7月1日からと7月6日のこの券の利用日は、当然変わらないということで、今の説明で確認したわけですが、なぜ加盟店募集さえクリアできれば、1日も早い配布ができると思うんですけれども、商工会のほうはどうしても加盟店をはっきりしないとできないという話だったのでしょうから、その点は仕方ないと思いますけれども、できれば、さっき言いましたように、昨日話しましたけれども、不利益は加盟店に対しては全く私は出ないと思

うんですけれども。そういう点をぜひ説得された上での話し合いだったのか、わかりませんが、不利益が発生しなければ、苓北町商工会加盟店であればすべて利用できますよ、私は早めのこういった対応ができるんじゃないかと考えているんですけれども、昨日の話し合いの段階で、その辺話されたのかどうかを確認します。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 只今、野崎議員のほうからお話がある点につきましては、商工会のほうとも十分に確認をして話をしたわけですが、どうしても登録店を募集して登録をして実施をするという形しか今のところ取れないということでありましたので、とにかく登録をして、振興券事業を実施するという方向で進めたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） わかりました。

それでは、実施要綱の中の5条の3にあります、振興券は令和2年7月6日から令和3年2月28日まで使用することができるということで明記されておりますけれども、この辺は、できれば町の経済が、飲食店等、ホテル、宿泊施設等が疲弊しているわけですから、なるべく早く使っていただいて、ちょっとでもこの振興券によって経済効果が少しでも、1日でも早く現れるような形を取っていただきたいと思うんですけれども、この辺の使用期間においては、もう少し短めの期間といいますか、町民の皆様ができるだけ早く利用していただけるような使用期間をもう少し短くできないか、検討はできませんかね。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 使用期間につきましては、令和3年の2月28日まで使用できるということで、とにかく町民の方の利用に合わせてというか、利用する時期は本人さん方に自由に選択をしていただけるように、ちょっと期間は長めに設定をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 確かにある程度の使用期間はあったほうがいいと思いますけれども、なぜこれを発行するかという目的ですね、これはもう経済が疲弊しているからやっているんで、だからちょっとでも早い時期でのこういった飲食店、宿泊場でお金を落とさせていただく、そういうふうな意味でやっているわけですから、できれば今回に関しては期間は短いほうがいいんじゃないかという気はします。

それと、質問回数は3回ですので、限られていますので確認の意味でお尋ねしますが、第5条の6にあります振興券を使用するにあたってですけれども、これ条件を満たす交付対象者が死亡または転出した場合にあっては、世帯の人が代理人かその使

用者は当該を使用することができるとなっておりますけれども、家族の人数によっては、1人大体3,000円ですけれども、これが5人、6人となれば、当然金額は多くなるわけです。1人亡くなられたとすれば6,000円使えることになるわけですけれども、家族の方がいっぺんに1事業所等で6,000円使うことも可能であるのか。その点をお尋ねします。

それと、また万が一、この期間中にこの券をこの紛失してしまった。どうしても見つけらんとばってんが、再発行はできますかというお尋ねのときはどうされるのか。

その2点をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 要綱の第5条の6ですけれども、家族の中でお亡くなりになられた方が出られた場合は、もう家族の方に使っていただくか、またはその使用者の方に券のほうをお渡しいただいて使用していただくような形になると思いますので、6,000円なら6,000円使っていただいても結構と思います。

それと再発行につきましては、もう一度交付をしておりますので、再発行は考えてはおりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まずは16ページですが、水産業振興費が10件の10万円がなされています。私は、水産業振興のための支出は何ら異議はありませんけれども、水産業の振興をするにあたって、昨日も一般質問の中でもちょっと出ましたように、魚の養殖とか、取り組んでいくんだということでした。小型船舶が当然そういうものには使われるというふうに思うわけですけれども、その小型船舶が荒天時に潮入の船だまりに避難される。ところが、既に潮入には、もう長い間、半分沈みかかった船がそのままつながっていると。このことについては、この議会の中でも再三再四、どうかしたがいいんじゃないかということでした。お金をばらまく、漁業者に、当該者にお金をばらまくということも、それは大事なことだろうとは思いますが、併せてその人たちが働きやすいような環境をつくっていく。これも個人の施設ではなくて公の施設ですよ。誰がするかとなれば、町役場か県か国でしょう。その取り次ぎは、いきなり昨日ちょっと言いましたが、霞が関のお坊ちゃんにいきなり手紙を出してもなかなかできないというふうに思います。そういった意味では、当然町のほうで対応すべきだというふうに思いますので、その辺について考え方を教えてください。

それから、19ページで消防費の、これは災害対策費になっています。この中に消耗品と備品購入費が補正で計上してあるわけですが、先ほど消防委員会の話がちょっと出



ましたけれども、芥北町のホース格納庫が数カ所倒れかかったままになっているけれども、倒れてしまわなければ修繕せんとかと。このことは、これまでの消防委員会の中で何回も言っておりますが、最終的にはこの議会が一番権威のある会議ですので、消防委員会で言うてもなかなか直してもらえないということで、今また再度提案しますので、その対応をどうされるのか、お尋ねします。

それから、17ページの商工業振興費の19負担金の件ですけれども、今説明してもらいましたが、なかなかわかりませんでしたので、昨日、全員協議会をやったわけですので、こういう非常にコロナ対策の、国の10万円に次ぐ非常に町民からすればありがたい部分があるかというふうに思います。そういった意味では、昨日の全員協議会に諮るべきだというふうに思います。

それから、その中でお尋ねしますが、第1条の中で、売上げが大幅に減少しているという文言がありますが、これはいくらなのか。この文字になっているということはちゃんとつかんであるかというふうに思いますので、大幅な減少はいくらか、件数はいくらか。表題は芥北町地域振興券交付事業実施要綱と書いてあるんですけれども、1条の上から3行目に、芥北応援地域振興券、以下振興券というふうになっています。ここでいきなり「れいほく応援」という言葉が入ってきているんです。こういう書き方でいいのか。表題は芥北町地域振興券の交付事業になっているのに、目的の中ではれいほく応援地域振興券、もうまったく別物になっているんですけれども、こういう書き方でいいんですか。

それから、2条の2で、特定取引対象の弁済として物品の購入、ここまではいいんですが、借り受けまたは役務の提供ということが、これはもうちょっとわかりやすく言えばどういうことなんでしょうか。

それから、4条の中で、交付額が(1)と(2)に分けてあります。この(1)の飲食店、それから飲食店組合加盟店、ホテル、旅館、民宿限定としてありますが、これは対象店舗という言い方がいいのか、対象箇所数はどれぐらいを見てあるのか。(2)参加登録加盟店の全店舗というように表記してありますが、これも対象となる店の数は何件を想定されているのか、お尋ねします。

それから、同じく第4条の中で、ホテルとか旅館、飲食店はそうでもありませんけれども、ホテル、旅館、民宿、こういうところに、これは別の配布要綱があったですね、同じですが、町内の方が旅館に泊まる可能性というのはどういう場合を想定されているのか、お尋ねをします。

それから、第5条の3項で、令和2年7月6日から令和3年2月28日ということになっております。昨日も令和2年7月1日という形でいろいろ意見が出ましたけれども、そこら辺は私はどちらでも、対象の方が都合のいい日に合わせればいいわけです。

が、ただ終わりがなぜ2月28日になっているのか。普通、行政の場合は3月31日とか、そういう形になるのに、どうして2月28日になったのか。そうすると足しても237日なんですよ。例えば250日に決めたとか何とかならともかく、えらい中途半端ですので、そこら辺の根拠を教えてください。

それから、第6項で、先ほどもちょっと出ていましたけれども、代理人もしくは「使者」、「使者」とはどういう、江戸時代の殿様の「使者」とか何とかというなら大体わかりますけれども、現代に、今の時代に、「使者」というのか、使いの者というのかよくわかりませんが、こういう難しい言葉をどこから引用してきたのか。ここら辺は、皆さんにわかりやすいように家族で締めくくってもいいんじゃないかというふうに思うわけです。そこら辺をまた教えてください。

ちょっと戻りますけれども、第2条で、この要綱において振興券とは前条の目的を達成するため、苓北町が発行する「文書」をいう。この振興券を「文書」という言葉で、非常に「文書」というのは抽象的で幅広いと思うわけですよ。ところがこの振興券は、決まったら1人当たり3,000円という、多額というか、いろいろあろうかと思えますけれども、そういう非常に価値ある振興券ですが、「文書」という言葉でしていいのかどうかです。

それから、次の副町長が3回目に説明された苓北町宿泊費助成金交付要綱ですが、これも先ほどと重複しますけれども、これは上天草とかは県内の方が上天草のホテル・旅館を使ったときにはいくらかサービスしますということでしたけれども、これは対象者は苓北町に住所があるもの、先ほどのあれから見ると苓北町に登録している人が対象になるとすれば、誰が、どこに行くんでしょうか。そういうことを想定されていれば、そこを教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 16ページに関連してのご質問でございますけれども、この件に不明船、沈船等に関しましては、山口議員からも一般質問がありまして、再三、潮入のときはどうなっているのかというお尋ねがございまして、そのたびごとに管理者である県にはおつなぎしておりますというお答えをしておりました。なかなか進まないということは、いわゆる船の持ち主が特定できないんじゃないかと推測いたしますけれども、その船の持ち主の情報がございましたら、漁協とか何か、町も積極的にそこら辺は調査して県に処理していただくようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 同じく関連質問ですが、19ページのホース格納庫が倒れかかっているところが3カ所あるというご指摘がございました。消防施設につきまして

は、年1回消防団のほうで格納庫、防火水槽等を点検をしていただいております、今、ご指摘があったような箇所については報告を受けておりますので、それを基に順次取り替え等の修繕を行っております。ですから、その間で倒れた部分については、極力担当のほうも把握に努めておりますけれども、わかった時点で随時取り替え等の対処を図っているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） まず、第1条で、売上げが大幅に減少している荅北町内の事業者の事業の継続と経営の安定を図るところで、売上げが減少している店舗数ということでお話がありましたので、私のほうで今把握をしている分でお知らせいたしますけれども、まず旅館・ホテルの部分で7事業者、50%以上の減収ということで、あと飲食店で16事業所が50%以上の減収、それ、30%以上の減収が4事業所ということで、飲食店が30%以上の減収が20事業所、合わせてこの部分だけで大体20事業所で、先ほどの旅館・ホテルと合わせまして27事業所というところであります。

れいほく応援地域振興券ということで、第1条で名前が異なっているということなんですけれども、表題につきましては、荅北町の地域振興券交付事業の実施要綱ということで、中の名前が、これはれいほく応援地域振興券ということで、なかなか地域振興券というのがわかりづらい部分もあると思うんですけれども、まず荅北町を活気づかせる、応援するという意味で、この第1条で荅北応援地域振興券という言葉を使っているような状況です。第2条で「文書」ということで表記をしておりますけれども、あくまで振興券も一つの「文書」ということでここで表示をしているところでございます。

第2条の役務の提供という言葉ですけれども、サービス業の中で家のちょっとした修繕とか、電化製品とかの修理とかをされた場合とか、その部分を想定している役務の提供ということになります。

あと、第4条ですけれども、第4条で対象の店舗数ということなんですけれども、先ほどちょっとお話したところなんですけれども、旅館・ホテルが、今こちらで把握しているのが7店舗、それと飲食店が30店舗ということで、大体37店舗がまず（1）の飲食店・組合加盟店、ホテル・旅館・民宿の部分になるかと思えます。あと参加登録の加盟店の全店舗で使用可能分が1,500円ということで、その部分の店舗数ですけれども、これにつきましては商工会のほうで店舗登録を行いますので、その結果次第だとは思いますが、（1）、（2）合わせて大体100店舗を想定しております。

それと、第5条の振興券の利用期間ですけれども、2月28日まで使用できるということになっているのはなぜかということでもありますけれども、これまでプレミアム商品

券とか販売をする場合、商工会のほうで2月いっぱい引き換えということで毎回そういった取扱いをされていて、3月に精算をするために、できれば2月28日までの利用にしたいということで、ここでは期限をここで区切っているような状況にあります。

第5条の6項の「使者」ですけれども、ちょっと使い方がわかりにくかったかなと思いますけれども、その家族の方からその券を使ってくださいということで譲り受けられた方が使用された場合も使用できるという形になります。

第4条の宿泊費の部分で、宿泊をホテル・旅館にされる場合、苓北町の方が泊まられるのかということですが、たまには苓北町の旅館・ホテルにもこういった事態でするので泊まっていたら、町のホテル・旅館を知っていただくということもいい機会になるかなと考えております。

宿泊施設の宿泊費の助成金の関係で、対象が町内だけかということでございますけれども、これにつきましては町外の方もすべて対象になります。あくまで振興券につきましては令和2年6月1日におきまして苓北町の住民基本台帳に登録された方ということで限定をしておりますけれども、宿泊費の助成につきましては、苓北町町外の方に大いに来ていただいて、苓北町のホテル・旅館に泊まっていたらいいということでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、16ページですけれども、行政の対応として持ち主が特定できないから、このまま極端な言い方、放置しているということですが、やっぱりそこら辺は、法律の専門家もここにもおられますけれども、この専門家じゃなくて営業しておられる法律事務所とか、そういうところに相談されれば、何かあつとじゃなかですか。持ち主がわからないというならば、5年間所在不明ならば、これは遺失物だと。遺失物になってくれば、誰が片付けるんだで、当然その管理する管理者が片付けなければならぬとか、そういうところも積極的に調べてみてください。そしてそのことによって、地域の皆さんが小規模といいますか、小さい船を使う漁師さんたちも安心して潮入の船だまりに、台風とか何とかのときは、保管できるということでやってほしいと思います。

それから、19ページですが、わかった時点で順次取り替えているということでしたが、わかった時点というのは、何十年前のことなんですか。私は、消防委員に入ってから3年ですかね、その前もしとったですかね。議員になったから、消防委員会は2期目だというふうに思いますけれども、その間、1カ所はしてもらいました。もう再三再四電話掛けて、後のところはなかなか動かない。これは併せてですが、2分団第3班の格納庫に行くところの道は、個人の道であるということも再三お伝えしていますが、

まだどうもなっていないようです。もし土地の持ち主を機嫌を損ねて、ここは一切使わせなくなったときには、また全部移設せないかんですよ。そういうのもありますので、ぜひ前向きに取り組んでください。

それから、17ページですが、これは町長、まだ実施要綱の（案）ですけれども、浜口が提案したのがすべて正しいとは思いませんが、今、課長から説明を受けましたが、非常にそれでもわかりにくい部分があります。実施要綱（案）ですので、再度関係者の皆さんでお集まりいただいてわかりやすい、例えば「使者」とか何とかもどうするのか。これはお金じゃないけれどもお金ですよ。やっぱりそこら辺のところは、非常にこう、やっぱりこの旅館のほうは、後で宿泊施設、宿泊費助成金、これは私の勘違いでした。これは町外の人も対象になるということは、私の勘違いでしたので、その分の質問は取り消しますが、交付要綱に戻れば、この第4条の（1）と（2）は分けなくてもいいんじゃないですか。一緒に、どうしても括弧を付けたいということであれば（1）飲食店・飲食店組合加盟店・ホテル・旅館・民宿限定分及び参加登録加盟店の全店舗で使用可能と、これを3,000円とすると、そのほうがわかりやすいんじゃないですか。ちょっと戻りますが、町内の人が、西川課長はこういう時期だから泊まる人もいるだろうということですが、こういう時期だから家を出ようとしとらんとですよ。こういう時期だから。ここら辺もよく考えるべきじゃないかというふうに思います。この実施要綱（案）の見直しを提案します。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 浜口議員のほうからいろいろご指摘をいただきました。この地域振興券の交付事業の実施要綱（案）につきましては、これまで行ってきました同じようなこういった事業がございましたので、そういった要綱案等も参考にしながら作成をしましたが、確かに文言等、わかりにくい部分もありますので、最終的にまたこちらのほうで中身については確認させていただきたいと思います。なお、最初に出ましたけれども、表題が苓北町地域振興券という形になっとなって、中身の部分が苓北応援地域振興券という形になっておりますけれども、これにつきましては事業的には苓北町の地域振興券という形で、事業の大きな題名としては苓北町地域振興券交付事業という形にしておりますけれども、その中で各家庭において振興券を使っていただくために、わかりやすい券にしたほうがいだろうということで、呼称という形で苓北応援地域振興券という形で、苓北町を応援したいという意味で目的の中にこれを定めたほうがいいんじゃないかということで現在のところ、こういう策定の状況になっております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 苓北町が苓北町を応援するのも大事でしょうけれども、普通苓北町を応援するといった場合は、苓北外の人が応援するですよ。例えばふるさと納税とか何とかですね。そこら辺のところは、身内で考えられたことと外部で考えことの違いだろうというふうに思います。副町長がおっしゃったように、実施要綱の見直しも含めてということでしたので、ぜひ誰もがわかりやすい要綱に修正されて、一刻も早い実施に向けて頑張ってください。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 使用期限なんですけれども、先ほどから出ておりますが、高齢化が進んでいる中で、使用期限が長くなればやっぱり忘れてしまうとか、どこにおいてしまったかわからなくなるとかいうこともあろうと思います。12月31日、これは正月前の買い物とかいうのもありますので、使用期限を12月末とかで決めていただくということにはならないのでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きいたしますが。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 期間につきましては、今現在は2月28日までということにしておりますけれども、なるべく早く使っていただくように、こちらとしても広報等を通じてお願いをしていきたいというふうに考えております。期限につきましては、今のところ2月28日までということと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） それにこだわる意味というのはございますか。2月28日にこだわる意味というのはございますか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 期限につきましては、商工会のほうと打ち合わせをする中で、こういった期限になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 打ち合わせをされたからといって、やっぱり議会で検討した結果も踏まえて、再度これは案ですとお話し合いをしていただきたいというふうには思うんですけれども、そこら辺はどんなにならないのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 期限につきましては、商工会とももう一度話をしてみたいとは思いますが、とにかく期限につきましては2月28日をお願いをしたいというところがございます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件については、本当に一人暮らしの高齢の方々、忘れてたりなさるかもしれませんが、今、防災無線を使って、あるいは告知放送で言っていますから、そういうことも含めて、再三再四、早く使っていただくように広報したいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、避難場所の関係で、間仕切りとか敷マット、今回予算要求されていますが、これは県下というか、全国的に同じような対応が必要ということで、これは梅雨とか台風時期、7月までの間に入る予定、見込みというものほどのように考えていらっしゃるのか。まずもって、今現在でもある程度業者のほうに下打ち合わせとかいうふうなことをされているのか。また、これが終わった後、秋口に納入となった場合には、この臨時交付金が対象とならないというようなことがないのかどうか。

それとあとマスク購入が出ていますが、マスク購入、今だんだん値段が下がってきておりますが、これもいつ購入する予定なのか。大分、寄附等をいただいて町の備蓄マスクというものも充実してきたというような話が来ていますが、それらを早急に対応した後で、少し安くなってからこのマスク購入でまた備蓄のほうに回すとかいうことで、高値で買うとかいうようなばかなことはされないとと思いますが、予算だからということで早急に品薄のときに購入するとか、今の市場の状態とかいうものがありますので、そのあたりを教えていただければと思います。

それと、地域振興券の中で1点、第9条の中で振興券の換金手続きということで、苓北町商工会のほうが特定業者の振興券を取りまとめて町のほうに請求するというような仕組みになっていますが、これは随時、いつでも商工会が取りまとめたら10日締めとか、一月締めとかいう形で請求するようなことをしているのか。1日でも早く取引業者のほうにお金を回すというのが必要かと思っておりますので、前払いで商工会にお金を渡すかとかいうような、いかに早く業者の方にお金が行くような仕組みづくりと。宿泊費のほうは、毎月早め、早めに出すような形で書いてありますが、振興券のほう、そのあたりをどう考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。

最初のほうは、新型コロナウイルスの防災拠点におけるやつだから、19ページと、あと教育関係もマスク買うんじゃないかと思うんですけども。多分、マスクは予算はばらばらでも同じように買うのかどうか。これは、前回のときに予算化されていますね。その関連も含めて、どのようなマスク購入もあるのかというのを、コロナ関連で教えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） それでは、一番最初の間仕切り、敷マットの件にお答えさせていただきます。ご質問の中にありましたように、全国的に避難所の見直しということで、間仕切り等については今後自治体からの発注が多くなっていると思います。そういったことも含めまして、町のほうでも検討した結果、必要であるということで今回補正予算に上げさせていただいているところでございます。まずは補正予算で予算を確保するのが先でございますので、要求をさせていただいておりますので、この後、予算の確保ができ次第、見積り等を取って発注を掛けるということになりますので、今のところ入の見込みというのは立っておりません。ただ、この間仕切りにつきましては、必ず感染症予防に対して間仕切りを設置しなさいということではございませんで、人と人の感覚を2メートル開けたがよいということでございますので、この間仕切りが手配できるまでは、避難所のほうでは床に2メートル感覚のマス目をつくるとか、印を付けた中で避難していただくということを取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 振興券の換金につきましては、要綱には明記はしてありませんけれども、山口議員もおっしゃられましたように、業者のほうに金がすぐというか、対応がすぐできるように商工会のほうと打ち合わせをしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） マスクの購入の件でございますが、5月の議会臨時会のほうにおきまして補正をさせていただいた分になります。全員協議会の中でも申し上げましたが、マスクの備蓄枚数が9,400枚程度でございますので、今後、マスクが安価になりましたら早急に購入するという構えでおります。よろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。



したがって、議案第46号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第12 同意第2号 苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について**

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について。次の者を苓北町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。坂元俊司。

提案理由でございますが、苓北町固定資産評価審査委員会の委員のうち1名の委員が、令和2年7月2日をもって任期満了となりますので、後任の委員を選任する必要があるためでございます。

なお、坂元俊司氏の略歴につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参考の上、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

本案について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決します。会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

(議場閉鎖)

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は11名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、5番、松本良人君、6番、石田みどり君、7番、浜口雅英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。  
只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。  
投票漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。  
これから開票を行います。立会人の松本良人君、石田みどり君、浜口雅英君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 同意第2号の坂元俊司君の投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票数11票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。  
議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

-----○-----

### 日程第13 同意第3号 苓北町固定資産評価員の選任について

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、同意第3号、苓北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

ここで審議に入ります前に、同意を受ける当事者が議場内に在籍しております。地方自治法第117条の規定による除斥の対象ではありませんが、審議の都合上、本案が終了するまでの間、退場を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） はい、異議なしと認めます。  
吉本英明君、退場してください。

（吉本英明君 退場）

○議長（錦戸俊春君） 提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 日程第13、同意第3号、苓北町固定資産評価員の選任についてのお願いでございます。次の者を苓北町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。吉本英明。

提案理由でございますが、荅北町固定資産評価員から辞職の届け出がありましたので、後任の評価員を選任する必要があるためでございます。

なお、吉本英明氏の略歴につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご参考の上、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

本案について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、荅北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決します。会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

(議場閉鎖)

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は11名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、8番、野崎幸洋君、9番、山本政人君、10番、倉田明君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の野崎幸洋君、山本政人君、倉田明君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(錦戸俊春君) 同意第3号の吉本英明君の投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票数11票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第3号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(錦戸俊春君) ここで、吉本英明君の入場を求めます。

(吉本英明君 入場)

-----○-----

#### 日程第14 陳情等文書表について

○議長(錦戸俊春君) 日程第14、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました1件が提出されております。

まず、陳情第13号、「労働者協同組合法」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情についてを議題とします。

陳情第13号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに会議運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定しましたので、お手元に配付しております。

-----○-----

#### 日程第15 閉会中の継続審査調査の件

○議長(錦戸俊春君) 日程第15、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長及び議員定数等調査特別委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することにしたと思います。なお、議員派遣に変更がある場合は議長に一任とさせていただきます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員